横濱開港五十年史

上卷

213.7 Ko49Sy Y

横濱開港五十年史序

我國往年海禁を解き條約を訂して貿易を行ふ、當時之を稱して開港といふ、爾來若干年、國人諍ふ所の問題は、開港鎖港に在りて、開國の二字は嘗て其口に上らざりき、是れ其初め唯港灣を開くに止まりて、何人も內地を開放するに意無かりしが爲めなり、然れども世界の氣運に應じて港を開くは、是れ國を開く所以の徑路のみ、奈何ぞ大勢に從ひて內地を開かざるを得んや、故に事蹟に於て開港と開國と、其程度に區別あるも精神に於て、二者の間相異なると無し、夫れ一國の主權を活用して國を開くと雖も、畢竟世界大勢の然らしむる者、此大勢を看取して之を順用する者は、其利を受け、然らざる者は之に反す、我國五十年間の歷史は、其活ける絕好適例にあらずして何ぞや、

國立國會圖書館
国立国会 26.11-1 図書館
249821

横濱は海外貿易の爲めに開ける最初の港灣にして、又帝國の政策を一變せる起點なり、唯海外の貨物此門を通じて入り來れるのみならず、無形の文物形而上の思想皆此地を通過して大八洲に遍布し、以て政治の變化社會の改革を生じたり、五十年前の往時を回顧するに、殆ど隔世別界の感無くんばあらず、其變化の甚大なるは啻蜑戸漁屋の横濱村が、石室櫛比の市區に變じたるが如きのみにあらず、予は開港の爲めに横濱の繁榮を致せるを歡ぶと同時に、我帝國が此好變化を受けたるを祝せんと欲す、

一國の形勢は、其國が單獨に定め得る所にあらず、顧みるに海外に於ける交通機關の發明、遠征拓地の盛行は、我帝國をして開國の政策を執らしめ、我國民をして海外の貿易を行はしむるに至れり、過去の事歷斯の如し、將來の變化も亦豈此大勢に違はんや、見よ臺灣の我版圖に歸し、遼

東の我勢力範圍に入り、朝鮮の我被保護國となれるは、我帝國西部の商工業に幾層の活氣を添へたることを、抑我東部は米國に對するの關係甚大なるが故に、彼の西海岸の繁榮は、間接に我東部の利益を助く可し、且南米諸國人口の增殖、貿易の進歩皆此傾向を促進す可くして、巴奈馬の開渠成るに至らば、東西の兩大洋連結せられて、航路を縮少し、世界周航の船舶皆我國に集まらんとす、果して然らば日本が東西貿易の要路に當りて木炭も亦黄金に化するの觀あらんとす、而して其鍵鈕を握る者は横濱市なる可き歟、此好望を有する市區は、此形勢を利用するの準備あるを要す、横濱は嘗て世界の變化に應じて貿易の繁榮を致し、日本は此氣運に從て、以て國家の隆昌を現はせり、横濱開港五十年史は、過去現在の證迹を世に示す可き好史料なり、予は世人が是を讀みて、我貿易及び國運を開進する將來の參考に供せんことを切望する者なり

明治四十二年四月

伯爵大隈重信

横濱開港五十年史序

神奈川は驛路を以て知られ、本牧十二天は勝景を以て顯はれ、之を游人の紀行に載せ、之を騷客の靈筆に盡き、夙く遠近に著稱せらる、横濱は此間に介在したる一小村のみ、安政以前の記錄に其名顯はれずして、邦内又横濱の如何なる地たることを知る者少し、況や海外に於てをや、其地は海灣深く入りて波濤岸を打ち、青松と白沙と相映じ、一帶の平原海濱と山岡との間に横はり、廬戸甍屋其中に散點す、是れ五十年前の横濱なり、山を斫り田を埋め市街成り坦路通じ、屋瓦鱗次百貨輻輳、内外の船舶港内に湊集して、萬國の地圖に其名を掲げ、東洋顯著の商港として普く世界に知らるゝは、是れ今日の横濱なり、嗚呼五十年前に於て、誰か五十年後の大變化を豫見する者あらんや、且其區域も擴大數倍し、本牧を連

ね、神奈川を含み、合せ稱して横濱といふ、舊横濱に對して新横濱と稱せん歟、抑小横濱に區別して大横濱と名けん歟。

横濱の此變化を致せるは何による歟、日本帝國の地理が、此人爲の政策と相待て此結果を生じたるなり、然りと雖も直接事に當りて力を致す者其人ありて、初めて其功を收む可し、其人とは誰ぞや、曰く此地の能く業を興し功を成すに足るを看取し、來り住して經營盡瘁し、以て横濱の繁榮を助けたる有爲の人即ち是なり、今日繁榮の好果を享受する者は、其由來を尋ねて前人の功勞を追懷せざる可からず、開港五十年史は本市發達の事蹟を歷記し、遡りて開港以前の内外關係を追叙し、以て今日を致せる所以の次第を述ぶ、卷を開きて本市の過去現在を詳知す可し、予は其好個の五十年記念として、永く市民に愛讀せらる可きを信ず。

進で已まざるは社會の大勢なり、日本帝國は其文明に於て其富資に於て五十年間發達せり、横濱をして永く帝國の名市區たらしめんとせば、過去の成功に滿足せず、之を將來膨脹進歩の基礎と爲さゞる可からず、此觀念を懷きて本書を繙閲せば、前人の功は後人を奬勵するの一大刺戟たらんとす、予故に本書の餘意を推擴して附するに此言を以てす。

明治四十二年四月

島田三郎

自序

日本帝國中繁華都會の數少とせず、然とも此等都會は長きは千年以上短きも數百年の歴史を有せり、例せば京都の如き桓武の朝以來一千年其間帝室の氣運に幾多の變遷ありしと雖も、我が歴代皇帝の御座所たることは變ずるなかりし、大阪は仁德の卽位元年に遷都あり、名けて高津の宮と申せしと、若し此年を以て創設の時とせば、平安朝よりも約五百年の舊歴史を有し、又神戸と異名同體の兵庫も其年數を問はば、難波と伯仲の間なるべし、江戸及び長崎は此等の三都會に比して、創設の年限遙かに及ばざるものあるも、尙ほ何れも三百年以上の星霜を經たり轉じて橫濱の繁榮如何と云ふに彼は東京、大阪に及ばざるも亦京都、神戸の下にあらず、而して其創設の起原は僅かに五十年にして、現在橫濱市中富と繁榮を集中せる部分は、五十年前鱗族の逍遙場たらずんば、漁

翁山媼の宿泊所たりしなり

舊都は何れも舊記に富む、五十年前始めて開設せられし横濱には、舊記稀なり、是に於て此新興の都會は、之を他に比して一層歴史編纂の必要を感ずるなり

明治三十六年の頃と覺ふ余は來栖壯兵衛君に邂逅し、市史編纂の必要を語りて云ふ、當市には舊記の憑據すべき者少し、幸に當港開設以來今日迄心を公共事務に盡し、一身を以て本市の活歴史とするに足るの先輩尚ほ存在し、加ふるに横濱創設五十年紀も其の來る遠からず、今は則ち當市五十年史編纂の好時期ならんと、君之れに同意して而かも未だ決せざりし

明治三十七年四月君余に語りて曰く、明治四十二年は横濱開港五十年に當れり、横濱商業會議所は今より開港五十年史を編纂するの議を決

したり、君幸に其の任に當られたしと、抑余と横濱市との關係は深くして且つ長き者なり、余は喜んで其請に應じ、始めて此業に著手せしは明治三十七年四月なり、乃ち横濱の事情に通曉せる川本三郎氏を始め、其他一二の助手を招き、一方には材料の蒐集を爲し他方には報告材料の選擇を爲し、經營前後六年、明治四十二年二月漸く全稿完結せり、余の淺學菲才、素より江湖の滿足を得るに足らざるべしと雖ども、重要の事實は網羅して遺さずと信ぜり、此事業に對し最も有益の材料を與へられしは外務省、神奈川縣廳、横濱税關、横濱市役所、帝國圖書館、史料編纂所、横濱貿易新報社、大槻如電、高島嘉右衛門、小野光景、來栖壯兵衛、石川有幸、伊藤秋作、柴田豐常、鈴木利貞、平戸大等の諸氏とす、嗚呼既往の五十年は鱗族の逍遙場たりし水澤を、泰西文物輸入の門戸と變ぜしめ、此市をして三都に比し、遜色なきの都會たらしめたり、今後五十年の横濱は如何、此

間日本の文物進みたりと雖ども、之を歐米先進國に比せば尚ほ闕如たる所多し、余は望む、此有望なる横濱市をして、尚ほ進んで、文物輸入の任務を全ふせしめ我國家をして、寧ろ文物輸出の東帝國たらしめんことを

明治四十二年二月

肥塚龍誌

横濱開港五十年史上卷目次

第一章 建國以來の國是……一

建國以來の國是は門戸開放——海外の工藝學術——漢學及佛法の傳來——人種の優劣と國の開鎖——日本へ歸化せんとする耶蘇敎——佛敎も日本に同化ず——外敎を防ぐの能力——幕吏と德川氏の祖法——德川氏滅亡の原因——攘夷は幕府を倒すの一原因——勤王論と横濱開港——横濱五十年史は新日本の五十年史——商工業の勢力と政治上の勢力——勢力伸張の正則と變則

第二章 古代及び横濱開港以前の貿易……二五

新羅の貿易品歡迎せらる——北條氏の朝鮮貿易——德川氏の朝鮮貿易——官府私人の支那貿易——鎌倉府以後の支那貿易——德川氏の支那貿易——支那貿易額の制限——海賊貿易の短命——秀吉家康の貿易奬勵——御朱印船——御朱印船の所有者——御朱印船を赤雲船と改む——外國に於ける日本人の跋扈——外國に於ける日本人町——外國に於ける日本政府の制札——海賊衆商業——當代士族の商業——御朱印船の濫觴——葡國貿易の衰運——葡人の致命傷——西班牙葡萄牙東西割據——西使と秀吉——家康と西班牙貿易——西班牙貿易の衰運——英人サリスの來航——英蘭の競爭——英人の虐待——英人には貿易を許可せず——アダムス等の到著と蘭人の勢力——家康蘭船に朱印を與ふ——蘭人追放の難を逃る——和蘭貿易の組織——貿易擴勢の變化——蘭國の輸出入品

第三章 中古海外派遣使……七九

將軍と大內との使節衝突——將軍の使節殺害せらる——大友宗麟の羅馬使節——法皇に謁見——蒲生氏郷の羅馬使節——德川家康の墨西哥使節——伊達政宗の羅馬使節

第四章　中古外國貿易市場の變遷……八六

九州貿易隆盛時代――我國の四要津――長崎港と其入口――外人雜居と其禁制――禁獄的居留地――唐人の慶禮と競弄物――國使に直接の應答を許さず――唐人の幽閉――長崎は唐人平戶は英人――浦賀は關東唯一の貿易港

第五章　本邦製業の發達……一〇二

製糸製造は神代に始る――開港以前に於る製業の盛衰――製業地の變遷――生糸改良の端緒――小野組と古河市兵衛――工部省の製絲試驗所――富岡製糸所――宮中御養蠶――二本松製絲場――新町紡績所――上毛製絲改良會社――製絲場の物與――製絲講習所――發明品の續出――桑畑反別――繭產額――生絲產額

第六章　德川氏對外政策の變遷……一一九

家康が英人に與へたる貿易免狀――家康が英國王に與へたる書翰――英人アダムスの優遇――蘭人ヤンヨースの優遇――日本は萬國人民の保身所――呂宋大守日本商船の制限を弛む――家康の返書――秀忠の返書――酋長由家康が外人を優待したる例證――將軍家光の鎖國政策――寬永十三年の鎖國令――親戚朋友の交通禁止――婦人の身體檢査――五代將軍綱吉――新井君美と蘭人――將軍吉宗の西學採用――寬政三年の斥攘令――所謂寬政令――水野出羽守の斥攘――英艦不意の入港と英人の暴行――幕府の自殺――高橋作左衛門の外船打拂建策――文政八年の無二打拂令――蘭學の頓挫――水野越前の失政――天保の薪水令――阿部伊勢守の全權――薪水令後渡來の外船

第七章　德川氏對外政策新紀元の一……一七四

幕吏夢醒の時期到來――和蘭王の書翰――幕府よりの返翰――黑船四隻浦賀入港――外船悉く此地を去るべしとの使命――滯都の困難擧措の如し――相模灣警衛の四藩――國書は是帝大臣の外關與を許さず――彼我の警戒――浦賀に於る兩國使臣の會同――米國大統領の書翰――無禮なる幕府の返翰――米使の浦賀出發――將軍螢去の通牒――米使の琉球出發――大船製造禁止令の廢止――諸大名の配置――米艦再び相模灣に入る――米使直ちに江戶に向はんとす――アダムスと林大學頭との面會――應接所を橫濱と定む――橫濱に於る兩國使臣の會見――幕府の答書――米國本夫の難儀――米國政府よりの寄贈品――宣教師の不法違反――ペルリへの答書――清人羅森の詩――米使三港を開かんと迫る――函館開港の期――幕府より米使へ贈品――米使の幕吏招待――ペルリ條約の記名調印――幕吏の米使慰勞――サラトガ號の先發報告――米使の神奈川出立――吉田松陰夜半米艦を訪ふ――松陰乘船を拒まる――米使函館到着――米官と幕行選擇との問答――幕行米使の要求を拒絕す――幕情探索や醜態す――米使と松前勘解由との面會――幕吏の意嗅――下田に於る隨國使臣の面會――下田に於る附加條約――米艦乘組員三八上陸を固辭す――米使の下田出發――露使の長崎入港――露國の國書と幕府の使節待遇――露使憤激發を幕行に投じて去る――露艦の長崎再來と應接委員の選差――日本委員露使の無禮を咎む――露使に與へたる我が返翰の大意――露艦長崎を去る――露使談判地の內定――露艦大阪に入り轉じて下田に向ふ――露艦ジャナの難破――露使の窮狀――ジャナの修繕地決定と沈沒――下田に於る布怙延條約――日英修交條約――米使ハルリス下田到著――下田奉行と米使面會期日の問答――幕吏態度の駐劄を否認す――玉泉寺米使の宿所となる――米總領事館使了屆ひ入れ――近海測量の可否――阿片の殿禁――公館番兵廢止――下田奉行へ全權委任――領事裁判の新設――米總領事の三要求――安政四年の下田條約――國書直進と重大事件隨述の要求――米使謁見の延期――德川齊昭等外使謁見に反對す――米使下田出立江戶に向ふ――米使の入府日誌――米使の入府と將軍の贈物――國書の謄本――米使の謁見――米使の演說二時間――外國公館の治外法權――米使の要求に對する幕府の答辭――米使提出の十六箇條――幕書調所第一回の全權會合――幕書調所第二回の全權會合――幕書調所第三回の全權會合――幕書調所第四回乃至第八回の會合――幕書調所第九回及第十回の會合――條約勅許願と堀田等の上京――ペルリの武的談判とハルリスの文的開導――米艦小笑神に投錨す――神奈川に於る假條約書調印――堀田の罷黜と井伊の決行――五箇國通商條約調印――國交上道理と武力――瑞西條約――葡萄牙條約――普魯士條約と三港開放――普國と修約の一蹉跌――堀織部正の自殺――普魯士條約調印

第八章　徳川氏對外政策新紀元の二……三三〇

横濱は外人の遊覽地——陸上警衛の本部——横濱神奈川關門見張番——入關規則——和親の擾亂と腰間の秋水——横濱警衛役——市在取締及定廻——自身番——英式調練——紅葉坂武器庫——小筒組及別手組——八王子千人隊——警衛隊——外兵の配置——騎兵隊——歩兵の警衛廢止——遊卒——遊卒を巡察と改む——居留地取締——川崎鶴ヶ谷間の取締——兩驛間番兵の廢止——遊歩新道——里程の爭論——幕府の注意と佛人の三要求——外人路上の危險——外國使臣身邊の護衛——外人に對する通路の警戒——外人通路の選定——浦賀番所と奉行所——浦賀港場——走水番所——搬管崎砲臺——浪士の横行と衛士の增加——江戸警防備の一端緒——浦賀奉行と神奈川海防——横濱運上所の御用船——幕末の軍艦——砲臺及陣屋——松平淡路守と神奈川海防——横濱運上所の御用船——幕末の軍艦——砲臺及陣屋——外船入港の警戒——密商其他の取締——横濱外兵駐屯に關する吾輩政の意見——居留外人の危險——順道九神奈川宿——外人の居留地擴張——英佛東艦横濱入港——浪士横濱襲撃の報——外兵駐屯請求の好口實——江戸横濱物情騒然——水野越前守の權道——飛脚守外兵横濱駐屯を許可す——外艦馬關に向はんとす——英兵一部の撤退——佛兵の駐屯——我の撤兵請求——外兵の退去——英佛兵營の無小倉借料五萬三千兩——英兵增員——露使エラビヨフの持重——佛國領事館使丁の遭害——佛國領事との押問答——英地租無家稅——露國海軍士官の遭害——ヒュスケンの遭害——米使の同情——高輪東禪寺襲撃——浪佛領事の難題——和蘭人二人の遭害——懸賞の罪人捜索——幕府の答辯書——兇徒の心情——防戰士人へ英使の贈物——東禪寺第人の襲撃と米使好意的の注意——英使の休間寄——英使の不滿——閣老の辯解——第二東禪寺事件遺族二の兇行——兇人は護衛の士人——英使の談判——護衛怠慢の罰——生麥事件に對する隨從の答辯——生麥事件に關する外國公使行との扶助金——生麥事件の償金——生麥に於る英人殺傷——生麥事件の償金十萬磅を拂ふ——英國艦薩摩灣に入る——英艦に對する薩原英公使の問答——英使最後の照會——英國軍艦の突入——償金の軍略——英薩三軍の激戰——生麥事件の終局——佛國公使館に放火す——佛國士官の遭害——佛使慰和の擧動——巴里へ特派の謝罪使——被害者の遺族扶助——英國士官の遭害——犯人清水清次の斬罪——佛國水兵の遭害

第九章　徳川氏對外政策新紀元の三……四七六

造船製鐵所の始——佐賀藩製鐵所の獻納——横須賀造船所の濫觴——横濱製鐵所成る——横須賀と石川島との爭——兩製鐵所佛國へ抵當——横須賀製鐵所造營中止——兩製鐵所回收——新政府造船所を引繼ぐ——鎭守府を横須賀に置く——造船術の進歩——薩摩鹿兒島の建造——横濱製鐵所の建設——横濱製鐵所の建設毀——砲臺築造——砲臺の撤去——砲臺の修築——砲臺の交換の請求——砲臺の答禮に派上下——砲臺毀を外國使臣に請求す——砲臺の手續——幕府調所——外人と富士山——ケムフルの富士山評——英使の富士登山——同勢二百馬三十——兩都兩港開始延期——兩都兩港開始の上申——兩都兩港開始の通知——大阪に於る外國使臣將軍謁見——外國使臣優待規則——兩都一港開始の逆書——外人江戸住居規約——開市と開港の區別——江戸遷都——遷都の原因

第十章　京幕二勢力の離合……五四一

家康の外戚香宮——家康薨ず——信天海と最傳との爭論——家康神號宣下——秀忠の女入內——女御降嫁と中宮御所御條目——公武の衝突幕府の强壓——御水尾天皇御讓位——家光の上洛——家光の參內——覺永寺と聖主寺宮の取立——信天海の權謀——家光の舉動に對する諸說——東照權現宮號の宣下——家綱綱吉時代の平穩——館澤の京幕輕重意見——山鹿素行の兵學——綱吉の人格——綱吉の獎學——綱吉の忠言——君美と信篤の失敗——家宣家繼時代の悖力衰平——吉宗の擁立——吉宗の本領——吉宗の心事に對する諸說——吉宗の子孫繁榮——吉宗の興學施策——吉宗の京都祭祀——文學に對する部法術の召喚——垂加流進講——武部の追放と逸流——大瓦傑慨柳子新論を著す——大瓦學奇禍に罹る——勤王家の閉息——家治の暗愚——松平定信の大老職——定信の國政擧興令——倖媚事件——定信と皇室造營——吉宗政治の中心——定信去りて收斂の端開く——水野忠成の對京政略——忠成惡政の結果——家慶と水野忠邦——家定時代の幕政衰頽——米艦の入港——朝廷國政干涉の端緒

第十一章　外國條約に對する京都意嚮の變遷……六二二

條約締結權の所在に惑ふ—外人に對する上下の苦痛—林大學及津田半三郎の意見書—萬里小路の攘夷論—林津田に對する京都の示命—所謂水藩の建白京都を動かす—堀田備中の上京と答書—條約不許可の勅命—堀田躊躇閣下を去らず—ハルリスの警告と井伊の決心—水戸齋昭の井伊對抗—條約調印京都への報告—條約に對する諸大名の建言—三藩登城井伊へ詰問—京都に對する井伊の分疏—水藩へ勅書降下—井伊最後の手段—勅諚の緩和—問部の搏噬政策—勅書取戻に關する幕府の苦心—幕府第二の違勅—久世安藤の共同內閣—三條姉小路東下—攘夷派の得意—薩長の暗鬪—長州藩論の一變—慶喜の彌縫策—將軍家茂の上京—攘夷期日決定—三奉行の憤慨—長藩の外船砲擊—砲擊責任の所在如何—人物實力幕府を去る—彼我武力の試驗—外船打拂は賤臣の登龍門—長藩幕船を擊つ—攘夷派の不首尾—長藩攘夷旗幟の變狀—長州勢力失墜の原因—攘夷說の緩和—攘夷說變じて鎖港說となる—將軍の上洛と薩藩の勢力—世に云ふ反覆の綸旨—暗黑時代の眞相—外艦砲擊媾和の條件—妄擧に酬るに妄擧を以てす—長藩蛤門の變—長州征伐の命令—將軍長藩親征—長防討伐部署—第一回征長軍の撤退—長州正義派の活躍—長州征伐の再擧—長藩の決意と幕軍の躊躇—幕府の宣告と毛利家の抗拒—幕軍忽ち敗る—長防處置寬大の勅詔—松平容堂の還政勸告—大政返上と毛利官位復舊—外國使臣の同情幕府を去らんとす—九曼の外艦神戶入港—京都の妄斷將軍の辭表—將軍の上奏諸藩の評議—一橋慶喜と小笠原閣老の決心—條件付の條約勅許—兵庫大阪の開放と伯耆守謀判の證書—伯耆守冒險策の成功—慶喜の兵庫開港上奏—大原等の頑說京都を動かす—慶喜再度の上奏—兵庫開鎖二派の爭論—兵庫開港の勅許—京都の鎖攘說は終始一貫—尊攘說と政權の統一

第十二章　國王大君名義の爭論……七三五

國王の信書と臣下の答書—大君の稱を朝鮮に傳ふ—雨森と新井との衝突—安政條約日本代表者の稱號—累代の將軍王號を用ひず

第十三章　暗黑時代の三使節……七四二

幕府大名政治上地位の顚倒—條約批准使節米國派遣の理由—幕使米國に歡迎せらる—政界の變狀と幕使の歸朝—所謂浪人勢力時代—開港開市延期使節派遣の理由—安藤とハルリスの親善—佛使の助言安藤急場を免る—石見守一行英艦に搭じて出發す—安藤の遭害と英使の同情—英國女皇謁見の不許可—英政府の延期承諾と交換條件—和蘭以下三國歷訪—樺太境界問題—延期使節の歸朝と政治鑑臺の一變—攘夷切迫と將軍の假病—薩州の强硬幕府の苦痛—古今無比の奇政況—一橋慶喜の辭表—攘夷期限幕府へ一任の建言—入京差止と志士の勸捕—攘夷嚴重の御沙汰—橫濱鎖港談判と理由—鎖港使の出立と將軍再度の上洛—不得要領の勅答文—久光鎖港使の非を論ず—鎖港不可說に對する慶喜の態度—鎖港使派遣に關する英使の反對—鎖港使英使の一喝に遇ふ—三世傘破翁鎖港の非を說く—鎖港使歸途に就く—巴里の廢約—使命二樣の使ひ分け—歸朝の鎖港使罰せらる—鎖港使の報告書

第十四章　治外法權及條約改正……七九〇

治外法權の淵源—外人に對する我法權の伸縮—文明と法律の程度—ペルリ條約に治外法權なし—治外法權條約書に現はる—治外法權運用上の不利益—內地旅行と領事裁判—使節歐米派遣—條約改正は要求にあらず希望なり—使節の目的變更—條約改正委任は不許可—歐洲諸國の條約改正反對—新法律の制定—井上條約改正案—伊藤內閣の死活問題—保安條例の發布—伊藤內閣倒れ黑田內閣成る—後藤の反對運動と改進黨の對抗—御前會議と無期延期—陸奧宗光の最終成功—內外人訴訟手續—米國領事水兵を庇護す—伊領事と銃獵違犯者—英領事と英人ボルヴィス—英領事と憐れむべき貧民—獨逸人の不法營業—居留地は邦人の魔窟—對外硬派起つ—橫濱居留地外人の條約改正反對—條約改正實施の準備—外人龍駕を迎ふ—橫濱市の條約改正祝賀會—外人家屋稅問題—外人の主張—日本政府の主張—仲裁裁判—登錄稅の免除と還付—外人逮捕規則

第十五章　幕末の陸海軍……八四五

陸軍教授佛人雇入れ—橫濱に兵營建築—佛國陸軍教授の解雇—我國海軍の曙光—阿部閣老の海軍創設意見—長崎の軍艦製造傳習所—邦人始て軍艦を造る—傳習生和蘭に派遣せらる—水薩二藩の軍艦建造—封建制度は海軍創

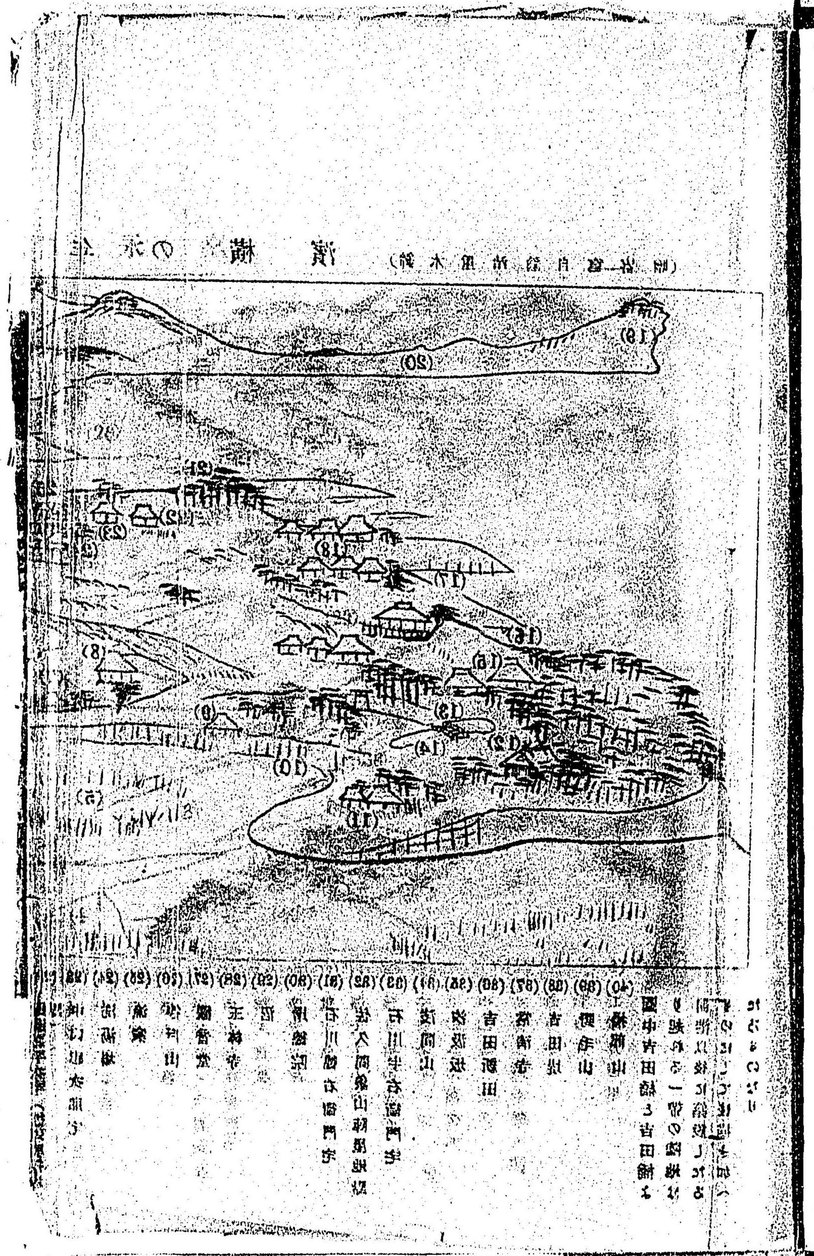

殺の妨害―海軍創設時代蘭佛兩國との關係―海軍傳習生を英國に依頼す―海軍教官到着と同時に解雇

第十六章　佛教……八六一

神儒佛教と耶蘇教―政權宗權の爭は東西相同じからず―佛教に對する家康の心事―家康の宗法制定―關東寺院と京都との對抗―西教防禦の任務―德川時代には識見卓越の僧なし―鎌倉時代宗教の衰微―神儒同盟佛教排擊―太政官符梵鐘廢止―智恩院及輪王寺宮の歎願―漢學者の活動―佛教信仰の血統相續―信仰自由の憲章―寺院僧侶の數―佛教の今昔―神佛分離政教一致―三條實美の宣教長官―排佛毀釋の實行―教部省の設置と三條教則の發布―神道者の跋扈僧侶の閉息―政教分離と教部省の廢止―教導職廢止と宗制寺法の編成―宗教本來の地位確定

第十七章　耶蘇教……八九六

ビントーの來朝―ザヴィールの來朝―ザヴィール宣教の偉績―殺伐酷烈の宣教手段―秀吉の西教排斥―家康の西教排斥―家光の西教排斥―天草西教徒の騷亂―援を蘭人に借りて島原を攻む―外兵引入の責任者―蘭人援軍の報酬―耶蘇教徒跡を絶つ―ハルリスの信仰自由主張―日本製の竹籠と耶蘇教―横濱開港後最初渡來の宣教師―西教信者三十人の捕縛と佛使の抗議―耶蘇教徒の條件付放免―邪宗門の紛論―外教信者三千人の遠隔―耶蘇教禁札の撤去―西僧の增加―修道士ニコライ來朝―基督教三派の本流―基督教學校―新舊二教の勢力―横濱の三教會―横濱に於る西教各派の教勢

横濱開港五十年史上卷目次終

嘉永四年の横濱

（鈴木重治翁自寫寄贈）

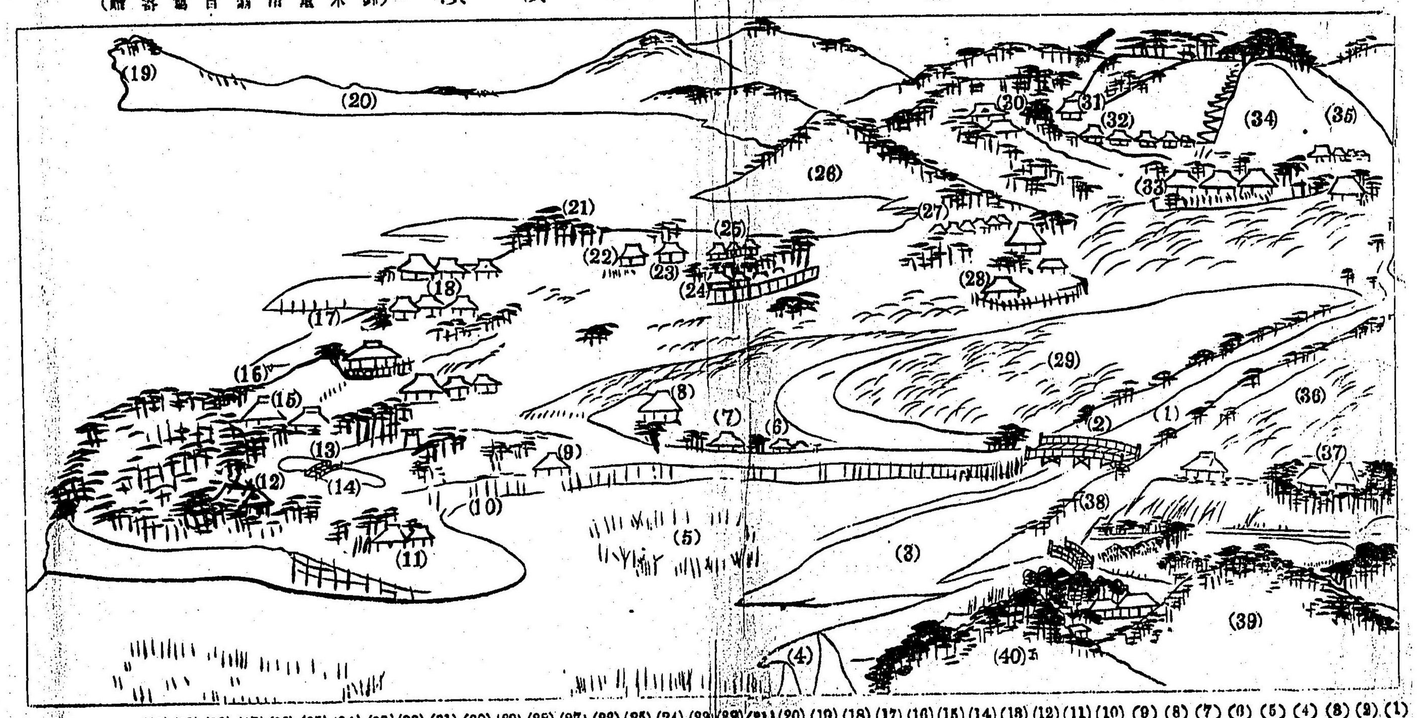

(1) 大岡川
(2) 吉田橋
(3) 牡蠣養殖場
(4) 姥が岩
(5) 海苔粗朶
(6) 太田屋新田番人宅
(7) 中山直次郎宅
(8) 太川屋治郎吉宅
(9) 海苔場番人宅
(10) 野毛浦渡船場
(11) 船大工小舎
(12) 辨天社
(13) 辨天の橋
(14) 辨天社池
(15) 中山神右衛門宅
(16) 神奈川への渡船場
(17) 鰯の揚場
(18) 漁家
(19) 十二天の鼻
(20) 本牧
(21) 水神の森
(22) 田邊茅平次宅（後玉川村）
(23) 中山忠次郎宅
(24) 洗湯場
(25) 漁家
(26) 谷戸山
(27) 觀音堂
(28) 玉林寺
(29) 沼
(30) 增徳院
(31) 石川德右衛門宅
(32) 佐久間象山陣屋地點
(33) 石川半右衛門宅
(34) 淺間山
(35) 汐汲坂
(36) 吉田新田
(37) 常清寺
(38) 吉田堤
(39) 野毛山
(40) 掃部山

圖中吉田橋と吉田橋より起れる一帶の陸地は開港以後に築設したるものにして後描き加へたるものなり

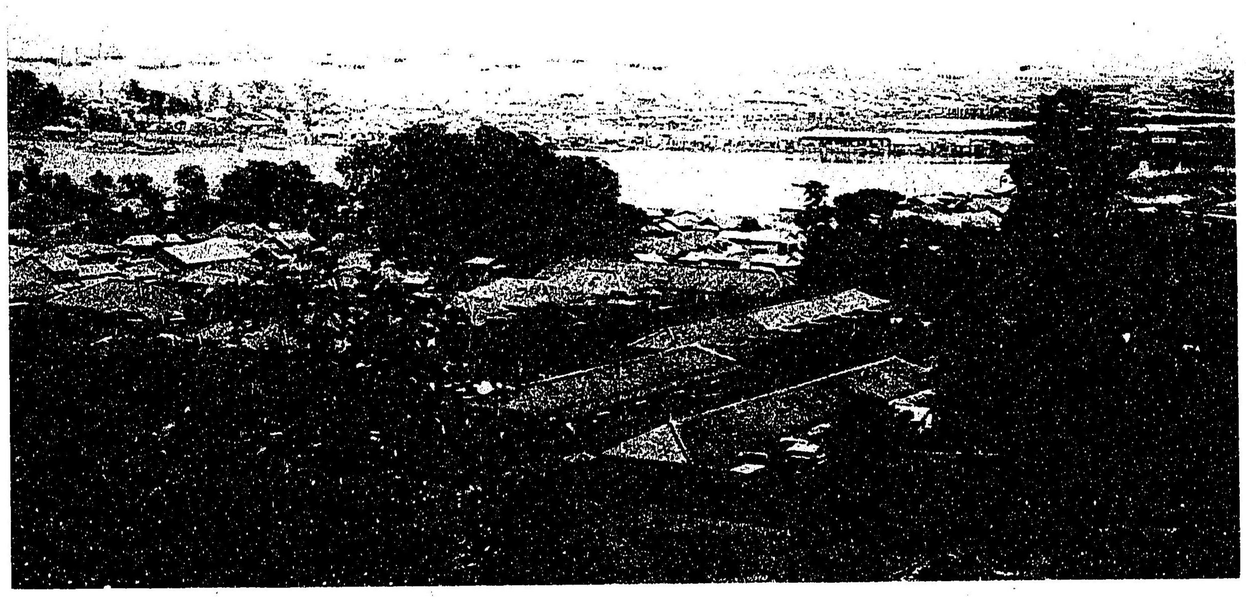

萬延元年の横濱

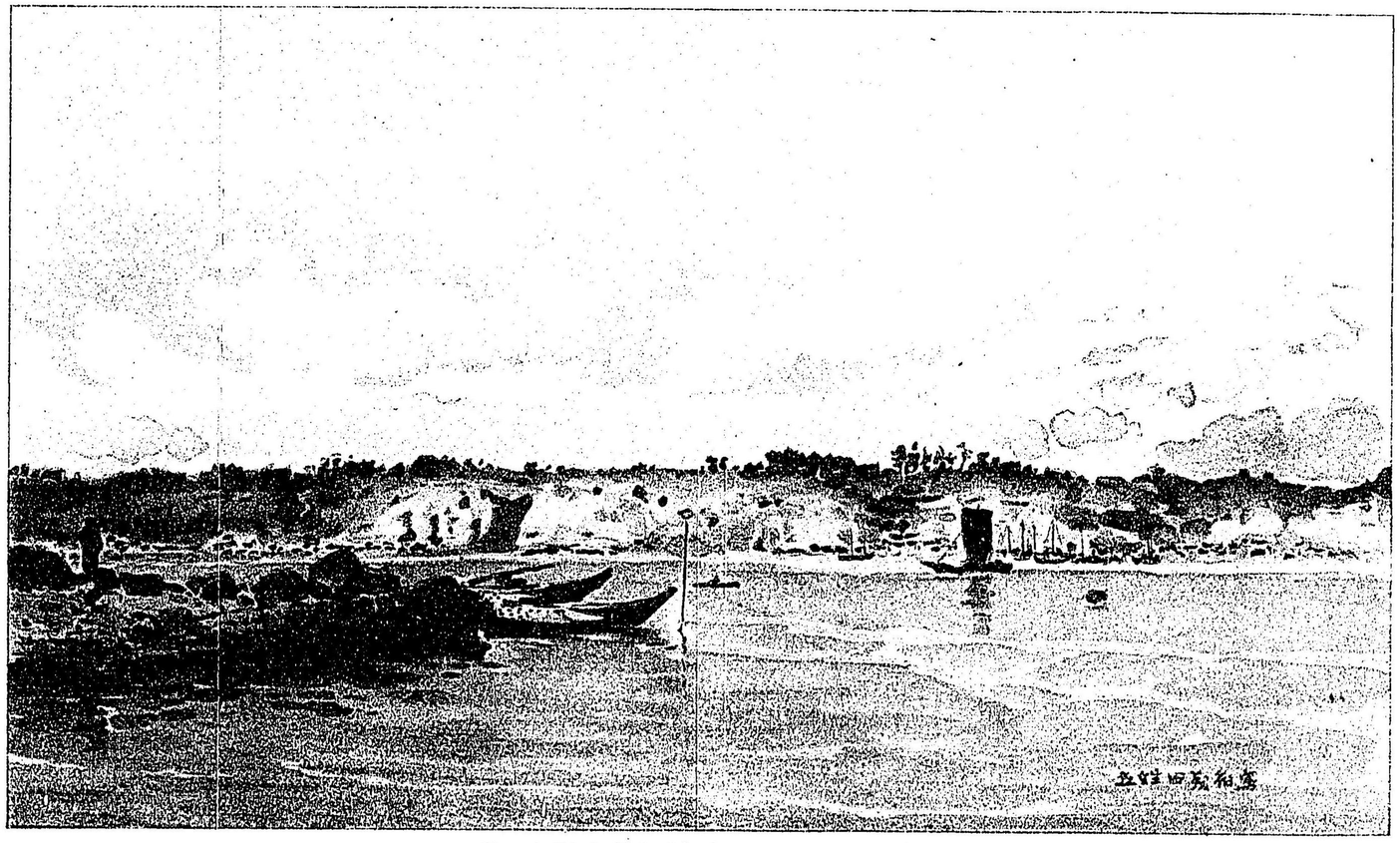

橫濱日本波止場より神奈川を望む（明治二年）

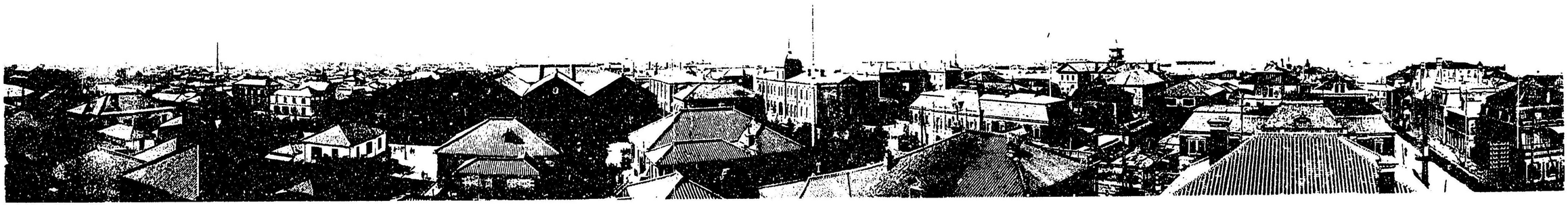

明治四十二年の横濱市全景

文祿中秀吉が許可したる御朱印船は、人員八人にして船數九隻なりし、長崎にては末次平藏二隻船本彌兵次、荒木宗右衞門、糸屋隨右衞門、泉州堺にては伊豫屋良千京都にては茶屋四郎次郎、角倉與一、伏見にては伏見屋某各一隻、其船形は支那船に似たり、世人之を稱して九艘船と云ひしと、德川家康政權を握るに至るも、依然朱印制を取れり、慶長年間德川氏より朱印を受けし者六十二人、其式秀吉の者に異るなし文祿元年より寛永十一年に至る、四十三年間に豐臣、德川の兩家より朱印免許を得て南洋印度諸國に通商し、大利を得し者多し、之を以て富者は競うて、外國貿易に從事せんとしたるも、免許に制限ありて、濫りに發船するを得ず、又當時は日本戰後の壯漢脾肉の歎に堪へず、支那、安南、南洋等に航し貿易を名として劫略を事とし、被害の諸邦より日本政府に苦情を申し込みし者、十にして足らず、之れが爲め自然に船數に制限を設くる必要を生じたるなり

慶長九年より、同十八年に至る十箇年間に、海外渡航の朱印を得し者、內外船を合して二十餘隻、同十九年より寛永元年迄十箇年間に、五十五隻あり、元和八年迄人名の知れたる者を揭れば

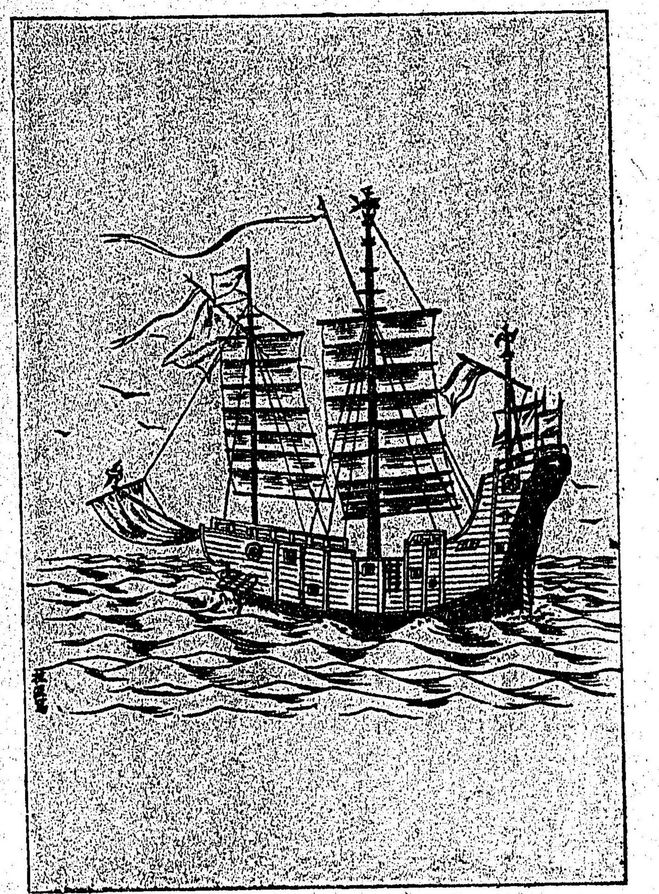

德川氏朱印船

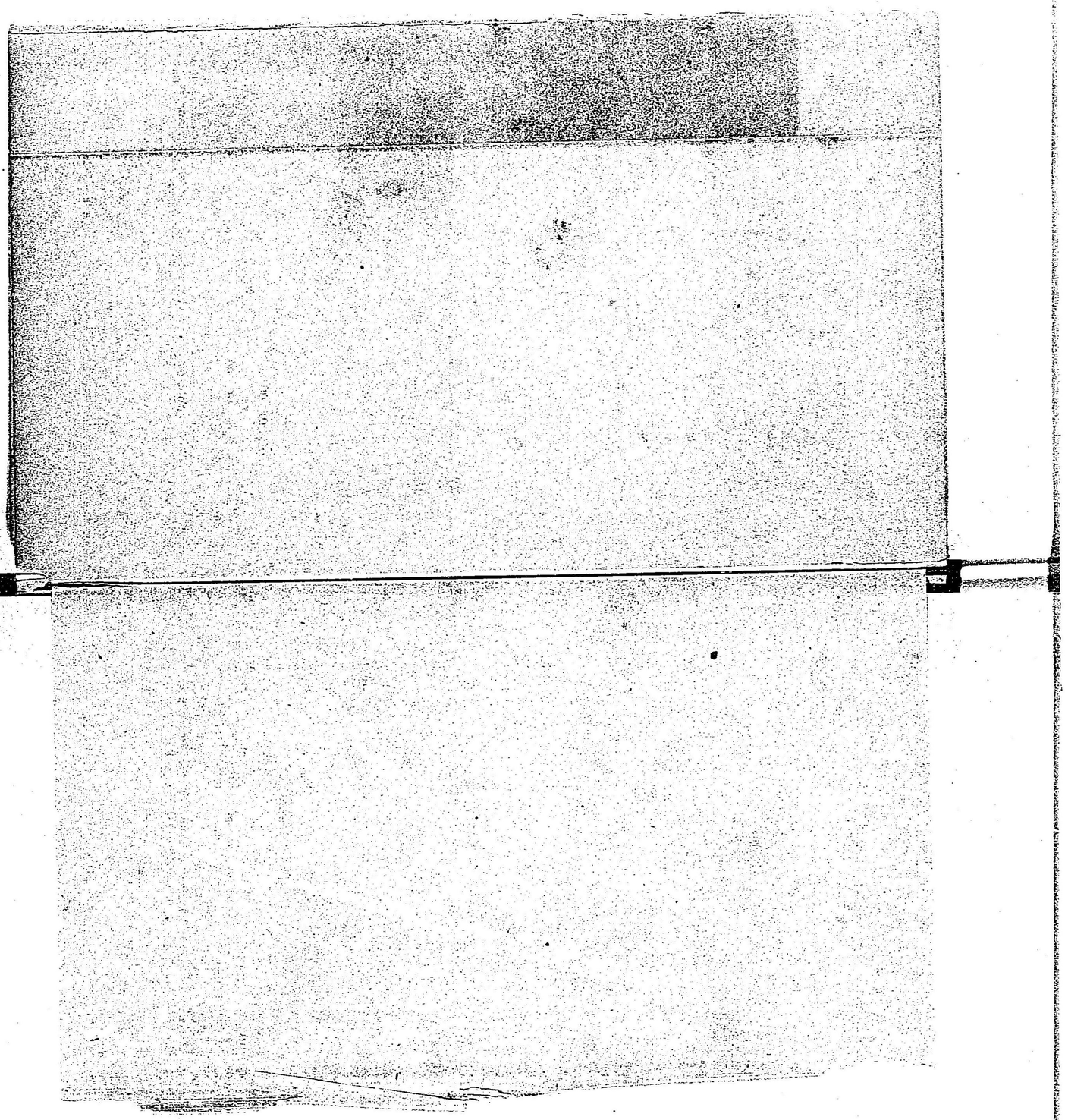

明治四十二年之橫濱地圖

縮尺一万八千二百一分ノ一

以一仙米爲一百間

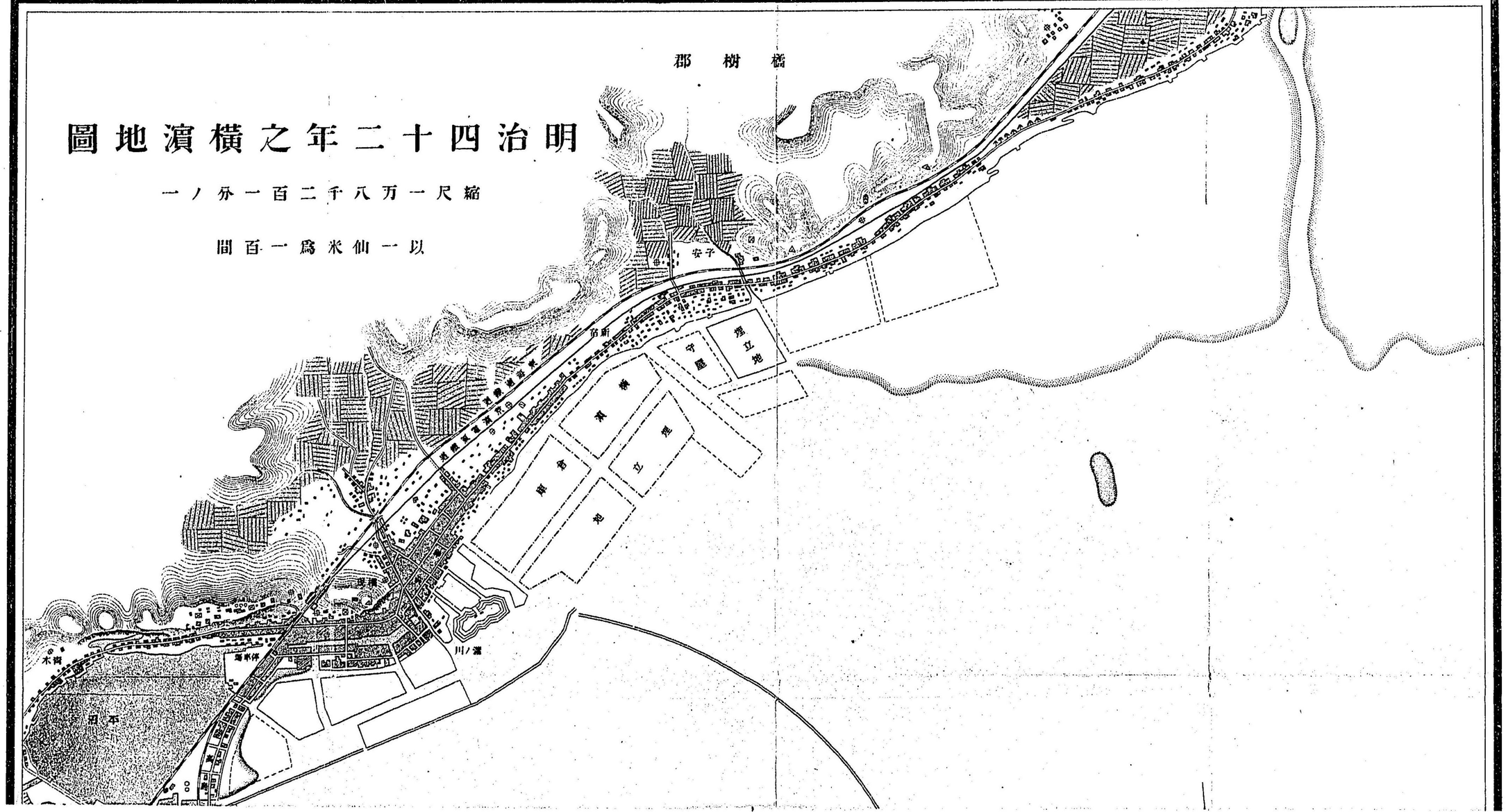

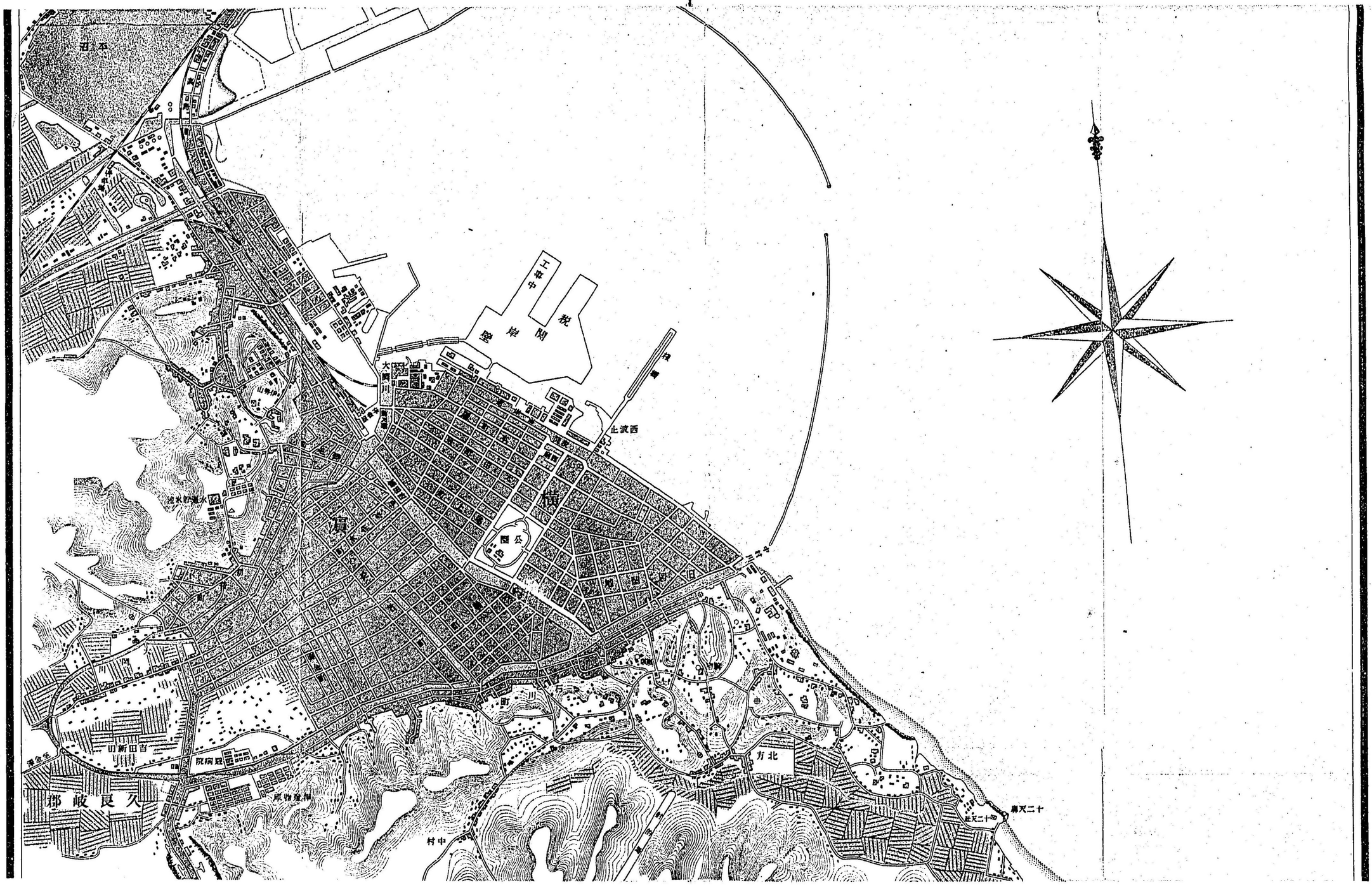

本沼
工事中
税関岸壁
大岡川
西波止
横
公園
寛
吉田新田
久良岐郡
北方
中村

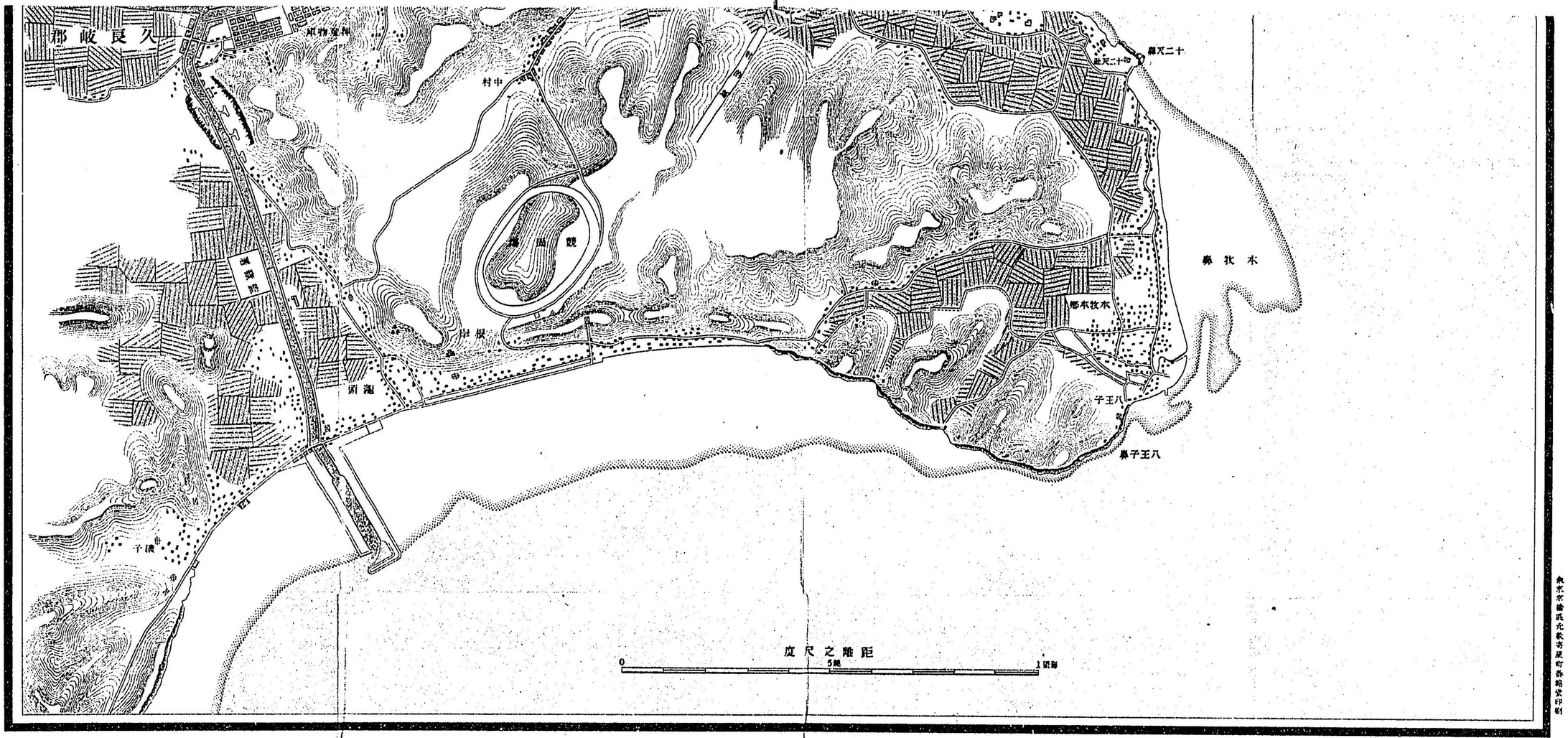

東京京橋區元數寄屋町泰綿堂印刷

横濱開港五十年史

上卷

第一章　建國以來の國是

建國以來の國是は門戸開放

同一地球の上に棲息し、同一太陽の光線に沐浴し同一人道の下に支配せらるる以上、人類相互の交通は自然にして、人爲の能く制止し得べき者にあらず、日本建國以來の國是は、此天則に從ひ開國進取を是認し、鎖國排外を非としたるなり有史以前の事は、文獻の徴すべきなし、今を去ること約二千年崇神天皇即位十一年甲午の詔に曰く異俗譯を重ねて海外より歸化す云云崇神の朝以前歷代の天皇は我國門戸を開放し、外人の王化に浴せんと來る者は、之を撫育せられしこと知るべし、崇神帝六十五年任那始めて我に國使を發し次で仲哀帝九年新羅王はハトリカムキミシコチを國使として我に派遣し、方物八十艘を獻じ神功皇后攝政五年我は新羅の朝貢に對し、答使として葛城襲津彦を彼に派遣し應神帝即位七年には高麗百濟任那何れも使を發して朝貢の體を爲し、我も亦厚く彼等を禮遇したり

海外の工藝學術

應神の朝、支那人の我に歸化する者最も多く、其即位七年には、秦皇の裔弓月なる者百二十縣の民を率ゐて歸化し、金銀、玉帛、珍寶を獻じ、又其三十七年には漢人阿知使主及其子都加使主十七縣の人民を率ゐて我に歸化し、欽明天皇即位元年八月秦人漢人歸化の者を國郡に配置し、戸籍を編せしむ、秦人の戸數七千五十三、大藏の椽を以て秦伴造となし、扶桑略記其他支那朝鮮人の、我に歸化したる者枚擧に遑なし、又歷代の君主が、汎く海外に知識、藝能を求めたる例證を擧れば、我國紀元六百三十四年、垂仁帝即位三年甲午、新羅の陶工其王子天日槍に從ひ來る、之を近江鏡谷に居らしむ、越えて二百餘年、神功皇后攝政五年乙酉、葛城襲津彦をして新羅を伐たしめ、其人民を俘にして歸る、中に織工數人あり、之を大和の桑原、佐糜、高宮、忍海の四邑に置き綾を織らしむ、時人之を漢人と稱す、日本書紀百濟の秀才王仁が冶工、織工、釀手を率ゐて我に歸化したるは、應神帝即位十五年にして、造船工新たに新羅より來り、我に造船術を敎へたるは、同三十一年なり、雄略帝即位七年、吉備海部は大命を奉じ百濟に渡航し、陶部高貴、鞍部監貴、畫部因斯羅我等を率ゐて歸り、我國技術部面の進步を助けたり、醫術も亦然り、百濟國の醫德來なる者我朝の召に應じて來り還らず、子

漢學及佛法の傳來

孫世世難波に居り、難波藥師の稱を得、五世の孫惠日なる者入唐して留學生となり業成の後歸朝し、醫界に一家を爲せりとは、皇國名醫傳の記する所とす、村上帝の朝には唐僧長秀なる者あり、歸化し鎭西に居る、彼醫術に精なるを以て徵されて梵釋寺の住職となり、僧務を督するの傍ら、醫藥の業に從事したり

古事記、日本書紀等の記する所に依るに、應神帝即位十五年甲辰八月、百濟王其王子阿直岐をして來朝せしむ、阿直岐經典に通ず、天皇太子菟道稚郎子をして之を師とし學ばしむ、阿直岐更に其國の秀才王仁を薦む、因て荒田別を百濟に遣はし之を徵す、翌年二月王仁冶工卓素、呉服西素、釀酒二番を率ゐて來朝し、論語十卷、千字文一卷を獻ず、皇太子王仁に就て經傳を受く、儒學の本邦に入る此に始るとあり、漢學の我に來る斯の如し、而して佛敎如何にと云ふに、欽明帝即位十三年壬辰冬、百濟王明其臣怒唎斯致を遣はし、佛像及幡蓋經論を獻じ、別に表文を上る、曰く此法諸法の中に於て最も殊勝とす、周公孔子も尙ほ知る能はず、此法能く無量無邊福德果報を生ず乃ち無上の菩提を爲す、譬へば人の隨意の寶を懷にし、用ゐる所心に從ひ、祈願闕く所なし、故に西天竺より遠く三韓に及び、奉持尊敬せざることなし、是に由て臣明謹

人種の優劣と國の開鎖

んで陪臣怒唎斯致を遣はし、帝國に傳へ奉る、天皇奏を聽き歡喜踊躍して之を受く本邦の佛法此に始ると古記は記せり

儒教然り、佛教然り、工藝然り、我國百般の事物其一半以上は、海外より輸入し來りし者にして、我國民の創意に基く者比較的少し、四面環海の帝國が、往時航術の開けざる時、幾分か宗教及學術の思想を養成發達したるは、全く外國交通の賜なり、德川家光が海門を嚴鎖するまで、我歷代の帝王執政が、外賓を優遇し、學術技藝を絕海の地に求めたるは、人生の幸福は寂寞無人の地に生せずして、繁華交通の中に生育するの趣味を解したるに由る

然れども國家も一種の有機物なり、生存競爭の中に立て、優勝劣敗の規則に支配せられざるを得ず、此規則の下に生存する者は、自から彼我强弱の力を計り、强者は進んで他に接觸せんことを希望するも、弱者は自から退隱孤居を希望する者なり、蝦夷アイヌが古來本島人に接するを忌避したること、米洲土人が白人に接するを拒みしこと、何れも劣等人種が優等人種に接觸して、優勝劣敗の規則に支配せらるることを自覺するの結果なり

日本人は優勝劣敗の規則の下に、外人に接觸するを利とすべき人種なりや、將た忌避すべき人種なりやと云ふに、古來日本人種に就て說明をなす者一ならず、曰く支那より移住せし蒙古人種なりとする者(林羅山一派の說)曰くシナイ高原巴比倫住民の末族、卽ちアリアン人種なりと云ふ者(ケムフルの大日本史)曰くセミチック人種、卽ち猶太人なりとする者(蘇姑土マクレオットの說)曰く馬來方面より來れる、マレイ人種なりと云ふ者(米人ピッカーリングの說)曰く韃靼民族の落胤なりと云ふ者(獨逸人ヘッケル、佛人ホブラーク及びシーボルト等の說)專門學者の云ふ所、言語に依りて判斷する者、容貌、風俗、氣質等にて判斷する者ありて幾んど十人十說、何れか眞を得たるやを知らず、又日本の原人(アブオルジン)はアイヌにして吾人の先祖は北は朝鮮、南はマレーより來り、一は日向に據り、一は山陰地方を領したりとの說もあり、此等は專門家の推究に讓るべし、スペンサー曰く、凡そ生存競爭に勝利を制する者は、足の强壯なる民族にありと、ワシントン、アービング曰く、實地目擊したる所に依るに、米國土人の漁業生活を爲す者は足骨弓曲し、到底進化の望なしと、日本の民族體軀は矮小にして脚骨多くは弓曲し、西人往往日本人を呼んで短脚人と云ふ、然らば此短

小にして脚骨弓曲せる日本民族は、到底世界優勝劣敗の競爭場裏に出づる資格なき者乎、若し資格なしとせば寧ろ退て極東の桃源境となり、あらん限りの力を盡して、海門閉鎖の主義を守ること身の分限を知りたる擧動なり、進取乎、退守乎、日本國民たる者分限相應の擧動を爲さざるべからず、大日本史著者ケムフルは鎖國意見を述べて曰く、

開國說を主張する者鎖國を以て一種の罪惡となし、甚しきは之を以て、謀殺罪に齊しき者とせり、其說に曰く人類の相交通するは天則なり、之を破ぶる者は、造物者の意旨に反す、吾人人類は齊しく同一太陽の光線に浴し、同一地上に棲息し、同一空氣を呼吸せり、造物者は吾人人類の棲息に就て決して境界を設定せず、而るに國境を封鎖し、世界と交通を絶つ者は、是れ國民を獄舍に投じ、世間と交通を絶たしむると異る所なしと、是れ其の開國說主張者の唱道する所とす、然れども我の考ふる所は大に之れに異れり、此地球上に住する國民は各其言語、其風俗、其歸趨を異にするにあらずや、見よ地球には山脈あり、河川あり、大海ありて、自然に國と國との境界を爲し、氣候亦各同じからず、太古バビロン塔建設の時、其の集合したる人類に、言語の混雜を起し、各言語の通ずる者のみ集りて一國となり、各方面に分散したる如きは、造物者の意旨衆と地球の人類を總めて、一國とするにあらざるの證據ならずや、世界に王國あり、共和國あり、各一國となりて一國を組織する者何れも其の言語、風俗相同じきが爲めにして、言語風俗の異る外人を、疎外疾視すること人情の自然なり、古來往往功名心に驅られ、自然が與へたる境域に滿足せず、兵馬の力にて、隣邦を蠶食する帝王あるも、彼久しからずして國內叛亂を生じ、終には其橫奪したる領土を、尖はざるを得ざるに至るは、何れも領土に自然の制限あるが爲めなり、世界何れの國民にても、漸く自然が與へたる領土の內に滿足して生活し、他人他國の權利と自由を侵害することなかりせば、世界の歷史は血痕を以て印せる如き悲劇を見ずして止みしならん、公共若くは私人の幸福を進捗し、國內不毛の地を開拓し、子弟の敎育を盛にするの道は、各國國民互に他を侵害せざるにあり、此希望に適合し、最善最良の模型たるべき政府は世界になきや否や、曰く之れあり、日本國の政府是なり、此國民は、其領土の內に滿足なる生活を爲し他の國民と交通貿易せずとも、國內の平和を保ち、國內にて百般の需用

を供給するに足る、凡て世界の國民が、他の國民と交通貿易を必要とする所以は第一國家を支配すべき法律第二精神に安心決定を與ふる宗教第三思想を開發すべき學術第四人類生活を高尚にし、其必要を充すの動力第五人類の健康を保全する醫藥を五に共通せんとするに過ぎず、若し國あり、其國内にて、此等の需用を充すに足る者あらば、交通貿易何の必要かあらん、日本は此等の需用を其國内にて充すに足る、必要の場合に建國以來の國是は、海陸兵馬の力を以て外敵を防ぐに足るの勇氣あり、武力あり云云

日本へ佛教の傳來

然らば我帝國は、鎖國を以て國是とすべきやと云ふに決して然らず帝國二千數百年來の歷史に就て見るも、我民族の能力に就て見るも、日本民族は世界の競爭場裏に出て優勝者たる地位を爭ふ資格を有せる者なり、彼の體軀の大小脚長短說の如き已往二千年間に經過し來りたる事實を左右する力なく、又孤島國内に閉息して姑息の泰平に安んずるが如きは有爲なる民族の堪る能はざる所とす、凡そ國民が、世界公開の競爭場裏に出て、輸贏を決するに適するや否を知るに、二箇の要素あり、即ち一は其國民能く外國文明を咀嚼する能力あるや、二は其國民能く外侮を防ぐの勇氣あるや否と云ふこと是なり、日本已往の事實に徵するに、日本人種の如く

日本へ歸化せんとする耶蘇教

に知識上の消化力健全なる者稀なるが如し、宗教の一事に就て見るに、佛教傳來の始めは、我國情と調和を闕きたる所ありしが爲め、動もすれば國政と衝突せんとしたれとも、此宗教も文物消化力に富る日本に來りては長く、天竺の宗教たる能はず、支那、朝鮮の佛教たる能はず、天台眞言禪淨土等新法門の開くるに從ひ次第に我風俗に同化し、進化し、釋迦にして再來せば、日本人が佛法を利用し、釋迦教を日本に同化せしめたる機略の巧妙なるに驚くならん、彼の佛教寺院の殿堂の正面に天下泰平武運長久、寶祚延長の位牌を安置し、德川氏武運の長久と、皇室寶祚の延長を祈りたること、肉食妻帶眞俗二諦の說を唱導し、動もすれば王奉佛其一を闕くも不可なりと云ふ門徒宗說の如き、天竺の佛法をして、全く日本に歸化せしめたる實證なり

耶蘇教の新傳來は、日尙ほ淺し、天文永祿の頃一時隆盛に向はんとしたれとも秀吉家康特に家光の爲めに鎖壓せられしは、彼等が葡萄牙の宗教とし、西班牙の宗教として、日本領土内に跋扈せんとしたるに由る、安政五年五箇國條約締結以來西教復興の機會を得、邦人此信徒となる者少からざりし、然れとも其流行は天文永祿の頃

の如く、長足の進歩を爲す能はず、却て四圍の攻擊に遇ふて防禦に苦むの狀あるを見る、日本宗教史は左の記事を爲せり

帝國大學教授井上哲次郎氏は、明治二十六年「教育と宗教の衝突」と題せる論文を公にし大に耶蘇教の行動を非難せり、是に於て基督教徒は擧て之を辯駁し、進歩せる基督教徒は、追追斯の如き非難を避くるに力めたるも、又實に基督教に取り一大打擊たらずばあらず、爾來學者教育家は、基督教に加擔せる者の減少を見たり、井上氏論文中の一節に

嚮きに教育に關する勅語の出づるや、之れに抗せし者は佛者にあらず、儒者にあらず、又神道者にあらず、唯耶蘇教徒のみ、之れに抗せり、耶蘇教徒は皆忠孝を以て東洋古代の道德となし、忌避に堪へざるなり、故に或は發して不敬事件となり、或は激して宣告文となれり(中略)要するに耶蘇教は、元と我國の風俗に適合せざるなり、故に我邦の風俗に同化すべき必要も起るなり

斯く國家教育より、打擊を受けしのみならず、哲學上より基督教を難ずる者ありしかば、基督教徒は一方に於ては日本化し、一方に於ては神學上の解釋を、進歩せる哲學に附合せしめんとするに至れり云云

儒教も日本に同化す

宗教家の爭論は除外し、耶蘇教をして日本に流行せしめんとせば耶蘇教其物が先づ日本主義の洗禮を受けざるべからず之を爲さず却て日本人を耶蘇に歸化せしめんと、常識に乏しき宗教家が畫策するより、上文の如き反感を起し、折角發せんとする西教の萌芽に、嚴霜烈日の打擊を蒙らしむることとなるなり、佛教は天竺の佛教たらずして、日本的の佛教となりしが爲めに、今日の如く國內一般に流行することとなりたり、耶蘇教も他日は本邦內に佛教と比肩するの盛況を見ることあるべし、其盛況を見るの日は、此宗教が日本國民より日本主義の洗禮を受けたる後なること、今より豫言し得べし、其故は我民族は世界百般の事物を取捨選擇し、其選取したる事物は、悉く日本主義に化せしむる能力を有すればなり

宗教然り、儒教如何にと云ふに、是れ亦日本主義の洗禮を受くるにあらざれば、日本人は此學をして、國內に流布するを許さざるなり、孟子が齊の宣王に答ふる文句に曰く、人を殺さざる者天下に王たり云云、又曰く匹夫の紂を誅するを聞く、未だ君を弑するを聞かずと、此文句は强き道理の根據を有するに相違なきも、之を此まま日

本國內に流布すること、日本民族の許す能はざる所とす、其故は日本國內には世界が未だ見ざる一種の國體ありて、君主は萬世一系の皇統たり、臣民も萬世一系の臣民となり、建國以來君主の中には、不仁不德の君なきにあらざるも、此機會に乘じて孟子の主義を行はんとする者あらば、日本國民は勿論無心無情の山河草木まで彼を敵視し、彼に誅戮を加ふることとなる、故に上に不德の君ありし時代にも、日本には建國以來帝位を窺窬するの叛人なし、我邦に改革ありて革命なしと云ふは、これが爲めなり

幕儒林道春は、德川幕府初政の碩儒にして、又官儒たり、彼餘りに幕府の威光を張り時の思想界を威迫せんとしたるより熊澤蕃山、山崎闇齋等と意見の衝突を來したり蕃山夜會記に

唐土と日本と大なる異なる義あり、唐土は中略天地を父母として、生じたる人なれば其間に分ちなし、是を以て天下を取る人人皆王となれり、日本百姓の外に帝王の姓あり、其初穴居野處して鳥獸に異ならざりし時に帝王の御先祖出でまして、王道を開き此國をなしたまへば、其恩德天より高く、海より深し、此國のあらん限りは此御末を主君と仰ぎ奉るべきなり云云

殊に山崎闇齋の如き、盛んに神國論を唱へ孔孟に依らざるも、本邦固有の大道ありと痛論し、唐土より孔子孟子を大將にして攻め來らば、我は異つ先きに進み二子の首を討ん、是亦孔子の敎也と公言し、所謂る官學一派を攻擊したれば幕府一天張の林道春も其國體論に於て

本朝は神國なり、神武帝以來相繼相承、皇統綿綿、是我が天神授くる所の道なり、王道儒道元より之に外ならず

と說くに至りたり、是に於て孟子の王道論も、其儘にては日本に通用するを得ず、日本固有の國體に歸化して、始めて日本思想界の關門を通過することとなりたり

日本民族が世界通有の性質なる佛敎を我に歸化せしめたること斯の如く、儒敎も同じく日本主義の洗禮を受け耶蘇敎も漸次に、日本的耶蘇敎とならんとしつつあり、我民族が外國の文明に接觸して醉はず惑はず取捨折衷し終に厚生利民の用を爲さしむること知るべし

次に我國民は外敵を防ぐの能力あるや否やと云ふに、此能力は之を諸外國に比し

て餘りあるものなり、ゲムフルの日本史は能く此事實を證明したり曰く

造物者は此帝國に敵國不侵の最善部分を割與したり此帝國をして不可侵不可敗の者たらしめたり見よ其海岸は暗礁出沒し、其海上は風浪猛烈なり、世界の南方より此國に來るの船は幾んと終年逆風怒濤と爭ひ、一年十二箇月中其海岸に接近すべき期節は數月に過ぎず、海岸は斷崖絕壁怒濤之を噛み觸るるもの悉く破碎す、其中唯一港の船舶に安全を與ふる者あり、長崎港是なり、此長崎港すらも港門は狹隘迂曲極りなく、熟練の水先案内すら、其淺處暗礁を避くるに最も苦心せり、其危險の一斑を擧れば往時葡萄牙船にして臺灣地方より長崎に行く者三艘の中、一艘長崎に著するを得ば、無上の幸としたり云云

彼又日本國を以て不可攻不可敗の國として說を爲して曰く

自然は此國をして、外敵侵入すべからざる者としたり見よ古來此國を侵撃したる者あるや否や良し稀れに侵撃せし者ありとするも侵入者は何れも失敗羞辱に終りしにあらずや國を建つる數千年、未だ一回も外敵に征伏せられしことなし、今より千年前桓武の朝蝦虜人來襲す坂上田村麿勅命を奉じて、彼等を討伐せし如き、又西曆千二百八十一年元主忽必烈が四千の軍艦、二十四萬の兵を率ひて來襲し、全軍殲沒一人の生きて還る者なかりしが如き、日本は外敵不可入の國たるを知る、其子弟敎育の法に於けるも、勇武奬勵の方針ならざるなし、此敎育に依り、國民は勇氣決心生命を鴻毛の輕きに比するの氣風を生ずるなり、彼等が戰場に臨むや、先づ敵の最强陣營を目懸け、進撃するを武士の面目となし、爲之往往上官の命に違ひ、味方に危害を與ふることあり、其用ふる日本刀たる一揮龍蛇を切斷するに足る、故に之を外國人に賣與するを許さず云云

地球上國を建つる者多きも、建國以來二千年以上の歷史を有し、其間一回も外敵に征伏せられしことなき邦國は一もなし、英國は地形人情日本に似たる所あるも、ヴイリヤム一世が大陸北方より此に侵入し、立國の基礎を立てし以來、未だ千年に達せず、西隣淸國は建國以來の歷史古しと雖とも、日本帝國より見れば、此大帝國の國土は、英雄豪傑の旅籠屋たるの感なき能はず、秦漢唐宋元明淸腕力强き者が入りて此國土の主人となる、英國然り、支那國然り、世界何れの方面に向て搜索するも、自衛防禦の力に富める邦國は、我帝國に比すべき者なし、故に我民族は取るべき、外國の

文明あらば之を取用し、之に日本主義を調和して、厚生利民の用に供し、外敵侵入の變あらば、得意の勇氣と愛國心を以て、自から防衛するの能力を有す、決して外人を恐怖し外國の文物制度を忌避するの必要なし

弘化二年六月、時の閣老阿部伊勢守等が、和蘭國王よりの懇切なる注告書に答ふる書中に曰く

貴國於我從來有通商無通信信與商又各別也今欲爲之則違祖法祖法中略事似不恭

幕吏と徳川氏の祖法

然祖法之嚴如此云云

幕臣等は鎖國盤居を以て、一に祖先よりの遺法遺訓と爲せり、若し三代將軍家光を以て徳川幕府の祖先なりと云はば、彼等の主張する所幾分の理なきにあらざるも家康を以て徳川氏祖先中の最も尊重すべき祖先なりとせば、彼等の云ふ祖法は正系の祖法にあらず、支流末派の祖法とならん、而して家康の對外政策は幕吏の所謂る祖法なるやと云ふに、決して然らず、家康は外教を禁じたるも外交を禁せず寧ろ之を奬勵したり、慶長九年松前志摩守へ彼が與へし御朱印に曰く

一諸國より松前へ出入の者共志摩守へ相斷らず夷人と直商賣仕候儀は曲事た

るべき事

夷人の儀は何方へ行くとも夷人次第たるべき事

一夷人へ對し、非分申立つる者、堅く停止の事

右違背之輩に於ては嚴科に處すべき者也

其他家康が呂宋大守及英王ゼームスに與へたる書の如き、意旨懇篤毫も外人を疎隔する所なし、唯ゼスイットの僞せ道心輩が、宗教と政略とを混淆し、本邦の治安を害し、機あらば乘じて我を奪港となし、呂宋と爲んとするの陰謀を企てたるが故に、外教を嚴禁したるのみ、而るに後世幕府の政局に當る者、一概に外人排斥を以て、祖宗の嚴訓となし、甚しきは外船とあらば無二打拂文政八年無二打拂令を發するを以て祖宗の遺訓に遵ふ者とするに至る、是れ全く徳川開府の始祖たる家康の意にあらず、林羅山曰く、方今我商客通外夷者幾二十國、自有吾邦以來、未有如今日多且盛也と以て家康時代、海外通商の盛なりしこと知るべし

徳川氏滅亡の原因

徳川幕府の滅亡を云ふ者、內外人を問はず皆其原因を海外諸國との條約に歸せり外國條約が徳川幕府の運命を短縮したるは事實に相違なきも、條約を幕府滅亡の

唯一の原因とするは、皮相の觀察たるを免れず、天保以後日本の形勢より推すに、幕府は外國條約なきも滅亡の運命は免るるを得ざる者ありたり、卽ち擧國の民心幕府を去りて、京都に歸したること、及び幕府の號令は薩長其他大藩の間に行はれざるに至りしこと是なり

元和、寛永の頃幕府の勢力は、諸大名を威服せしめたるは勿論我に交通を求むる諸外國も彼の威勢に恐れ、餘波延て京都にまで及ぼしたり、世に後水尾天皇の御製なりとして傳ふる歌に「蘆原よしげらば茂れ武藏野にとても道ある世とは思はずと詠ぜられしも、所謂る幕府の御威光なるもの、京都御所の內外を威迫し、御讓位にまで至らしめたるに由るなり、幕府にして此威力あらば、勤王諸大名の不平も、公卿華族の不滿も意とするに足らず、然れども天保以後は京幕の二勢力反比例を以て進行し、幕勢寸退せば京勢尺進し、浦賀に於ける異船入港の時の如き、幕府は國役一切可爲知政道不及奏聞と云ふ、家康の遺法を固守する能はず、京都所司代、脇坂淡路守をして、米使渡來の事實を上奏せしめ、京都政府は數百年來廢絕したる太政官府を發し、寺院の梵鐘を廢して、銃砲鑄造の原料と化せしめんとし、安政元年幕府は自から進んで、自守自衞の力なきことを世間に表明したるなり、當時國內の民心勤王說を云ふ者は無二の忠臣となり、佐幕說を云ふ者は國賊の如くに思ふたり、此時に當り一二若くは二三の強藩聯合して維新復古の說を唱導し、京都を戴て幕府に迫らば、幕府は之を拒絕する口實も、實力もなかりしなり、長州征伐失敗の一事、幕府當時の實力を推測するに足る

漢學は幕府を倒すの一原因

天保以後の幕府は、實に不人望の極に達したり、是れ幕府自から奉ずるの厚くして京都への待遇薄かりしこと民心を刺激したる一なるべきも、抑幕府の人望を斯くまで落下せしめたる一大原因は、漢學卽ち忠孝仁義の敎なり、忠孝仁義の道を云はんとせば首として、君臣の秩序を正さざるべからず、君臣の秩序を正さば、江戶城內にありて、人間の榮華を極め、祿米八百萬石を以て、臣姜の衣食に當つる者は下臣たり、一年の供御僅かに數萬石、臣僚飢に泣く者は萬世一系の君主なりと說くこと自然の勢なり、官儒林家の一族は、如何もして此大義名分論を制せんとし、之れに名くるに異學と云へる名を以てし或は知れぬ筋の學問と云へる罪名を附して、熊澤蕃山を京都より追放する等種種防禦策を施したれとも、元來四書五經の千言萬語は

忠孝仁義の道を說くに外ならざれば、漢學其物を禁止すれば兎も角、之を禁止せざる以上、如何に熊澤を浪人たらしめ、竹內式部、山縣大貳等を刑に處するも、高山彦九郎、蒲生君平等慷慨悲歌の壯士の熱腸を冷却するを得ず、寬政の頃松平定信政局にあり、大に文武の道を奬勵したるより、世は一層學問流行となり、其學問は洋學にあらずして漢學なり、漢學中にても、大義名分論の盛なる程朱の學派なれば、世を擧げて靖獻遺言流の學問となり、勤王說を爲さざるものは、儒にして儒にあらざる如く思ふに至り、政治の外に超脫し、一稱南無佛卽是成佛を說く、圓頭方袖の僧侶すら、勤王報國を說て信徒を鼓動することとなれり、時勢斯の如し、如何に幕儒が之を防がんとするも、幕府の同族たる水戶藩は、黃門光圀以來勤王說の牙營となり、時の思想界は幾んど水戶派の學問を以て支配せらる、米露の軍艦浦賀長崎に來らずとも德川政府の運命推知し得べし

國家組織の上より云はば勤王論と、開國論とは相離るべからざる者なり、乃ち開國となるならば、到底政權を一政府の下に統一するより外なし、左なきだに比較的版圖の狹小なる日本に一幕府三百諸侯を存置して、國家主權の運用を妨害せしむることは

四圍の形勢の許さざる所とす、乃ち開國は政權の統一を益急ならしむる者なり、勤王說は取りも直さず、幕府を廢止して政權を帝室に歸し、二重政府の組織の代りに一國一政府の組織を爲さんとする者なり、左れば彼等は勤王、開國の主義を主張し攘夷論を排斥すべき筈なるに、彼等の主張全くこれに反し、勤王と攘夷とは兩輪兩翼の關係ある者の如くに心得、貿易商人を殆迫し、夷人を殺し洋館に放火せざれば勤王志士の面目全からずとしたる者の如し、嘉永の末年より明治の初まで、橫濱は如此亂臣賊子の巢窟の如くに彼等に思はしめ、時の政府は橫濱市街に、無數の關門番所を設け、勤王論者の訪問を防遏するに勉めたり、此等の擧動より推さば、橫濱と勤王家とは、水火相容れざる歷史を有する者の如し、然れとも事實に於て彼等は橫濱の良友にてありたり、彼等の主張は王政復古卽ち政權の歸一にあり、而して其攘夷說は、幕府に大政返上の時機を早めしめたる者なれば勤王攘夷も知らず、識らざるの間に、開國進取の氣運を助くる忠良となりしなり

本書は題して橫濱開港五十年史と云ふも、新日本の五十年史と云ふも不可なき者なり、新日本が呱々の聲を擧げしより、此に五十年、人生の命數に取りては、五十年の

日月短きにあらざるも國家に取りては短小の時日なり、此短時日の間に、新帝國は一躍して世界强國の伍班に入る、有史以來實に稀有の發達なり、而して此稀有の發達を爲さしめたる原因如何と云ふに、我同胞盡忠報國の心に基するは勿論なるも此心をして世界無先の光榮ある行動を爲さしめたるは泰西の文物なり、其文物の輸入者は他の地方人士にあらずして橫濱市民其主位を占む、試に五十年前帝國の教育界を見よ、五畿八道中學校とては漢學塾、寺子屋の外になく、其教ふる所は四書五經若くは實語教の外に教科書なき者の如く考へたり、而して文久二年早く英學校を起せしは橫濱にして、其教授は米國人ブラオン及神奈川奉行附譯官石橋助十郎にてありたり、又邦人が知識開發の媒介者は四書五經の外になき者の如く思考したる、元治元年の往時にありて、始めて邦文新聞紙を發行したるは、遠州人本間潛藏、播州人アメリカ彦藏及び東京人岸田吟香の三人なれとも、此新聞紙發行の地は橫濱埋地百四十二番館にてありたり、其他電信の試驗と云ひ、嘉永七年ペルリ橫濱上陸の時試驗す、鐵道の敷設と云ひ、明治五年京濱間鐵道敷設せらる有形無形文明の要器は何れも橫濱を以て發祥の地となさざるはなし、轉じて開港以後日本の貿易如何と云ふに、其一半は橫濱住居の內外人の手を經て行はれたる者なり、若し貿易の多寡を以て、文物輸入の功勞を計る量器とせば、橫濱は其功勞の一半を分取すべきの理由あり、宜なり橫濱の貿易盛なれば、日本の經濟界活動し、衰れば國の否運も之れに伴ふと、我國貿易史を案ずるに明治四十年の貿易高二千六百萬圓餘に比較せば、實に長足年の貿易高百十二萬圓餘、明治元年の貿易高二千六百萬圓餘に比較せば、實に長足の進歩なり、然れとも我帝國政治上の勢力と、貿易上の勢力とを比較せば、我同胞殊に帝國貿易の開鎖を握る橫濱市民は、泰西の諸國に對し慚色なき能はざる者あり卽ち我が貿易上の勢力は政治上の勢力に遠く及ばざる者あること是なり

商工業の勢力と政治上の勢力

陸海軍設備の上より云ふも、對外政治勢力の上より云ふも現在帝國の政治勢力は世界一等國の伍列に入りて更に遜色なし、轉じて日本の貿易高如何と云ふに明治四十年貿易九億二千萬圓は開國以來の最大貿易なり、政治上の勢力は世界强國の伍列に入るに足るの新帝國其貿易は僅僅九億圓何ぞ一は强大にして一は小弱なるや、最近の世界年鑑を見よ、和蘭の人口は五百萬人餘、此二國は人口に於て約日本の十分一なり、而して此二國の貿易如何と云ふに千九百三年

蘭國の貿易は、四十二億二千九百萬キルデル(一キルデルは我が八十錢餘にして同年に於ける白國の貿易は八十三億三千七百萬フラン(一フランは我四十錢餘なり二國の人口約我の十分一にして、其貿易高我の約四倍となる、蘭、白二國の貿易を以て日本の人口に比例せば、我は少くも一箇年二百億以上の貿易を爲すべき割合なり。

勢力伸張の正則と變則

商工業膨脹して政治上の勢力之れに追隨するは、國家勢力伸張の正則にして、武器の力に商工業が追隨せるは國家發達の變則なりとす、拿翁一世及び路易拿翁が忽ちにして興り、忽ちにして滅亡したるは、其勢力の變態に出でしに由る、英國は百年前も一等國中の一等國にして、百年後の今日も勢力に變狀なし、新興の獨逸帝國は一時變態勢力の觀ありしも今は然らず、政治勢力と、工業貿易の發達と、兩兩啀馳し明主ウイリヤム崩ずるも名相ビスマーク死するも獨逸の勢力に變狀なし、是れ獨人新進の氣象學術に發し、商工業に顧はれ、政治實業併進するに由る、開國進取の國是も、武器の爭に專用するものは亡び、平和の事業に用ふる者は興る、吾人同胞たる者宜しく範を英獨に取り、國の强弱と武備の大小に依りて判斷せず、貿易の消長に依りて判斷するの進路を選むべきなり。

第二章　古代及び横濱開港以前の貿易

新舊の貿易品歐迎せらる

古代の外國貿易は、重もに九州の諸港に於て行はれたり、其對手國の主なる者は朝鮮、支那、遙羅、南洋諸島、歐羅巴の一部なりし。

古史に據るに、吾邦が朝鮮と往來を開始せしは、遠く神代に在りて、今日に至る迄、交通絶ゆる事なしと雖も、親疎は常ならず、彼の神功皇后の三韓征伐は、彼我交通上一生面を開きたるも、當時吾邦の兵力は永く彼をして、吾が附庸國たらしむる能はず爾後天智天皇の朝に至りては、全く吾れの羈絆を脫し、爾來彼我の間漸く隔離し、植武の朝に至り、一時交通は絶えたれども、當時新羅國舶載の珍品は深く國人の嗜好に適ひ、日本政府は及ぶべき的防遏の手段を取りたるも、交易は依然として行はれたるなり、後新羅は高麗と變じ、一條天皇の朝彼れは吾が九州邊海を冒せしかば、通商は全く禁せられしも、爾後漸く緩みて、水銀、眞珠、刀劍、弓箭、牛馬等を以て彼れの珍品と交易するもの、九州邊海の民に多かりしと云ふ、是れより先き朝鮮が唐の爲め

に統一せられたる後渤海國起り、吾れと交通し、清和天皇の朝には吾が官府との間にも交易を開きしが渤海滅びて東丹國と成りたる後も、交易を持續し、其の遽國と改まるに及び堀河天皇の御宇交通を禁止せられたり、高麗との交通貿易は爾來一盛一衰絶ゆる事なかりき

北條氏の朝鮮貿易

降て北條足利の頃に至り世は殺伐となり、遠征貿易を好むの風從て起り、朝鮮渡海の徒盛んに顯はれ、其中多くは異の商賈にあらずして、海賊類似の惡徒なるにぞ朝鮮國も之れに困じ果てたり、後是等の取締として後花園天皇の朝對馬の主宗氏を以て吾國朝鮮貿易の事を司らしめ、宗氏は毎年五十五艘の貿易船を朝鮮に派遣し後更に五艘を加へ、此外一艘なりとも勝手に廻船する事を禁せしかば、宗氏の利すること多大なると同時に、亂流の徒も一時跡を滅したり、爾來彼我交際の親疎、交易の消長常ならず、柏原天皇の朝朝鮮在留の邦人中に暴徒起りし爲、毎年の入船二十五艘に減せられ、正親町天皇の朝、三十艘に增加し、其頃宗氏の外にも朝鮮國廻船を許されたるものあり、豐臣氏征韓の師を起すに及び、彼我交易は全く絶滅に歸せり

徳川氏の朝鮮貿易

家康天下に覇たるに及び慶長の初年、宗義智を以て朝鮮修好回復の事に當らしめ次で毎年定船二十艘の外特送船三艘、小送船七艘を我より送りて、交易せしむる事と爲し、公貿求請開市の三件を我に許すべく條約を締結したるは慶長十四年にして、所謂己酉條約なるもの是れなり、爾來交易金額に制限なかりしが、貞享三年長崎交易を縮少すると共に、朝鮮交易も減せられ、一箇年間輸出金額一萬八千兩を超る事なからしめたり

官府私人の支那貿易

九州の人民が支那人と交通を開きしは、垂仁天皇の頃にありしと傳へらるゝ然れども官府の交際としては、雄略天皇の朝に始まりしなり、爾後推古帝の朝小野妹子を隋に遣はし、舒明帝の頃より、或は遣唐使差遣の事あり、或は僧俗の學徒を派遣したる事屢ばなりしも、多くは是れ文物輸入の目的にして、通商貿易の失れにはあらざりし、然れども九州に於ける私人の貿易は盛んに行はれ、醍醐天皇の朝遣唐使の廢せられし後も、彼我商賈の交通は絶ゆる事なかりき、官府貿易の開始せられしは雄略天皇より三十三代の後仁明天皇の朝にありて、清和陽成兩朝を通じて漸く盛況に達し、光孝醍醐の諸朝に至りては弊害伴ひ來りて、貿易の利を沒せんとするの傾向さへ顯れたれば、遂に唐商の齎貨は藏人檢進の後にあれざれば私人之

れを購買するを得ざるの令を發するに至れり村上天皇の朝周亡びて宋起れるや我れと通ぜず圓融天皇の朝、吳越に代りてより、爰に舊好は再び温められ、爾後多くの商賈は、太宰府に來航して、貿易を行ひしも後冷泉天皇の朝彼れ暴戾の擧動あり し爲、太宰府より其入津船を追ひ拂ひ、是等の事情に依り貿易は頓に衰頽せしを後平滑盛之を復興せしも幾くもなくして、一時斷絶するに至りき

鎌倉幕府以後の支那貿易

鎌倉幕府の起るや唐僧の來朝するもの多く、彼國の珍器亦邦人の間に盛んに迎へられ、彼我の交際漸く温かなるに至れるも、爾來宋亡び、遼亦亡び、金亦蒙古の爲に滅せらるるや、筑紫に於て元寇の變あり貿易は絶滅の狀態にありしに、後小松天皇の朝、燕王は足利義滿を日本國王に封ずと稱し、我が貿易船を歡迎せしかば、爾來足利氏は之が爲莫大の利益を得たりと云ふ

徳川氏の支那貿易

徳川氏以後の支那貿易に就ては長崎夜話草に曰く

唐船の日本に來れるは、いにしへよりの事なれども、大元の世より絶絶なりしが大明の世日本亂世なりしに、九州も亂れて所所押領の士多く、公けのいましめをも用ひず、海邊浦〳〵島〳〵のとも がら南京浙江の海邊普陀舟山の島〳〵福州の所所に押し渡り所所の村里縣府に到りて、民家富家を亂暴し、財寶を奪ひ取り或は婦女を害し、放逸の惡行を爲せる者之れを倭寇又倭賊と云ひて甚だ恐れ惡めり、此等の船皆八幡の二字を書て船印の旗に建てたる故、此船をばはん船と云へり、八幡は唐韻なりかたじけなくも我朝軍神の尊號を賊船の名に穢し奉ると口惜しきことにあらずや、かかる有樣なれば、唐土にて日本の船を制禁せしこと甚だ烈しく、又唐土の船日本へ渡海の事も甚制禁なりし故、大内氏の勘合船の外は日本より行く船なく、唐土より來る船もなかりし、而るに今時日本の靜寧かくれなく唐土も世改りぬれば漸く唐土船も數そいぬ、長崎の津に唐船來りし初は永祿五壬戌の年、津の内戸町と云ふ浦に到りぬ、其時までは唐土も明朝の代にていまだ日本渡船をば許さざりしかど、海邊村里の商人しのび〳〵船仕たてて五島平戸薩摩の浦〳〵に來れる船もありし、荷物は磁器布木綿菜果砂糖のたぐひのみにて、世の人貧窶なれば織物、綾錦の類を持來ることなかりし、此後黒船來りしより、里民繁華にならひ、よろづ珍寶を好める世となりてこそ、唐人も樣樣の珍貨美麗の織物多く持渡れる世となりし也云云

寛永中、幕府が貿易港を長崎に限りてより、清人は蘭人と共に通商を許され、當初は來港の船隻貨物に制限なく、支那船一艘の齎す所、概ね銀五六貫乃至十貫の價額に過ぎず、慶安元年以後、二十艘より增して四、五十艘乃至六、七十艘となれり、貞享中清朝海禁を解きてより、支那の商船日本に來る者益多し

支那貿易額の制限

斯く日、支貿易年年增進せし爲め、輸入品に對し拂ふべき銅に缺乏を來せしより、貞享二年貿易の定量を年銀額六千貫目（蘭船は五萬兩と定む）次で元祿元年一箇年の入港を七十艘と定め、又長崎港にて貿易に從事せる支那商人中、寛永以來數十年、市中に宿せし者も雜居を禁せしことは、別項記載の如し、同八年伏見屋四郎兵衛は定額內千貫目の貿易を許可せらるるに於ては、其銀に相當すべき銅を以て代料に供せんことを請ふて許さる所謂代物替是なり、翌年更に請ふて五千貫目の代物替を許され、運上一萬兩を納む、同十年高木喜右衛門は、銀額六千貫目の外に、二千貫目の代物替を許可せらるるに於ては、運上金二萬兩を納んことを請ふ、幕府は其請を許し、翌年より歲額を增して總計八千貫目とし、船數も十艘を增して八十艘とし、增船十艘の定額二千貫目は俵物海產を以て之れに充つることとし、長崎會所を建て、代物替の事を取扱はしむ

輸入品の代物に供せる銅缺乏の爲め、入港船舶の數を減じたること、數回に及べり最初銅の輸出年額は、八百九十萬斤と定められしが、元祿に至り長崎に集る者七百萬斤に上らず、後正德に至り諸國銅の產出益減少して、價額騰貴し貿易幾んど行はれず、長崎の市民飢餓に迫り、外人の商屋に就き、或は海上に私商するに至る、是に於て幕府內貿易制度を改革するの議起れり、時に新井白石建議して云ふ、慶長以來百有餘年間、外國に濫出せる金銀銅の數を查するに、金は既に四分の一を失ひ、銀は四分の三を失ひ、銅は今や通商の量に足らざるのみならず、我國用に供するに足らず、我國寶貨となるべきものを輸出して、一時の奇玩と貿易するは、國家の長計にあらず、若し夫れ藥物書籍等海外輸入を仰ぐべきものあらば、我國寶貨の通用額と每年諸國の金、銀、銅產出額とを較量して、貿易の年額を定め、以て弊害を杜絕すべしと幕府此議を容れ、正德五年支那入港の船數を三十艘貿易の定額を六千貫目とし、外國各港（臺灣廣東、南京、占城、シヤム、ジヤワ）に對する分賦額を定め、各信牌を賦與し、犬に舊制を改めたり、寛延二年又船數を減じて十五艘とし、定額を四千百十貫目とし

遲羅貿易の短命

一船元價二百七十四貫目とし、各港分賦の制を廢止す、是より益〻海產の產出を奬勵し、以て銅貨輸出の缺額を補ひ、天明五年俵物會所を廢して、更に官府專賣の制となし、寛政二年更に船數を減じて十艘となし、定額を二千七百四十貫目となせり、然れども開港後(文久元年)幕府は專賣の制限を解き、自由賣買となし、支那商人の居留地外に出づるを得せしめ、賣買に金、銀を用ふることとなせり

慶長初年の頃、吾國民中冒險的海外出航を試むるもの漸く增加し、同九年の頃より家康の公認を得て、暹羅國へ渡航したる船舶尠なからず、同年暹羅國使臣二條城に來りて國書を呈す、同十一年には家康彼の國王に書を與へて好を通じ、且暹羅船の日本に來りて通商するを許し、同十七年其國商人を引見し、十九年には英人アダムスに對して、暹羅渡海の朱印を與へ、日、暹間貿易は此頃英人の手に依て開始せられたり、一千六百十七年(元和三年)英國東印度會社代理者の報告中に、暹羅は日本市場の爲に、金、銀及鹿皮を出し云云とあり、同二十年(元和六年)英人コックスの通信には日本の京都、大阪、江戸其他の商人は平戸、長崎等に赴き暹羅、交趾支那、東京、柬埔寨、諸國船載の物品を購買せりとあり

秀吉家康の貿易奬勵

當時山田長政は、暹羅地方に威名を輝かし、日本との修交も、彼れの爲に漸く煖かなるに至り、日本人の彼の地に航するもの多く、元和七年暹羅王は、國書方物を秀忠に致し、長政も亦書を執政土井大炊頭に贈り、寛永六年暹羅王又書を家光に贈れり、然れども長政遂に彼地に於て敵手に斃れ、同年日本居留地は、放火の難に罹り、次で日本人は彼地を逐はれ、又は慘殺の厄運に遭ふものありて、交通は爰に中絕し、爾後又發達の期を得る事なかりき、要するに暹羅貿易は一時大に發達したるも、頗る短命に終りたるなり

扨南洋及南清地方に關しては文祿、慶長の頃國內の實權豐臣秀吉の手にありたれば、其放膽大志の政略は海外貿易にも及びたり、文祿中彼は海外貿易に從事する者に朱印の特許を與へ、此特許ある者は、其指定地に航して自由に貿易業を營むことを許可したり、卽ち呂宋(ルスン)、媽港(マカオ)、安南(アンナン)、東京(トンキン)、占城(シヤムパン)、カンボジヤ、暹羅(シヤム)、太泥(ダニー)等の諸國に航して貿易する者には、此朱印の許可狀を與ふるなり、書式極めて簡約、書中記する所は、船の所有主、年月日、到著先きの國名を記し、最後に自分の名を刻したる朱印を捺せるなり

御朱印船

文祿中秀吉が許可したる御朱印船は、人員八人にして船數九隻なりし、長崎にては末次平藏二隻船本彌兵次荒木宗右衛門、糸屋隨右衛門、泉州堺にては伊豫屋良千京都にては茶屋四郎次郎、角倉與一伏見にては伏見屋某各一隻、其船形は支那船に似たり、世人之を稱して九艘船と云ひしと、徳川家康政權を握るに至るも、依然朱印制を取れり、慶長年間徳川氏より朱印を受けし者六十二人、其式秀吉の者に異るなし文祿元年より寛永十一年に至る、四十三年間に豊臣徳川の兩家より朱印免許を得て南洋印度諸國に通商し、大利を得し者多し、之を以て富者は競うて、外國貿易に從事せんとしたるも、免許に制限ありて、濫りに發船するを得ず、又當時は日本戰後の壯漢脾肉の歎に堪へず、支那、安南、南洋等に航し、貿易を名として劫略を事とし、被害の諸邦より日本政府に苦情を申し込みし者、十にして足らず、之れが爲め自然に船數に制限を設くる必要を生じたるなり

慶長九年より、同十八年に至る十箇年間に、海外渡航の朱印を得し者、內外船を合して二十餘隻、同十九年より寛永元年迄十箇年間に、五十五隻あり、元和八年迄八名の知れたる者を揭れば

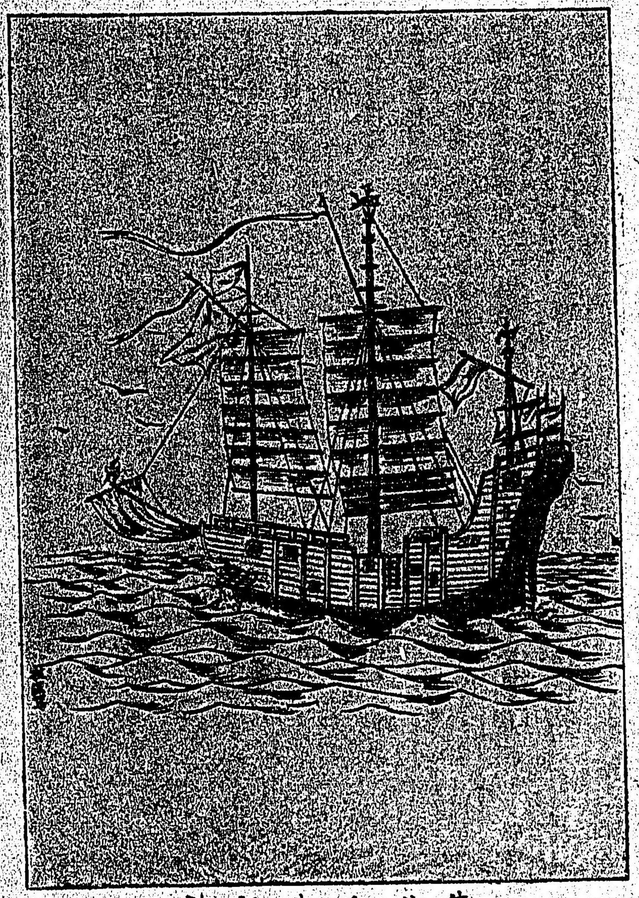

徳川氏朱印船

御朱印船

文祿中秀吉が許可したる御朱印船は、人員八人にして船數九隻なりし、長崎にては末次平藏二隻船本彌兵次、荒木宗右衛門、糸屋隨右衛門、泉州堺にては伊豫屋良千京都にては茶屋四郎次郎、角倉與一伏見にては伏見屋某各一隻、其船形は支那船に似たり、世人之を稱して丸艘船と云ひしと、徳川家康政權を握るに至るも、依然朱印制を取れり、慶長年間徳川氏より朱印を受けし者六十二人、其式秀吉の者に異るなし文祿元年より寛永十一年に至る四十三年間に豐臣徳川の兩家より朱印免許を得て南洋印度諸國に通商し、大利を得し者多し、之を以て富者は競うて、外國貿易に從事せんとしたるも、免許に制限ありて、濫りに發船するを得ず、又當時は日本戰後の壯漢脾肉の歎に堪へず、支那、安南、南洋等に航し、貿易を名として劫略を事とし、被害の諸邦より日本政府に苦情を申し込みし者、十にして足らず、これが爲め自然に船數に制限を設くる必要を生じたるなり

慶長九年より、同十八年に至る十箇年間に、海外渡航の朱印を得し者、內外船を合して二十餘隻、同十九年より寛永元年迄十箇年間に五十五隻あり、元和八年迄人名の知れたる者を掲れば

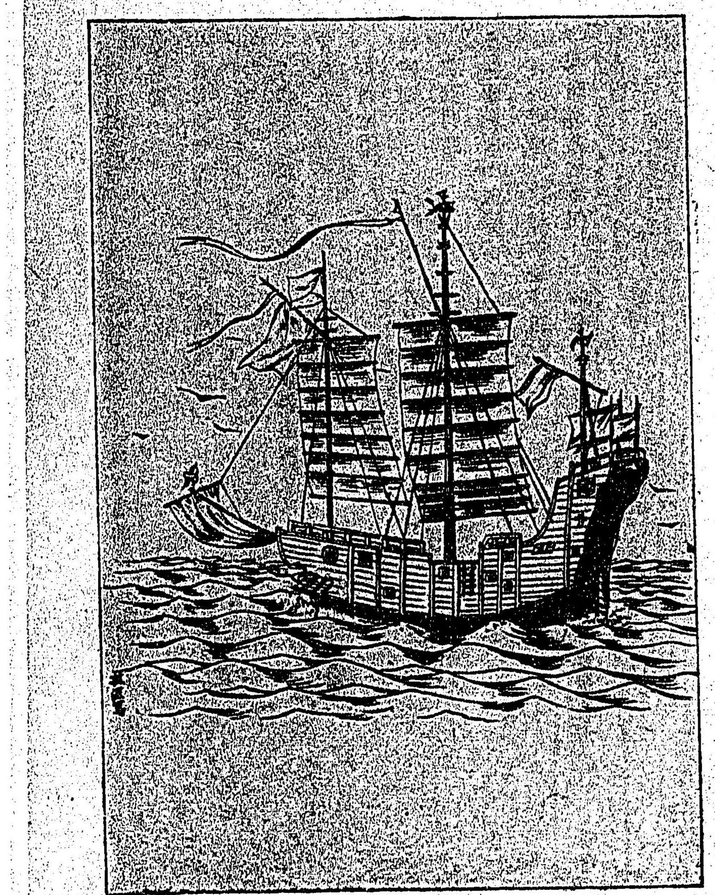

徳川氏朱印船

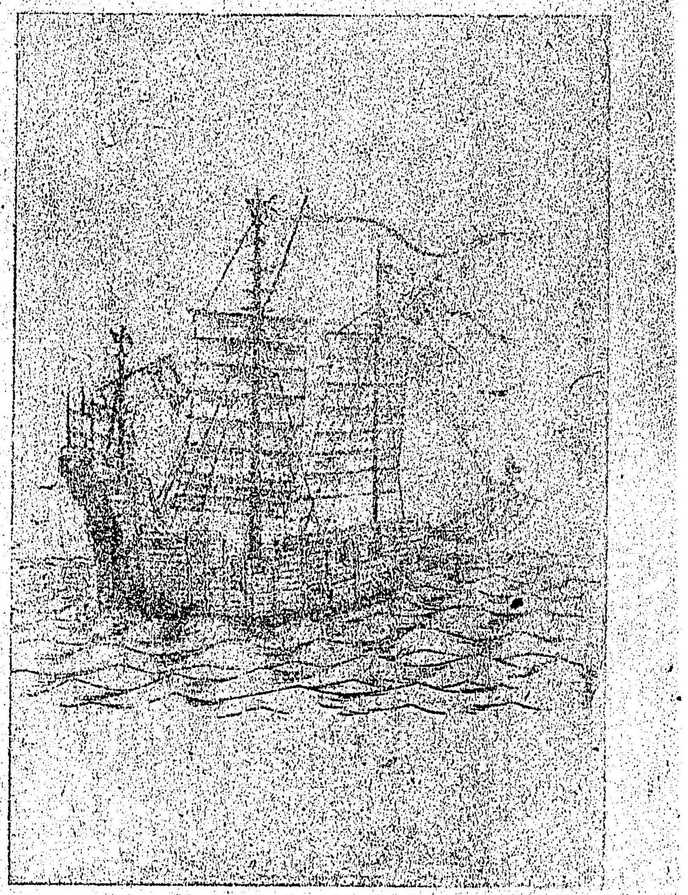

御朱印船の所有者

慶長九年の分

安南國（交趾とも云ふ）

茨城屋又左衞門　細屋善齋

末次平藏　船本彈七郎

占城國（安南の南隣）

西野與藏

呂宋國

伊丹宗味　安當仁　平野孫右衞門

東京

築仁　角倉了以　皮屋助右衞門

カムボジヤ

島津少將家久　五島淡路守　平戸傳助　六條仁兵衞

暹羅國

島津陸奥守　有馬修理太夫　與右衞門

太泥國(マラツカ半島にあり)
今屋宗忠　檜皮屋孫兵衛　大黒屋助左衛門
順化(安南の西都)
助太夫
西洋國(今云ふ西洋國にあらざるべし)
林三官(明人)
カチアン國
松浦法印
慶長十年
西洋國
松浦法印　島津淡路守　五島淡路守　有馬修理太夫　林三官
島津家久　鍋島加賀守　甚左衛門　喜安
呂宋
安當仁　田邊屋又左衛門　浦井宗普

カムボジア
有馬修理太夫　河野喜三右衛門　船本彌七郎　長井四郎右衛門
西村隼人　原彌二右衛門　豆葉屋四郎右衛門　大黒屋長左衛門
安南國
島津陸奥守　船本彌七郎
天南國
原彌二右衛門
占城國
有馬修理太夫
東京
角倉了以　皮屋助右衛門
ボルネオ
甚右衛門
太泥國

仁兵衛　尼崎屋又次郎

慶長十一年

田彈國(太泥國なりと云ふ)

林三官

カムボジヤ

後藤宗印　檜皮屋孫左衛門

占城國

林三官

暹羅國

木屋彌三右衛門　長崎惣右衛門

安南國

原彌二右衛門

呂宋國

安當仁　平野彌右衛門　林三官　西村隼人　今屋宗忠

西洋國

山口駿河守

慶長十二年

西洋國

鍋島加賀守　松浦法印　加藤肥後守　御正　林三官(嗣子)　安當仁

桑井武藏守

安南國

船本彌七郎

占城國

有馬修理太夫

カムボジヤ

有馬修理太夫　西村隼人

暹羅國

大賀九郎左衛門(以下略之)　豆葉屋四郎右衛門

御朱印船を奉書船と改む

寛永八年朱印船を奉書船と改め、奉書船の管理は之を三寺院(金地院圓光寺、圓光寺)の手に移したり、彼等が寛永元年以前に、交附朱印の數なりとして、幕府に報告したる者左の如し

安南十四通　東京十通　占城五通　暹羅三十五通　呂宋三十通　交趾二十六通　カムボジヤ二十三通　太泥五通　西洋十八通　信州二通　茨城二通　田彈二通　マリカ一通　マルコ一通　臺灣一通　カチアン一通　順化一通

以て當時南洋印度地方に出でて貿易したる者少からざることを知るべし家康及秀忠が和蘭船長に與へたる朱印免狀左の如し

おらんだ船日本へ渡海之時何之浦と雖爲著岸不可有相違候向後守此旨無異議可被往來聊疎意有間敷候也如件

慶長十七年七月二十五日

源家康
弘忠恕

荷蘭陀商船到本邦渡海之節縱遭風浪之難雖令著岸日本國裡號地聊以不可有相違者也

元和三年八月十六日

源秀忠

外國に於ける日本人の設置

本朝弘安の役、元兵筑紫海に屠殺せられしより、日本人の海事思想一層發達し、或は海賊の名の下に、或は海外通商の名の下に邦人支那朝鮮近海を横行し兩國政府をして、其處置に苦しましめたる事實は略除し、天文中西班牙葡萄牙人等の初航以來邦人の海外旅行、海外住居を爲せし者其數實に驚くべきものあり、林羅山曰く方今我商客通外夷者殆二十國云云と、羅山は慶長時代の人にして盛況を目撃したる者なれば其言衆より信を置くに足る、然れども邦人の性豪放活達、商事思想よりは、寧ろ攻城略地の活劇を好むの癖あり、彼等は往往海南諸國に横行し、動もすれば不穩の擧動に出づ、是を以て海南の諸國何れも日本政府の制札を請求し、之を其國の市場に建てて僅かに鎖撫するを得たり、而して此制札を請求したる者獨り東洋諸國政府に止らず、嫣港を占領したる葡國政廳呂宋の領主たる西班牙政廳も齊しく日本政府の制札を請ひ、日本人住居の市街に之を建てたるは、當時邦人氣象の一斑を知るに足る

外國に於ける日本人町

其航路を開きし各地には邦人常に一團の部落を爲し、適當の地を卜して、之れに日本町を設け總取締船頭、軍師の役を置き、イザ事あらば直ちに團體の働を爲し、住居

地の政廳を苦しめたり其中最も著名なるは遲羅及呂宋ならし遲羅國風土軍記に云ふ我邦中古以來寛永の中頃に至るまでは異國通船自由なれば京都大阪奈良長崎より唐渡と稱して交趾遲羅東京東埔寨西洋等の國國に渡航する者多し殊に慶長元和の間には關ヶ原大阪陣等の落武者多く商人となりて商船に打乘り其身を外國に隱せしもの多く本邦の武名之れが爲めに海外に著名なれば諸蕃海賊等の日本人を恐るること鬼神の如し遲羅國王も日本人を尊敬し其王城に居留の屋敷を與へて日本町と名け數百軒の町家を建てしめ其妻子と共に此に住居せしめ日本の廻船代る〳〵此に往來せり云云とあり又新安手簡に

南坡高山如安內藤飛驒入道などは羅馬へ參られたるに無之候てより儘の

を隔て南海の所に呂宋と申有之如何樣島の大さは本邦にさのみ劣るまじく候

蛟此島を百數十年イスパニヤの國より借候樣にて取り候其後終に官人を以て

其島を治む此呂宋に日本町と申て大山を隔て候て相開候處に此國の人大方三

千人ばかり住居してよき馬に乘り鎗を持たせ日本の風俗のままに有之候日本

の詞風俗をも能く承合候を殊更に十四年以前漂流の船に乘り來り候者も有之

候蛟御法度の國に歸り候ては一生獄中に入れられ候故無是非彼島によりて住

居候此衆中何れも歷歷に候處これらの島の中に子孫を殘され候事不及是非候

云云

と呂宋にありても多數の本邦人市街に割據せしこと知るべし又日本光輝に安南

居住の角屋七郎兵衛が松本寺角屋の姓は松本を建立せんと其故鄉に寄せたる額

の註文書を載すること左の如し

額の覺

一高サ　一尺六寸三分　但しがくの內のり

一はば　二尺七寸七分　板巾右一切但內のり

右の通の額なり是にふちを附させ卽ふちにも彫物御ほらせ上下のふちのほり

ものは何にても草花雨わきのふちのほりものは龍を御ほらせ被成候右のふち

のほりものは何れも金箔にて念入可被下候

川上なり西唐人町

南川寺　北安南町

此寺にかかり申額なり

川下なり東日本町

板の色は紺青にて黒地なり、文字は金文字なり、但おき字

此書面にて安南にも、日本町のありしを知る

元來日本人の性質は活達勇武なる上に、慶長元和の頃海外渡航を企つる者多くは内地にありて平和の間に閑日月を送くるを寧ろ苦痛に感する流亞なりければ海外に出ては商業を營む間にも、本來の氣質著著擧動に發し、商業界の巨人と云はるるよりは戰場の勇者と呼ばるるを一層の快事とせり、故に彼等至る所の政府人民に苦情を起さしめ、住居地の政府は終に日本政府に請うて制札若くは禁令を發せしむることとなりしなり、當時豐臣秀吉にして、日本の全權者たらしめば、西南諸國は幾層の混雜を生せしなるべきも、彼諸國の爲め幸に日本の全權者は德川家康なりし、家康は武門の家に生れ、生涯の多分は兵馬の中に經過したる者なれども慶長慶武の後は、專ら無事平和の政略を取りしかば、西南諸國政府よりの請求は、大抵之を容れ、以て海外貿易發達の援助としたり、元和四年五月安南政府は、在留日本人の

橫暴を訴へ、老中本多上野介に左の書を贈れり

安南國大都統書于日本國柱國本多上野介麾下、自年以來、常通翰札、屢屢承命不勝傾悅數年間疎問往昔、思想恩情、無時忘却、足下亦能常念我否、今玆貴國人民不同舊日、敝邦貿易、放肆生端、商民被累、我欲法之、恐隔兩國情誼、切思先年貴國嚴令札示船本彌七郎、顯定來邦諸人守法度今也小人無智不依先令混接各商、難以拘束、幸念舊恩、仍令彌七郎持札自來、以副我望、使通兩國之好、以便人民貿易、是禱是念、原亮不恭

弘定十九年元和四年五月初四日

書中記する所切思先年貴國嚴令札示船本彌七郎顯定云云とある所より見れば元和以前船本彌七郎安南居留日本人取締として、幕府の制札を持し、南國政府を助けて、邦人の橫行を制したるなり、此書に對し上野介の答書

日本國臣上野介藤原正純報章安南國大都統麾下、忽領遠書、玆知來意、不忘先契、親切之情義無處欲謝加焉兩種之芳惠、采納多幸、抑我國之商民到貴域者、不從先年所示船本彌七郎顯定之令札、貿易放肆、生端被累之告報、於事實者罪科難逃、遁自國他國背法令者、爭有寬宥之義乎、依所求聞我大樹源君、重遣顯定、副以札書、相共討義而

究犯人之是非糺罪之輕重、任國政可被制之、聊無訝、復舊時嚴令、除新義邪曲商艘之往來行自由者懷遠惠近之政事也緒餘期來音不備

元和四年戊午十月十二日

外國に於る日本政府の制札

時の將軍秀忠は、此答書と共に船本顯定を派遣し、左の制札を持參せしむ

自日本到交趾、渡海之諸商人、可爲船本彌七郎計附交趾非法之輩有之者、屋形以第可被成敗者也

右相背者於有之者歸朝之砌、隨言上曲事可被仰付旨執達如件

元和四年十二月　　土井大炊頭利勝

船本彌七郎へ　　本多上野介正純

其他柬埔寨、媽港、呂宋へ家康が贈りし朱印制札左の如し

近來到其國日本人作惡逆輩者、如呂宋法度、可被成敗候於日本無隔心任此印札被申付也、仍狀如件

慶長十三戊申八月　　朱印

柬埔寨國王足下

近來到其國日本人作惡逆輩者、如呂宋法度、可被成敗候於日本無隔心任其印札可被申付仍狀如件

慶長十三戊申八月六日　　朱印

呂宋國大守足下

又媽港年寄なる者へ與へたる朱印は

日本人天川津(媽港)へ寄船候に付て、其處迷惑候由尤に候於其儀者堅令停止了、若於背此旨者如其地法度、被爲成敗者也

慶長十四年七月二十五日　　朱印

天川港年寄中

海賊兼商業

世の開けたる今日より見れば、海賊と商業とは全然分離して、復混同すべからずと雖も、歐洲に於けるも、東洋に於けるも三、四百年前までは幾んど商業と海賊の區域判然せざるものあり、弘安の變日本の海事思想一層發達し、遠洋航海の業を開始する者多し、而して當時の航海業者は、大抵武士の殘黨なれば、商業に交ふるに武力を

以てし、支那朝鮮沿海の人民害を受くる者多く、彼等は之を稱して、一概に海賊又は倭寇と呼びたり、然れども當時海賊兼貿易營業は、獨り日本人のみにあらず、日本初來の歐人と呼ばるるピントーの傳を見るも、又蘭人が臺灣當時之を高砂と呼びたりに於て日本の商船貨物を劫奪したる事跡に見るも、何れも海賊兼貿易營業者の擧動ならざるなし

當代士族の商業

文祿慶長の頃日本の海賊兼貿易者は、一層數の增加を見る、其故は秀吉、家康等絕世の雄略を以て、內地の騷亂を平定せしかば、脾肉を撫するの輩は內地にありて得意の技倆を振ひ、胸中勃勃の氣を發動するの機會なく、又征伏せられたる大小名の家臣等は、尾を俯し頭を垂れて秀吉、家康の門に到り、祿を乞ふを潔とせず、是に於て此等の殘黨は、內地に振ふ勇氣を轉じて外洋に向ふことゝなり、所謂る一種士族の商業を營むことゝなりしなり、遲羅、安南、柬埔寨等に日本町を開き、營業する者を見よ何れも一廻すれば、居住地の政府を震駭せしむるの荒武者にて、日本政府は數、此等の政廳より苦訴せられ終に朱印船を發するに至れり

御朱印船の發端

朱印船の制は、秀吉に始まり、家康に至りて厲行せられたるものとす、是亦海賊兼商業者より生じたる結果なり、文祿慶長以前此種の營業者は大抵朝鮮海、支那海を以て活動の區域となし、其の橫行甚しきが爲め、支那朝鮮の二國は嚴重の防備を爲せしかば、彼等の行動自由ならず、是に於て彼等は南方に轉じ、呂宋、東京の地方に向ふことゝなりしなり、長崎御用奇物識に曰く、長崎より渡唐せしは呂宋、東京、交趾、柬埔寨、遲羅なり唐土に行きしにあらずと

秀吉と家康と朱印狀の差異

彼等は海上の危險物なり、偶、純然たる商船あるも往往此危險物に遭逢し、貨物は勿論船隻まで掠奪せらるる不幸あり、之れが爲め京都、堺、長崎の豪商等太閤秀吉に請ひ、其朱印を押したる渡海免狀を得たり、是れ則ち文祿元年にして當時之を異國渡海の朱印狀と稱し、之を赤らす商船を御朱印船と呼びたり

此朱印狀を得たる者は京都、堺、長崎の豪商八名にて船數は九隻なりし、而して秀吉の朱印も、家康の朱印も、共に一種の航海免狀なれども、其效力は大に異れり、乃ち秀吉の朱印は、一種の厄除守の如き者にて、賊船に出遇し時船主が此守札を提示せば、賊船は秀吉の威を憚りて劫略を爲さずと云ふに過ぎざれども、家康の朱印は然ら ず、純然たる航海免狀なり、之あらば航海營業を爲すことを得之なければ此營業を

爲すを得ず秀吉は朱印船の外にも航業を許し家康は朱印船の外は營業を禁じたり其一例を擧れば慶長六年彼が安南國に贈りたる書に

日本國源家康復章安南統兵元帥瑞國公信書落手卷舒再三自本邦長崎之商舶於其地遊風破舶凶徒殺人者國人宜敎誡之足下至今愛撫舟人者慈惠深也（中略）今也我國四邊無事群國昇平也商人往返滄海山陸不可有逆旅可安心矣本邦之舶異日至其地以此書之印可爲證據無印之舟者不可許之弊邦兵器聊捉贈之實千里鵝毛也維時孟冬保嗇珍重

慶長六年辛丑小春日

其他呂宋同年十月田單同十一年柬埔寨同十八年等へ贈りし書何れも無印舟者不可許之云云の語句あり家康が海賊兼業の航海者の取締りを嚴にしたるを知るべし豊秀吉の性嚢放活潑家康は謹嚴周密其間自から異なる所あるの數す所なれども家康は永年の戰亂に厭き外國と政略上の關係を薄くし商業上の關係を密にせんが爲め交通諸國の政府に便利を與へ海外にある同胞の檢束を嚴にしたるなるべし

葡國貿易の衰運

葡國の貿易はピントー及びザヴィエルの傳に載錄したれば此に之を省き左の數項を揭ぐ

甞て葡萄牙は東洋に於ける商權を壟斷し其の首都里斯本（リスボン）は全歐比類なき殷富の商地と稱せられたり彼の喜望峰を經て東印度に至る一條の航路世に知られて以來凡そ一百年間は彼れの貿易に於ける全盛時代なりし然れとも爾後西班牙其の他の競爭者相次で顯はれ東方諸國に對する貿易漸次衰退すると共に日本に於ける勢力も亦彼れ等の爲めに奪はれざるを得ず慶長八年中日本に來らんとする葡船は蘭船の爲めに臼亞に封せられて貨物を奪はれ支那より葡國に歸航せんとするに際しても同じく蘭船の掠奪に逢ひ纔て慶長十年吾商三百人葡船の爲めに嬰港に虐殺せられし事ありて其後葡船長崎港に入りし時修理太夫大御所たる家康に請ひて之れを燒討にしたり同十六年嬰港より使者到り犬に幕府の暴虐を攻めたるも本多正純の答辯は遂に葡使を屈伏せしめ彼れ却つて其罪を謝したる結果相互貿易は斷絶するに至らざりし元和二年家康は葡萄牙西班牙兩國を長崎に英吉利和蘭を平戸に限りて貿易せしむる事となしたり後寛永十一年長崎に工を起

し、同十三年に成功したる數千坪の扇形小島は、吾邦外交史に隠れなき、長崎の外人居留地出島にして、其周圍は板塀を以て閉塞し、値に一石橋を架して市に通ぜしめ、船貨の揚卸には、二箇の水門ありて、役人立合の上にあらざれば、貨物を動かす能はざらしめたり。

葡人の致命傷

葡人は出島に幽閉の厄を得たるが上に、彼は吾邦貿易の上に致命傷とも云ふべき不幸に遭遇せり。葡船の一艘里斯本に歸航の際、喜望峰附近に在て、蘭船の捕獲する所と爲りたるに、其船内捕獲品中に於て、日本人の起草に係る船長セロなる者が葡王に呈せんとする數通の書面あり、其記する所は、日本のセスイット派信者は近來大に增加したれば、此際歐洲より扶助を得ば、日本の古帝國を亡ぼし、新基督敎國を建設する事難きにあらざるべしと云ふにあり、當時蘭は葡を斥けて、自から東洋貿易の覇權を握らんとするの際なれば、之れを黙過すべき、直ちに彼は之を平戸侯に進め、侯は當時外交上の監察審判を司れる長崎奉行に報告したり。

寛永十年三月の覺、同十一年五月の長崎掟同十三年五月の訓令は、何れも主として外敎を禁じ、日本人の海外渡航を禁じ、貿易は歐洲中和蘭一國と定め、是れに支那朝

鮮を加へたるが、是等の貿易にも、亦窮屈なる制限を設けたり。寛永十七年嬀港居留の葡人は、又又長崎に來りて貿易を請ひたるも、一船七十餘人中醫師等の數名を殘して悉く斬に處し、船は燒かれたり。正保四年又又長崎に入り、再び通商を乞ふも許されざりき。要するに吾邦最初の開港も、葡人の爲に許され、鎖港も亦葡人の爲に促がされたるの跡あり。斯くの如く日、葡貿易は享祿の頃に始まりて、寛永に終りたり、其間九十年間にして吾邦への輸入物は、支那產の白絹絹絲、金麝香磁器の類を主なるものとし、之れに依りて、彼が本國に持歸りし金額は數千萬弗に達したりと。

西班牙葡萄牙東西制採

西班牙貿易に就ては中古に在ては伊太利自由市府と、ハンザー同盟市府は、南北に割據して、歐洲の商權を掌握し、甲は地中海を勢力範圍として、時にブラジル海峽を通過し、英吉利地方に至る事あり、乙はバルチック海岸に沿うて北方に驥足を伸べ英吉利諸威に通商したるが、十五世紀に於ける亞米利加發見と喜望峰廻航の開始は、歐洲の商業に大變化を與へたり。一千四百九十二年コロンバスが亞米利加を發見するや、西班牙は率先して米國航路を開き、殖民地を設け、續で一千四百九十八年

ヴアスコデガマが喜望峰の廻航路を發見するや、葡萄牙人は東洋貿易を開始し、西葡兩國東西の商權を分有するの形勢を示せり、然れとも西班牙人は幾何もなくして餘威を振うて東方に長驅し、葡人も亦米國に迫りて、西班牙の領分を侵し、兩兩相讓らざりしなり

四使と秀吉

曾て西班牙人が、日本と通商を爲さん爲、葡人の妨害を破りて、渡來の目的を達したる事少くとも兩回ありしと云ふ、然れとも彼が使節を日本に送りたるは豐臣秀吉の時代にして、天正十八年秀吉は、比律賓群島征服の念慮を起し、書を其の太守に致して來服を勸めたるに、比律賓群島の主權者たる西人は、當時恰も東洋貿易の擴張に汲汲たる折柄敢て秀吉の威に屈服するものにあらざるも、太守の使節たる西人リヤノは、國書方物を齎し來りて秀吉に獻じたり、然るに秀吉は當時朝鮮征伐の爲に兵力を盡し、亦比律賓を顧るに暇あらず、時に西葡兩國居留人の軋轢頂天に達し西人は葡人を讒し、葡人は西人を誣ひ、遂に兩兩秀吉の激怒に觸れて、慘虐を加へられしが、リヤノ一行は薩摩近海に難風に逢ひ、溺死したりと云ふ、次で文祿四年西班牙商船セント、プヰリップ號、土佐國に漂著せる折柄、其の船長が秀吉の檢使增田長盛に答るに先づ耶蘇教を擴めて、其の國の人心を歸服せしめ、然る後兵力を以て國を奪ふは、當時西班牙政府が殖民政略を實行しつつある、方法なりと云ふにありければ、左らぬだに斯くと推し居たる秀吉は赫として怒り、船長には食物を給して船貨を沒し、石田三成に命じて二十餘の西僧を刑せしめたり、慶長二年比律賓太守は問罪的使節を秀吉に發したるにも關らず、以來西班牙船が僧侶を載せ來らざるにおいては、交易は之れを許すべしと西使に申渡したり、以て彼が貿易に熱心なりしを知るべし

家康と西班牙貿易

家康は夙に海外貿易の利を知り、秀吉の後を善くして、比律賓群島との通商を營まんとしたるなり、是より先き秀吉は、海外貿易船に朱印を與へて、實際商業を目的として、海外に航するものの、渡航許可を證せしが、是等朱印船は、東京、交趾、臺灣、呂宋、嫣港、柬埔寨、暹羅の諸港を往來したるに止まり、太平洋前岸に達したるものなし、家康は海外あらゆる方面に貿易を開かんとし、先づ呂宋太守の請に應じて、吾國民中、彼れの邊海を掠めたる者を刑し、我が商船に對しては朱印を與へて、彼の地に航せしめ、傍ら彼れをして、我が墨西哥航海の嚮導たらしめんと試みたり、蓋し墨西哥貿易

の有利なるは、夙にウヰリアム、アダムスより聞く所あるのみならず、墨西哥と呂宋間の航行には、吾邦に寄航するの便ある事をも聞き居たればなり、慶長七年家康は書を呂宋太守に贈りて、吾國へ貿易船の寄港を請ひけるに、慶長十三年、太守は家康の請に應ずべき旨返書を贈り來れり、是に於て家康は西班牙國船舶の爲に浦賀を開きたるのみならず、浦賀津に對しては特に呂宋商船に狼藉を加ふるものを嚴戒し、太守に對しては日本人が同島に於て惡逆を作すあらば其國の法度に依り、成敗を加ふるを許し、彼れに對する態度は秀吉の威壓的の其れとは、霄壤の相違を顯はせり、又家康は慶長十四年呂宋船にも朱印を與へて、各港への著船を許し、十五年には墨西哥へも使節を遣りて好を修めたり

是より先き慶長十三年秋、呂宋太守ドン、ロドリゴ任期滿ちて、西班牙國に歸らんとする途中上總國に漂着したれば、家康は彼を江戸に導きて秀忠に謁せしめ、更に駿府に迎へて自から引見し、時服を與へて厚遇せり、蓋し家康はロドリゴを利用して墨西哥との通商を開かんとしたるにありて、ロドリゴ日本に滯留する事二年の後家康が西班牙國に宛たる書翰と、贈品とを携へ、アダムスが建造したる船舶を賜りて、之れに乘り込み歸航したれば、其の翌年西王は使者を發して、右の船價を拂はし、且方物を贈りたり

慶長十五年十月、和蘭使節の來朝は、西班牙國貿易に大打撃を加へたり、由來西蘭兩國は新舊宗教の爭ひ久しく結んで解けず、今や休戰中にあり、而して此の兩國使節は日本に會し、互に貿易の利を競はんとす、水火の爭ひ免るを得ず、家康の顧問たる英人アダムスは、蘭使を家康に謁せしむるの勞を取りたるのみならず、自己の邸に宿泊せしめ、其他周旋至らざる所なし、此時墨西哥より西班牙の使節を載せたる汽船一隻、恰もアダムスが采地たる相州三浦に著したれば、蘭人は窃に彼れ等の擧動を窺ひ、其の乘ずべきあらば、アダムスに據りて、之れを陷れんと爲しつつあるの際西船歸航せんとするに當り、日本海岸を測量するを見るや、蘭人等は忽ち家康に告げて曰く

歐洲に在ては、猥りに他國の港内を測量するを得ず、若し之れを爲すあらば、是れ敵國たるの所爲なり、由來西班牙人は性兇暴にして、宣教師を以て間諜となし、遂に他國をして自國の威勢に屈服せしめんと計るものなり、左れば日耳曼の如き

和蘭の如き何れの國も彼れを以て國を寇ふものと爲し其の領内に住する彼の國民を放逐せり

と時恰も將軍西使に見え問ふに比律賓に在る西班牙船の事を以てしたるに其答ふる所侵略的政策に在りて家康の心を激せしめたれば彼れは急使を肥前なる西船碇泊地に遣りて在九州の西人殘らず乘船せしめ一人も日本の領内に留むべからざる嚴命を傳へしめたり爾來英蘭兩國は互に相結んで東方に於ける西葡兩國の勢力に抗し著著成功し慶長十八年には英使渡來して家康に歡迎せられ西葡の貿易亦從つて衰頽せんとするに際し西は防禦者の地位に立ちて蘭の爲めにマニラに備へざるべからず是に於て西使來りて日本現住の西葡人引渡を乞ひ其の交付を得てマニラの守備に充てんとしたるも家康は之れを斥けて曰く須らく大使自から勸誘して伴ひ歸るべし吾れ強て之れを歸航せしむるが如き事を爲さずと家康は屢きに西人放逐を企てたるも永く彼れ等をして影を日本に絕たしむる能はざりし然れとも其英蘭二國と相接近するや西に遠かるは自然の勢にして其使節も遠來の効を奏せず空しく歸航するに至れり爾來歐洲貿易の形勢は一變し英

英使サリスの來航

蘭兩國各東印度會社を設け英は印度の西半島に蘭は遠東印度及群島に商城を限りて西葡に對抗し西葡兩國は今や先進國たるの名を存するのみとなれり

今や世界第一の海國と稱せらるる英吉利國も十五世紀の頃に在りては西葡兩國の爲に其航路を扼せられ西マゼルラン海峽よりせんとせば有力なる西班牙艦隊あり東亞弗利加よりせんとせば葡國の根據を衝かざれば能はず東洋の航行は此時絕望の境に在りしなり當時英人中東洋航海を企てたるものなきにあらねと成功せしものなく一千五百七十七年(天正五)サー、フランシス、ドレークなるもの始めてプリモースを發しマゼルラン海峽を經て西班牙領亞米利加に達し次でモリユアス、ジヤワの諸島に著し歸航したるを以て英人世界一週の始めとし一千六百〇二年(慶長七)キヤプテン、ランカスタルが英國東印度會社の命を奉じて四艘より成れる艦隊を率ね、スマトラに航し次でバンダムに商館を設けたるもの英人が東印度に居留するの嚆矢なりしと云ふ曾て英人ウヰリアム、アダムスは蘭船に託して日本の富饒を英人に告知し、蘭人も亦日本の消息を彼れ等に漏したる所あれば、一千六百十二年慶長十七四月英政府はキヤプテン、ジヨン、サリスをして國書を携帯

せしめ、グローブ、トーマス、ヘクトルの三艦を率ゐ日本に向はしめたり、彼れが印度諸地を經て平戸に入りしは、翌一千六百十三年慶長十八六月十一日にして、同十三日彼れは平戸侯に方物を獻じ、一方には書をアダムスに遞りて、來航の意志を幕府に通せしめ、八月七日平戸を發し出迎の爲來れるアダムスと相携へて、九月上旬駿府に入り、家康に謁して方物を獻じ、家康よりも下賜品を得て、貿易の自由をも許されたり、彼が大阪を經て平戸に歸著したるは、十月下旬なりし、彼れは日本を去らんとするに臨みて、平戸に商館を設けしが、其の日本貿易品として、彼れが英國東印度會社へ報告したるは

英人より輸出品

各種毛布、セル、絹織、天鵞絨、麝香、繻子、緞子、手巾、各色絲、卓掛、金唐革、繪畫類、水銀、朱、染料及脂粉、板桐、小棒鉛、塊錫、鐵、銅、花氈、金巾、金絲、氷砂糖、紗、生絲、絹絲、硝子類、藍帳、簾、石鹼類、琥珀、絹靴下、革、革製手袋、蠟燭、蜂蜜、胡椒、香料、藥材、室內裝飾用木材、象牙、鏡、金、鹿角、純性明礬

日本にて買取るべき品物

麻、青藍、各種染料、綿、毛、米

の諸類なりしと、家康が英王に與へたる書は、別項德川氏對外政策の變遷に詳かなり、

始め西葡兩國の盛んに成を東方に振ふの時、英蘭の二國は之れに抗する能はず、爲めに印度を兩分して、英は其の西半島に、蘭は其の遠東印度及群島に區域を設け、互に相冒す所なく、恰も對葡西同盟の姿を爲せしが、西葡の勢ひ漸く衰ふるや、英蘭兩國は各、自ら東方貿易の利を壟斷せんと欲し、遂に戰鬪をさへ開始するに至り、一千六百十九年元和五平和の條約を結び、爰に攻守同盟を形造りたるも、當時英は其の力遠く蘭に及ばず、英は支那及び日本に通商を開始せんと試みたるも、常に蘭人の爲に妨げられて、其意志を果す能はざるのみならず、時に慘虐を受け、時に損失を蒙る事あり、遂に日本の貿易を廢止するの已を得ざるに至れり、後一千六百三十四年（寛永十一）英人ウエッデルは七艘の艦隊を率ゐて、日本に來航したれとも、貿易上陸共に拒絶せられ、次で或は臺灣に或は支那に航海を企て、竊に日本通商の事を企てたるも、尙ほ其目的を達する能はざりし、一千六百七十三年（延寶元年英王チャーレ

英人の虐待

ス二世は再び使節を派し、通商を我に請ひたれども、幕府は之を拒絶したり、當時幕府が如何に苛酷に英人を待遇せしやは、其使船レタルン號乘組員たりしヘールンの航海日誌にて知るを得べし概要左の如し

此日(西暦千六百七十三年六月二十九日、我が延寶元年)午前十一時、船將に長崎港に入らんとす、時に二隻の小艇前方より來る、一は日本人乘船し、他の一は和蘭旗を掲ぐ、彼等は葡萄牙語を以て、我が船を呼び云ふ、汝は何れの國何の所より來りしか、我之に答ふるに、英語と蘭語を以てし(按幕吏が葡語を用ひしは、此船を葡國所屬の船かと疑ひ、乘組員が英蘭二國の語を以てしたるは、特に葡國人にあらざることを、幕吏に知らしむるが爲めなり)曰く吾人はバンタムより來りし英國人なり、日本官吏曰く、宜しく停船せよ、喇叭を吹く勿れ、號砲を發するを禁ずと、吾人之れに服從したるに、彼等は其まま陸地に引き取りたり、後二時間を經、九隻の小艇海岸より漕ぎ來る、中に奉行と云へる主員二人、書記一人、葡語を用ふる通譯一人、蘭語の通譯四人、自餘之れに伴隨する者十四人、吾人は鄭重に彼等を待遇す、奉行座を占め、通譯一人を座側に置き(彼)卿等英國人なるか(我)然り、吾人は英國國王よりの許可を得東印度會社の爲め、貴國と貿易せんことを希望せり、英國人は今新たに當地に來りしにあらず、實に四十九年前日、英兩國間に行はれたる舊盟を續けんとするにあり(按慶長十八年英人サリス來朝の時を云ふ)(彼)英國は西班牙及び葡萄牙と平和交際を爲すや否や、又英王は葡國朝廷と結婚せしや、其結婚より生じたる子女あるや否(我)目下英國と世界各國との間に葛藤なし、英王は十一年前、西國王室と婚禮せしも、今に子女なし(彼)英國の宗教は如何(我)和蘭と同一の耶蘇教にして、羅馬教にあらずと問答了りて彼等辭し去る

二時間を經て、日本官吏又來る曰く、卿等にして蘭人同樣に、日本と貿易することを望まば日本の慣例を嚴守せざるべからず、即ち卿等の所持する大砲、火藥等擧げて日本官吏に引渡すべし、我我日本官吏は、之を海岸に運び去るも、決して毀損するの恐れなし、日本官吏は早速卿等來朝の旨を皇帝(按將軍を云ふ)に申達し、皇帝の許可を得し後、卿等に家屋を與ふべしと一一乘組員の名を書き取り、容貌を審査し、英人に相違なきや、否やを吟味する爲め、一蘭人をして人毎に、汝は眞に葡萄國人にあらざかと尋問せしめ、船中の貨物を仔細に吟味し、二隻の小艇に殘餘

の火藥等を滿載して、又又陸地に歸還せり

次ぎに來りし者は奉行書記官通譯の一行なり、彼英人退去後四十九年間、此長年月間何故に英人は日本に來らざりしや、我英國には爾後二十年間內亂繼續し、二回蘭國と戰爭せり、戰亂斯の如し、實に極東に遠航を試るの餘地なかりし、彼卿等の船中には、當て日本に來りし者あるか、我一人もなし、彼然らば如何にして此長崎港への航路を知り得しか、我幸に完全の海圖ありと、之を彼等に示し、彼等滿足せり、此日彼等は數隻の小艇を率ゐ來り、殘留の火藥武器を取り上げ、且つ進物として持參し來りたるピストル迄をも取り上げ、之を其艦に積み込み持ち去りたり、彼異邦の奇物之を持ち歸りて、上官の一覽に供せんと、最も彼等は物品を持去らんとする時物品目錄を製し、一一目錄に照合し、只船中の最大砲のみ之を取り去らず曰く、一時の便宜の爲め大砲のみは之を据置くことを許すと

七月一日奉行は一譯官を伴ひ來り、臺灣の狀況を尋問し、又乘組員の年齡、職掌を吟味し、服裝品の代價を聞き取り、船の容積を質し、且つ曰く、卿等若し必要の事あらば旗號を以て海岸に報せよと、七月二日午後彼等は鮮魚、鷄卵、桃、西瓜等を持ち

來り、小判を以て賣買す、其價の高きこと言語に絕えたり、然れとも我は異議を云はざるのみならず、謝辭を述べて代價を拂へり、此時我は船旗を揭ぐること、喇叭を吹くの許可を彼等に乞ひしに、彼曰く已に二日前に之を關東に申達したれば許可申達あらんことを乞ひしに、彼曰く已に二日前に之を關東に申達したれば許可の到來すること遠きにあらざるべしと

七月二日旗號を陸上に向て爲したれとも、彼等來らず、思ふに彼等は我の旗號を解せざりしなるべし

七月六日午後奉行は數人の譯官を伴ひ船中に來り、葡國の宗教と、英國宗教との差違及び英人禮拜の法式を尋問せり、我は逐一之れに答へしに、彼は之を筆記し其筆記に記名せよと要求せり、我は素より日本の文字を解せざるも、彼の要求を拒ひを得ず、之れに記名せしに、彼又更に要求して曰く、夜中船より海中に物を投ずるを禁ず、喧噪する勿れ、水泳する勿れ、爭鬪する勿れと、此等の吟味の爲めに五時間を費し、彼等漸く辭し去りたれとも、差や一時間の後彼等再び入來り、問ふて曰く、卿等の今揭ぐる船旗に十字架あり、而るに最初卿等の入港したる時に船旗

に十字架勿りし、先きには十字架なくして、今十字架あるは如何(我)入港の時揭げし船旗は、遥灣にて新調したる絹旗なり、此絹旗に十字架を付けざりし理由は、全く支那人の忠告に出でたるにて、十字架は日本の國禁なれば、之を廢すること可なりと云ひたるに由る(彼然らば入港の時揭げたる其船旗存在するや(我)入港の當日は雨天にてありしが爲め、其旗毀損して要を爲さず(彼然らば其毀損したる者を一覽せんと、彼は之を一見して滿足す(我)今揭ぐる國旗は、眞正の英國國旗なり、英國は之を用ふること數百年、數十年前英人が平戸に來りし時揭げたる者も之れと同一種類なり、此旗果して英國の國旗なるや否やは、蘭人に尋問あるべし彼等は之を熟知せん、且つ曰く、我國旗には十字架を附するも、個は禮拜信仰の爲めにあらず、唯英國の船籍たるを表せんが爲めのみ葡國國旗に十字架あるも、我英國のとは同じからず、彼昔時英國が葡國若くは西班牙の配下に屬せしことありて、其時此十字架旗を授與せられしにあらざるなきか(我)夫に然らず、英國は此國旗を用ふること數百年、其起原今日に記憶せられず、又英王は三大國民(按英、愛蘇を云ふ)を支配せる大國の君主にして、葡の小國と類を同ふせずと、此應接三時

間の長きに渉り、例に依りて彼等は詳細に其應答を筆記し、我の記名を要求し終り、明朝は食料を支給すべしと云ひて去れり

七月七日午前六時、商船二隻入港す、我は之を英國船にてあれかしと希望したるに、バタビヤより來りし蘭船にてありたり、十時日本官吏譯官と共に來り、忠告して曰く、今後宜しく十字架附の國旗を撤廢せよ、此國旗を掲ぐるあらば、國民は葡國のものと誤認せん、且つ曰く二十日以内には、必らず江戸政府より報答あらん此報答來らば、卿等は家屋其他必要の物件を供給せらるべし、午後八時又日本官吏二人譯官七人を率ゐて來る、彼本日著の和蘭船長を吟味したるに、意外の事を發見せり、即ち英國人は佛國人と共同して蘭國と戰爭し、バタビヤ近海にては、蘭人英船を捕獲し、セイロン島近海にては、英人蘭船を捕獲したりと云ふ、元來英蘭二國は同宗教にして、佛國は羅馬加特力なり、英國が異教國と共同して、同宗國と戰爭するは如何なる理由ぞや、(我)我等の本國出立の時は、歐洲各國何れも平和なりし、又我等のバタン碇泊中も、同じく平和ならしに、今貴報は英蘭間に戰端を開きしと云ふ、我は英國若くはバタンより、新聞を得るにあらざれば、蘭船船長

の言を信ずる能はず、此時彼は懷中より一書を出せり、其書は蘭船長マルシウスレーザーの記名したる者にて、事實疑なき者と思はる、(彼今英蘭二國の間に戰爭を開きしと云ふも、日本國皇帝は此二國民に、同一の保護を與ふるが故に、二國民を日本の海上及陸上に於て、戰爭することを禁ず、蘭國船長も此命令を奉ずる旨の約書を出したり、卿等も同一約書を日本政府に呈出せよと、我は其請求に同意し、且厚意を謝して曰く英蘭兩國間戰爭止まざる間に、我我が此港を解纜する場合には、最先に英船に解纜を許されたし、其故は蘭船の數英船に倍するが故に、同時若くは蘭船先發せば、我に危險の虞あればなり、官吏此請求に對して云ふ江戸よりの許可は近日中にあるべし、其時此要求を發して可なりと、彼等との應接終了したる時は夜半なりし

英人には貿易を許可せず

七月二十日午前十時、日本官吏は數人の譯官を率ねて、來り告げて曰く、皇帝より勅書來れり、然れども英王は日本の敵たる葡國の王女と結婚したるの故を以て、英國人には貿易を許可せずとあり、此勅書は皇帝の意旨に出でたる者なれば、如何に哀訴嘆願するも變更を許さず、宜しく二十日間を期して、當港を解纜せよと(我貿易不許可)となれば已を得ずとするも、二十日間の解纜は風位の許さざる者あり、四十日間を經ば順風(センスー)到來して、出立するを得んと、此時我は日本政府より先年貿易の許可を得、此許可は未だ消滅したるにあらざる旨を述べ、百方陳訴したれども、一旦發したる皇帝の命令は、變更するを得ずとの理由にて、長崎港退去の已を得ざることとなれり、實に八月二十八日なり、此航海は前後二箇年間、長崎港に留ること三箇月、其間終日終夜憂愁恐怖の念腦裏を去ることなかりし

斯の如くにして、英國との通商貿易は、全く廢絕したるなり

一千八百〇九年(文化六)英艦ジャワを陷れて、蘭人を追ひ拂ふや、是に於て東洋海上の權力は英人の掌中に歸一せり、斯くして蘭人は、ジャワを失ひ、爲にバタヴィヤ日本間の蘭船其跡を絕ちしが、一千八百十三年(文化十)泰英船二隻長崎に入り、ジャワ及其屬島の英國新副總督ヲッフルス署名の命令書を示して、長崎在留の蘭商館事務員ドーフを放逐し、英人をして之れに代らしめんとせしが、ドーフはジャワ島が英國の爲めに、占領せられたるの事實を知らず、其交代を拒みしかば、英艦は一度び長崎を引き拂ひ、翌一千八百十四年(文化十一)再び來りしも、尙ほ其の目的を達する

を得ず、空しく歸航し、蘭國は其の東方の根據地を失ひながら、尚日本貿易を獨占せり。

一千八百十八年(文政元)五月英船一隻浦賀に入れり、艦長はゴルドンにして、是れ亦日本通商を請ふにあり、然れども貿易は之れを許すを得ず、順風次第歸航すべしと達せられ、又又手を空ふして歸り去れり

曾て西、葡兩國が歐洲の商界に覇權を握りたる際は、和蘭國の如きは商品を葡都里斯本に仰ぎ僅かに之れを歐洲の一部に轉賣するを常とせしが、一千五百九十五年文祿四)の頃蘭人ハウトマンなるもの、東方を探險して、稍貿易の實狀を知り之れを報告したれば、一千五百九十八年慶長三)中ハウトマンを始め、其他の蘭國艦隊は時を異にして東方に向ふこと四回に及びたり、當時蘭人は航海術に於て尚ほ未だ英人に及ばず、海員中には英人を使用せるもの多く、中にもマヘイなるものの率ゐるは、所謂ヴエルハーゲン艦隊にして、ウヰリアム、アダムスも之れに乘組み居たるなり、是れ等艦隊は障害數回起り、容易に印度貿易開始の目的を達する能はざりしが、アダムスの乘組み居たる船は途中、日本に向ふべきを決議し、其の豐後に著し、後家

アダムス等の到著と蘭人の勢力

康の厚遇を受けたることは、下編日本國の紹介人に就て之れを見るべし

從來西、葡兩國に壓せられ、僅かに歐洲の一部に葡國商品の轉賣を爲しつつありし和蘭は千五百九十五年ハウトマン印度探險後、未だ幾何ならざるに、忽ち一大勢力を顯はし、千六百〇三年(慶長八)には媽港の葡船を臥亞に封じ、其船貨を沒取し、次で千六百〇五年(慶長十)ハンデル、ハーゲンの率ゐる艦隊は、又又東印度に航して、ディドル、アンボイナ、ハンダ等の諸地より葡人を驅逐し、其の翌年マラッカを襲ひたれば、葡人は最早之れに抗する能はず、爾後數年媽港に蟠居して、遠洋航海を爲す能はず、爲めに日本との貿易も暫時中止の姿なりし

家康朱印船に朱印を與ふ

千六百七年十二月慶長十二)二十三艘の蘭船は、東方に出發したるが、途中葡船に會ふ毎に、彼れを驅逐し、マレイ半島中ジョールに著するに際し、其の中レッドライン及グリフオンの二船を以て、日本航行の任に當らしめ、此二船が平戸に入りたるは、一千六百〇九年(慶長十四)なりき、松浦侯之を厚遇して、數多の貨物を買得し、家康は其齎す所の方物を悦び、且つ其の來意を諒として、平戸に商館を築くを許し、船に朱印を與へ、相互の修好は造作なく成立せり、此報一度蘭國に達するや、一千六百十年慶

長十五)七月蘭船又々平戸に入り、其中ジャコブ、スペックス以下の一行は、大阪に至り、夫れより途上アダムスに會して、共に駿府に至り、家康に謁して方物を獻じ貿易に關する諸多利益なる聽許を得、夫れより東海道京都を經て平戸に歸り、倉庫を設けて貿易の準備を爲し、同年九月平戸を出帆し、歸航の途に就きたり

蘭人は最初印度に望を屬し、又日本に於て通商の目的を達したるのみならず、支那に向つて驅足を伸べんとせり、一千六百二十二年(元和八)提督カイセル、ゾーンは媽港半島に兵を上陸せしめ、之を襲ひて却て大敗を招きたるが、爾後彼れは一轉して澎湖群島に航し、爰に上陸して根據地と爲し、遂に臺灣の覇權を掌握するの基を開けり、爾來蘭人は此地に貿易を行ひ、臺灣と稱する城砦をも構へたるが、後土人の爲に之れを破壞せられ、且放逐せられたるも、更に或る條約の下に上陸のみは之れを許されたりと云ふ、從來同島に往來したる船舶は、多く我が長崎に集まりたり、一千六百二十六年(寛永元)コンラド、グラマルが和蘭國代表者として江戸に赴くや家康の爲に優遇を得、次で澎湖島に於て吾邦人と蘭人との間に、衝突事件あり、彼の濱田彌兵衛等三人が驍名を輝かしたるは、此件に關してなり(濱兵衛等の事跡は下編冒

険家略傳中に記す此事件の爲、蘭國貿易は、一時頓挫の姿なりしも、後我邦が臺灣太守ヌイツを寛待せし爲、此頓挫は程なく回復せられたり

寛永十三年、幕府は鎖港を實行せり、此鎖港の事たる、葡國の陰謀が蘭人に依て發覺したる者あると共に、外國の僧商相混じ禁を破りて、日本に入り込むを防がんが爲めなりき、然れば蘭國は如何、彼れは葡國陰謀の發見者にして、幕府に忠なるもの、殊に幕府が忌み且つ憚れたる耶蘇教退治に就き、蘭國は之れに助勢を與へたり、然れば蘭人は幕府の趣旨に反せざるのみならず、多年外國と貿易したる我邦が、突然其の交通を絶つに於ては、忽ち外品供給の途を杜絶し、又長崎の衰微せん事を慮かり蘭人と支那人のみは依然交通せしめたり、然れとも寛永十八年、蘭人は平戸の樂境を逐はれて出島の幽囚地に閉塞せらるるの運命に際會せり、其故如何と云ふに彼等蘭國人は曾て逐はれたる西葡兩國人と提携して、幕府に抗するの機あるを待つの慮あり、彼等が平戸に築ける商館は、宏壯なる石造にして、木造住居の日本國人よりこれを見れば、寧ろ城廓とも見るべく、加之耶蘇教に關係なしと思惟せられたる彼等は、此壯大の建築物に、救世主降誕の年紀を刻し、又は窃に巨砲を輸入したるを

蘭人追放の難を免る

和蘭貿易の頓挫

發見せられれば、忽ち此命下れりと云ふ、爾來幕府が長崎其他に對する戒嚴は、愈周密にして、同年筑前黒田侯に命じて、長崎を警衛せしめ、翌十九年には西泊、戸田に兵營を設け、千人の兵を備へたり、是れ蘭人に備ふると云ふよりも寧ろ西葡兩國人の來寇を慮りたるに由ると云ふ

然れども蘭國貿易は此時大頓挫を來したるなり、ケムフルは曾て家康が朱印を蘭船に與へたる當時より、平戸放逐に至るまでの三十年間を以て、蘭國貿易の黄金時代となせり、其の記する所に依れば、當時蘭人は、日本人の嗜好に適せる、生絲其他の商品を供給する事荷西人に讓らず、自由に且良價に之れを販賣するを得たるが上に毎年六十タン(英貨五十萬磅に當る)丙外の純金を輸出するを得しかば、縱令航海中破船等の難に逢ふ事多きも、尚ほ莫大の利を得たりと云へり、然れども出島幽閉に次で、正保四年蘭商館主幹は、幕府に參覲したるに、彼れが黒船入港の注進を怠りしとて、將軍の爲めに謝責を蒙り、明曆の頃より、彼等は南蠻人との交通に於て、嚴格なる禁止命令に接し、寛文元年には鄭成功の爲めに臺灣より追拂はれたり、然れども彼等が此不運に堪へ、殊に出島の幽囚をすら忍びしは、尚ほ其商利あればなり、現に

寛文二年には、此小島内に伊萬里磁器舗を設け、其他諸品をも陳列して、自由に之れを買ひ取らしめたるが如き、諸多の便宜を與へられ、其の貿易に就ては、彼蘭人の得る所尚ほ少なからざりし、即ち寛文四年彼等の手に依て、輸出せられし銀は五百兩にして、翌同五年には、同一千五百兩、同六年には同三萬兩同七年には同五萬兩に達したり、斯くの如く蘭人は其商利を樂みて、出島の幽囚に甘んじたるに、爰に其の商利をさへ根底より顚覆らしめんとしたる一大事件あり、ケムフルは此時代以後を指して蘭人貿易の第三期即ち鐵時代と稱す、寛文十二年の新法、市法賣買なるもの の發布、即ち是れなり、ケムフルの記する大要に曰く

奉行は我等の商品に就て見本を徵せり、是れ其の價を定め、且之れに課稅せんと欲するが爲なりき、斯くして日本商人奉行の邸に到り、夫れ等の物品を買ひ取らん事を望まば、奉行は低廉なる價を以て、自から之れを賣り渡し、蘭商をして之れに與らしめず、蘭商若し之れが賣却を欲せざる時は、再輸出を命ぜらる、加ふるに從來小判一枚は、吾が五十九マーク又は六十マークに引替へ居たりしを、六十八マークに引き取るべく命ぜられたり、此處置にして永續したらんには、吾等の賣

易は斷絶する外なきに至るべし云云

右の市法實買は貞享元年十二月一旦廢せられしと雖も之れに代ふるに絲割符と唱ふる舊制を以てしたり、此法は京都堺、江戸、大阪、長崎の商人中蘭人より絲を買取るべき人數と其數量を限りたるものにして、夫れと同時に蘭國一箇年の貿易額を五萬兩に定限し、次で元祿九年には新糧の小判出でて舊制より其價を三分一減じたるも尙ほ從前と同樣の割合を以て蘭人に授けたりとて此時を以て蘭國貿易錢時代の始めとすとはヲッフルスの記事にも見ゆ、同十四年以後は渡來の船舶四五艘を超ゆる能はざらしめ、享保六年よりは貿易年額新金二萬五千兩と銅百萬斤に減せられ、同十八年には定額銀千百貫目と、合力銀百貫目計千二百貫目に減少せられ、寬保三年には銀五百五十貫目、銅六十斤外に、銅價荷物等の名義を以て貿易する事となしたるが、一方には蘭人の苦境を察し、同年より商館在留主幹の每年參觀せしを、五箇年一回と定め、獻上品をも半減せり、翌延享元年蘭人が此壓迫に堪え兼ね將に日本を退去せんとして貿易額の增加を請ふや、幕府は銀六百貫目、銅六十五萬斤に增加したるも、是れ當年の事のみ、翌年よりは忽ち復舊せんとしたるのみならず貿易を禁止せんとするの意向を示したれば、彼等は更らに大に請ふ所あり、爲めに延享二年定額銀千貫目、銅九十萬斤に增し、翌三年には更に改めて、銀八百貫目、脇荷物百貫目、銅百十萬斤其他八朔御賣獻上物、御用物、奉行調物、合計千二百五十貫目と定め明和元年に至り、右銅の內三十萬斤を減じ同五年九十五萬斤と定められたり

幕府は何故に斯く蘭國貿易を制限したるか蘭人は其眞意を解せず、諸種の方面より狀を具して復舊を哀願し、バタヴィア政府は頗る日本政府の意嚮を知るに苦しみしが、日本政府も又蘭と交通を絕つを以て策の上乘なるものとは思惟せざりき然るに此の窮屈なる制限を彼れに加へし所以は、金銀の濫出を防がんとしたるにあり、寶永六年より明和元年に至る五十餘年の間に金、銀、銅の輸出せるもの

金三十四萬四千八百五十一兩
銀千十五貫八百七十一兩
銅一百七十九萬七十斤餘

に達せりと云ふ、是に於て寬政の末年より幕府は金銀貨の回收に努め貿易の趨勢

は一轉して支那、和蘭より續續金銀を輸入し蘭人は金千兩を以て、吾銅七萬斤と交換する事と成れり、斯くして明和二年より嘉永六年迄、蘭人の手を以て輸入したるは

金十貫目
銀三千七百七十貫目

之れに換ふるに、吾より蘭國に銅を輸出せしは明和二年より天明三年に至るまで地銅一千六百三十九萬五千斤
銅器十七萬四千七百八十五斤
銅錢五千四百七十四萬〇二百文

爾來大なる變化を見ずして、蘭國貿易は行はれたり輸出入品は、何れも時代に依り、同じからずと雖も主なるものは左の諸品なりし

輸出品

銅、丁字、漆器、陶器、米、酒、油、醬油

輸入品

生絲、毛布、各種絹絲、木材、水牛、獸皮、金唐革、蠟、氷砂、糖、丁字、肉豆蔻、龍腦、樟腦、水銀、朱、泪、夫藍、鉛、硝石、硼砂、明礬、麝香、安息香、紫鉚、萬年香、珊瑚、琥珀、アンモニヤ、硝子、馬兜鈴、胡椒、鉛、鉾、汞劑、銅線、針、眼鏡

第三章　中古海外派遣使

應仁亂後、室町將軍は虛器を要し、諸國の豪族各、其領地に割據し、眼中足利將軍なる者なし、大永元年將軍義晴は、細川高國の爲めに擁立せられ高國自から管領となり國政を執るに至れり、將軍は此事を明朝に通じ、私かに之れに依りて、利する所あらんとし、同三年使節を明朝に派遣せり、然るに當時入明勘合章を保管し、彼我の貿易を管掌するは、大內義興にして、彼は前將軍義植に黨し、細川高國とは反目の間にてありけり、義興は將軍家に、遣明使節の事ありとは知らず、自分は單獨の遣明船を派遣せしに、此兩使節は端なく、寧波上に衝突を來すこととなれり、此時將軍家の正使は、僧瑞佐と云へる者彼は明の歸化人、宋素卿と云へるを副使とし、大內家の使節は宗設と云へる者なりし、前例に依るに、使船同時に入港する時は、先著の者上席を占

び歸化明人素卿は祖國の事情に通ずることを以て之に與へ、自分等は大內家の使船に後れて、入港したるに拘はらず、將軍家の使者は上席を占めたり、是に於て宴會の席上雙方激論を爲せし末、大內の使者宗設は、衆を率ゐ將軍家の使者を襲ひ、正使瑞佐を殺し、副使素卿を追ふて紹興城下に至り、進んで慈谿に入て、其地を焚き、同地の指揮官劉錦を殺したりとは如何にも亂暴狼藉の極なりけり、大內使節の暴行斯の如し、式微の明朝と雖とも默視する能はず、素卿を捕へ事の理由を糺問す、而るに彼は將軍家の使節なれば、大內家の勘合章を所持したるに過ぎず、彼言を設けて曰くること勿論なり、只前前將軍家の勘合符を所持せざること勿論なり、只前前將軍家の勘合符を求め、路を南海に取航海の途中賊の爲めに金牌章を奪はれ、據なく前朝の勘合符を所持したるに拘はらず、將軍家の使節なれば、大內家の勘合章を所持せざりて、漸く入港するに至りたるなりと、明朝の官憲之を信じ、大內の使者宗設は將軍の正使を脅かし、勘合符を奪ひ、剩へ其發覺を恐れて、正使瑞佐を殺害したる者と斷定し、今回の不都合を日本に向て詰問し、使者を派遣し、暴人宗設を捕獲して護送せよと迫れり、然れとも當時足利將軍の力にては、大內の使者を捕獲すること能はず又大內を詰責することも爲し能はず、足利家は之れが回答に窮し、遷延躇躇し居た

將軍の使節殺害せらる

るに、明朝にては其事情を知らず、更に使者を筑前に派し、其不法を詰問せしに、大內家は此詰問に答へざるのみか却て其使船を擊退せり、是に於て遣明使節は一時中絕することとなれり

大友宗麟の羅馬使節

大友宗麟は九州の豪族にして夙とに羅馬教を信奉せり、彼は天正の初年、植田玄佐なる者に命じ、玄佐を其幼子と共に羅馬に派遣したり、而るに玄佐は歸航中に死亡し、從者は其遺物と報告書方物を携へ歸りたるに、是又薩摩海にて暴風に遇ひ、船は難破したれとも、辛ふして一命を繋ぎ、使命を達することを得たり、玄佐の隨行者に渡邊宗覺なる者あり、彼は羅馬滯在中大砲製造の術を傳習したり、本邦より使節を歐洲に派遣したるは之を以て始めとす

天正十年、宗麟其子弟二人を選み使節として耆老二人を顧問とし、之に從はしめ亦葡人二人僧一人を從へ共に葡船に搭じ、二月長崎を發し、媽港に著し居ること半歲マラッカに逗留すること數日、十一年九月臥亞に著す、駐留葡國總督厚く之を禮遇し、爲めに良船を供して送る、喜望峰を經十二年八月、葡國の首府リスボンに抵る葡國は當時西班牙の所轄に屬するを以て、其總督迎接甚だ厚し、マドリッド府に到り

第二世フイリップ王の禮遇を受けアリカンテ河より船に乘りピサーを過ぎ羅馬に向ひ、使節羅馬府外に到る法皇騎兵を出して郊迎し貴族も亦騎馬警護して府に入る、沿道の民街衢に充滿し歡迎の聲雷の如し使節車を下る時一貴僧は數百の教徒を率ゐ迎て寺院に入り神歌を誦す、翌日使節法皇の宮殿に到る其儀式盛大を極め、近衛騎兵之れが先驅を爲し、次に貴族牧師及び與國派駐の使臣等前後擁衛車騎雲の如し、扈從僕隷は喇叭を吹き、法皇宮殿の官吏皆緋衣を穿ち、使節一行は本邦時樣の錦衣を著け、兩刀を帶び、補國の僧侶及び與國の使臣皆盛裝して後に騎從す、宮城にありては、使節のセント、アンゼル橋を過ぐるを待て、祝砲を發し音樂を奏す、已にして謁見室に入り、其の主の書翰を呈し導者に從ひ進んで法皇の坐下に至り禮を盡して來意を述ぶ、譯官は羅甸語を以て之を法皇に通ず、此に於て法皇大に喜び使節を抱て淚泣差や久し、而る後侍者をして書翰を朗讀せしめ、法皇は使者を揖して答辭を爲す、其室に入る時使節に命じて衣裾を攝げしむ、是れ當時稀に歐洲君主に許す所の特榮たり、其後幾くもなくして、法皇疾に罹りて殂す、大僧正センテ、アルト法皇の位を繼ぎ、稱してセキスタス五世となす、卽位の時使人席に列して天盞を

持てり、法皇供養の時に於ても、灌噉に供する水盤を捧げ、以て其禮を助けたり、歐洲の俗此等の事を執るを以て無上の光榮とし、答書を授けて之を送る、儀容初の如し、使節は羅馬を辭してより、ヴエニス、ミラン、經舟行西班牙を過ぎ、再び國王に謁し、去りて葡國に至り、十四年四月リスボンを發し歸途に著けり

大友の使節西班牙を發するや歸路臥亞を過ぐ、駐留葡國總督厚く之を遇し、加特力傳教師アレキサンドル、ヴリグナニをして、使節に伴はしめ來りて、豐臣秀吉に聘用せしむ、此に於て共に臥亞を發し、媽港に抵り、始めて耶蘇教の禁を聞く、然れどもワリグナニは尙ほ己れの使命を達するを任とし長崎に來り鎭臺に依り、國命を奉じて來聘せし旨を告ぐ、秀吉許して教師從員數十人京師に入らしむ、此時豐後の使臣は、已に歐洲語を解し唱歌音樂を善くし、且つ時計、地球儀、地圖其他多く珍器を齎す其京師に入るに及び、嘗て見聞せし事を語るを以て、諸侯來り聽く者日に群集すワリグナニの秀吉に謁見するや、書翰方物を上り、近く進んで膝を屈し、其手を舐む、秀吉之れに茶を供し、物を賜ふて役員に及ぶ、公卿侯伯席に列する者三百餘人、大友の

使臣亦席に陪し、特使節と隨意談話し、歐洲の歌舞を演じ以て秀吉の意を慰む、宴罷てソリグナニ等旅館に留る月餘、京師内外を遊遙す、其國に歸るに及で、秀吉は書翰竝に鎧一領、金鞘戟一柄、長刀懷劍等を附し、駐臥亞蒲國總督に酬いしと云ふ

蒲生氏郷の羅馬使節

蒲生氏郷は夙とに大志を懷けり、秀吉に謁したる時我に朝鮮を與へよ、殿下之を承諾せば、我は朝鮮征討の先鋒たらんと云ひしとぞ、彼は大友宗麟が使を羅馬に發したる快擧を聞き、大友の背後に落つるを遺憾とし、天正十二年、臣山科勝成、岩上傳右衛門等十二名を羅馬に派遣し、又同十四年十一月其臣竹村知勝を羅馬に遣はし、同十六年十一月三たび異母弟貞秀を派遣し、同十八年四たび家臣町野友重を遣はし許多の黄金を持參して、彼國の小銃大砲を齎し歸りたり

徳川家康の墨西哥使節

徳川家康が斥擯家にあらずして、外人を優遇せしは別章に記載せり、慶長十六年長崎入港の外船八十餘隻に達し、通商國二十餘國に及ぶと聞き、大に喜び其顧問の一人なるヤンヨースを召し、詳細に西洋事情を詢ひ、我東方數千里の外に、亞米利加國あることを知りたり、家康の寵遇を得し外客に、英人アダムス別章に詳記すあり、彼造船の術に長せしかば、家康は彼に命じて、八十噸より百二十噸までの船數隻を造らしめたり、是れ米國に使臣を發せんとしたるに由るなり、而るに慶長十五年、西班牙の商船桑港號が、呂宋より歸帆の途次、風浪の爲に我國に漂著し、上總近海にて沈沒す、家康は其遭難者を護送すると共に我が新船を派遣することとなし、京都の商人田中勝助田中庄次郎朱座隆成堺の商人山田助左衛門に命じ、信書竝に國書を携へ、此年五月米國に向て解纜せしめたり、船は墨西哥のアカプルコ港に著し、使命を新西班牙（メキシコ）政廳に致したるに、政廳は大に之を歡迎し、緋絨天鵞絨葡萄酒等を贈り勝助等を歸還せしめ、翌十七年特に使節を我國に派遣し、先年の厚意を謝し贈るに自鳴鐘を以てしたり、當時家康が新西班牙政廳に與へたる謝狀は左の如し

伊達政宗の羅馬使節

往歲貴國船遭風破碎、爲造船遣還、今聞無恙到達、甚慰自今彼我締交、每歲通航、爲國爲民何幸如之、吾國剖判以來、崇神爲道、君臣之義、交際之約、皆神爲信順則得福逆則必殃、外教斷所不納矣、見領此義則雖至何港津必不相拒也

又伊達政宗が島津の琉球略取を聞き、自ら奥羽の偏隅に割據するに堪へず、私かに南洋に羽翼を張らんとて、慶長十八年羅馬に使節を發したる事あり、詳細は別項支倉六右衛門の略傳にあり

第四章　中古外國貿易市場の變遷

九州貿易隆盛時代

寛永十六年鎖國令出づる迄、九州各地貿易の隆盛は想像の外に出づ、九州軍記に曰く

永祿元年九州薩隅、大友高崎ノ城ヨリ府内ノ城マテ人家立チ竝ビ、九國ノ都トモ云イツベシ、シカノミナラズ、大明南蠻ノ商船著津シケレバ、遠國ノ商客トモ、其積來物ヲ買ヒ取ントテ豐府ニ來リ集ル、唐船昔ハ筑前國今津博多ニモツキ、鹿苑院殿ノ代ヨリハ、中國ニ著ケドモ、南蠻ノ黒船ハ我朝ニ渡來スルコトナカリシニ、天文十二年薩州ニ蠻夷來リ同十八年黒船豐後國臼杵ニ著岸セリ、永祿改元ノ頃ヨリ彌增ニ南蠻ノ黒船臼杵ト肥前ノ横瀬ニ著キケルヲ、大友義鎭宗麟府内ヲ賑サン爲メニ、奔走斜ナラズアリケレバ、皆府内ニ來リケル

又ピントーの紀行を見るに曰く

當時九州各港、支那商船の三四隻碇泊せざる所なく、就中田の浦博多、阿久根鹿兒島の諸港は最も繁盛にして何れも支那商船百餘隻づつ碇泊し、天文十五年支那船の日本に來りし總數は、二千餘隻に及び、其齎來る商品は大抵絹絲のみなり、此年陽暦十二月五日に當りて暴風あり、支那船千九百四十六隻葡萄牙船二十六隻沈沒し、支那人凡そ十六萬人葡萄牙其他西洋人凡そ千五百人(内葡人五百人)溺死したり

とあり別項にも記せし如く、ピントーの紀行は誇大にして信じ難き所なきにあらざるも、亦全體虚構の說にあらざるは、他の諸書にも略ぼ類似の傳記あるを以て證するに足る、思ふに寛永以前日本の貿易は、家康時代よりも、豐臣時代に盛に行はれ豐臣時代よりも、足利氏の末に盛に行はれしなるべし、其故は秀吉時代には、已に耶蘇教の禁令出で家康又此禁令を一層厲行したれればなり

我邦の四要津

平戸及び長崎が、日本の外國貿易を占有する前、我國には四要津と云はれし者ありたり

薩摩の坊津、筑前の博多、伊勢の安濃津、泉州の堺是なり

坊津港は當時外國貿易の總路にして、外船の往返必らず此を經由す、古記に云ふ

慶長六年島津義弘は幕命を奉じ、島原宗安を遣はし、明の生擒茅國科等二十餘名を北京に送り届けしに、明主大に悦び、之を厚遇して、歳歳二商船を坊津に通ずる

ことを許すに至れり

以て其一斑を知るに足る

博多港は中津にして、土地廣濶、人戸稠密、支那の海商必らず此に來れり、故に筥崎に安濃津港は末津にして、京都に接近し、自から貨物集散の要區となりたり上文三港の外に獨立して、最も繁昌を極めしは泉州堺港とす、地區の京都に接近したると山名、大内、相川等の豪族相次で此地を領したると、當時港灣の比較的安全なりしとは、此地繁榮の主因なりし戰國時代各地方は干戈騒亂の巷となり、武士は奔命に疲れ、産業衰頽する時に當りて、此地獨り文學、工藝の發達したるは、全く外國貿易より生せる自然の結果なりし殊に明の職工此地に來りて新奇の織法を傳へしが爲め、其織法京都に傳はり、西陣織が長く我國の機業界に名聲を博したるも、之れが爲めなりと傳ふ

長崎港と其入貢

長崎の地は、應永年中長崎小太郎と云へる者、下總佐倉より來りて深江浦に住し、子孫世世此地に住せしより、世人此地を呼びて長崎と云へり、此地何年の頃より貿易

港となりしやと云ふに、元龜元年葡萄牙商船、風難に遇ふて西浦福田と云へる所に漂着せし時、彼等は長崎の良港たるを檢知し、來年此港に來るべければ其用意ありたしと、領主長崎甚左衛門長崎小太郎八世の孫なりと云ふに堅く約して、貿易を遂げ出帆したり、甚左衛門之を聞き大に喜び、直ちに其由を大村丹後守に具申し、大村の家臣等と議して町の地割を爲し、高來、大村、平戸、島原等諸所の商人を招き寄せて家屋を建築し、諸國より來るべき商人等の旅店をも取設けんと、五六町の町を造りて待受けたるに、翌年の夏約に違はず、南蠻船は嫣港より二三隻打連れ、貨物を積載して長崎に入津す、是よりして長崎は南蠻人通商の定港となり、次第に商館をも設けたれば、我方にても追追移住する者多く、數年ならずして貿易の一要港となるに至れり、天正の始め甚左衛門の主人大村と、龍造寺との戰に甚左衛門軍資に窮し、長崎を抵當とし、葡人より巨額の金を借入れ、一時の急に應じたりしが、期限に至り之を返濟せず、葡人の請求嚴酷にして、甚左衛門長崎に住するを得ず、時津に退きて督促を避けたり、葡人之を大村丹後守に訴しも、大村戰後の財政到底償還する能はず、其極大村は親戚有馬修理大夫に謀り、長崎の地を擧げてセスイット教會の手に渡

したり、是よりして長崎は切支丹領となり、同派の傳教師は何憚る所もなく、長崎に教會堂を建て、市中の政治を沙汰し、頗る專横の處置を施したれば、長崎市民は憤恨限りなく、如何にもして、同地を南蠻人の手より引戻さんものと時機を待居たり、天正十五年豐臣秀吉には薩摩征伐の事ありて、牙營を筑前博多に進めたり、長崎市民は時機到れりと打連れて、秀吉の牙營に行き事由を愁訴す、秀吉事の意外なるを以て、市民の言に容易に信を置かず、大村に命じて、領地の御厨帳を取り寄せ、檢査したるに、其帳簿に、長崎南蠻切支丹バテレン領と記入ありたり、秀吉之を見、我領地を割いて南蠻伴天連に引渡すとは、不屆至極なりと、直に長崎を葡人の手より取上げ、改めて公領とし、長崎市民へは外人に賣却したる罰として、男女各一人より銀六枚づゝ上納すべしと命じぬ、市民は其苦に堪へず、百方愁訴の末半額を免除す、按此金は葡人に對する負債に充つる爲めなりとも云ふ、何れが事實なるか、今記錄の徵すべきなし）

通商港は長崎に限る

慶長の頃まで、日本の外國貿易市場は長崎は勿論平戸、鹿兒島、堺等にして、何れも貿易隆盛を極めたり、慶長十八年長崎に入港したる外國船は百二十餘隻然るに元和二年八月伴天連禁止令の出でしより、日本の貿易港は長崎、平戸の二港と制限せられ、次で長崎一港の外は貿易を禁ずることとなりたり、其事由は寛永十七年葡國の商船、嫣港より長崎に來りしに、乘行は幕府の命を奉じ、乘組員を捕へ、國禁違犯の廉を以て、死罪に處し、醫師及び水手十三人のみを唐船に乘せ、嫣港政廳へ諭告の通牒を携帶せしめて之を放還す、是に由り長崎は僅かに唐船の通商港となり、俄に衰微に陷りければ、幕府は長崎市民の嘆願を容れ、同十八年平戸の和蘭商館を鎖して、之を長崎に移したり、是に於て通商は和蘭支那の二國となり、貿易港は長崎の一港のみに限ることとなりぬ、是一には長崎市民の嘆願を容れたるも、又一には平戸は松浦潘の領地なるが故に、幕府は此に外國と貿易せしむるを欲せざりしに由るなり出島は長崎港の一部なれども、徳川氏は之を以て蘭人の別天地となし、外人は之を蘭人の獄舍と呼び、外交史に於けるも貿易史に於けるも徳川氏が蘭人を苦しめたる著名の地なり

外人雜居と其禁制

長崎港開市の始より、家康の時まで長崎港の外國貿易は、自由貿易たると同時に、內外人雜居したり、乃ち葡國の商人も、支那商人も此に雜居し、其家主たる者を南蠻宿

唐人宿と名け、其宿主は貿易の媒介を爲したれば、口錢として賣買代價の三分の一を取り、之を自分の所得としたるが、後宿主所在の町内に異論起り、各自分配に與らんと歎願したるに付き、終に宿町と宿主と之を分配し、其後又一變して、長崎市中全體に分配することとなりたり

監獄的居留地

然るに寛永十七年、幕府は井上筑後守を長崎に派遣し、長崎奉行馬場三郎右衛門、栢植平右衛門に面談して、蘭人雜居を禁ずることとなりたり、此出島は土地の埋立も家屋倉庫の建築も皆長崎市民の私財を以て(官命に依り)經營したる所なれば、蘭人は借地料借家料を出し、此に住居せり、(元祿年間彼等一箇年の支出高五千八百八十兩裏門の外は一切往來を禁じ、表門には門番及番兵ありて嚴に之を固め、奉行所の許可證あるにあらざれば、蘭人の出入を許さず、蘭人の市中見物は、一年何回と回數を限られ、遊覽休足の場所も規定の外は之を許さず、其歩行には幾多の衛兵之を圍繞し、門には探番と云ふ小吏ありて、衣服身體の搜索を行ふを例とす、水門と名けて海に通ずる一門あり、入津の蘭船より、貨物を出島の倉庫に陸揚する用に供する者なれども、其出入の嚴なること表門に異るなし、同島には出島乙名、町役人あり和蘭通詞あり、各其役所を設け、諸商人は特許證を所持するにあらざれば出入を許さざりし、特に蘭人に取り、精神上最も痛苦を感じたるは、蹈絵にてありしなるべし、蹈絵とは當時幕府に於て、井上筑後守の意見を採用し、耶蘇及十二聖徒の像竝に經典に模せたる事蹟の圖を數十箇の銅版に鑄出し、毎年正月長崎の幕吏をして、家家に就き其戸籍を引き合せ、人人跣足にて其上を蹈み、以て切支丹信者にあらざることを證せしめ、而して蘭人も亦切支丹にあらざることを證するが爲め、年年出島に於て人別改を受けざるを得ず、而して彼等が奉行に見るには、帽此蹈絵を行はしめられたり、又蘭人は八朔年始其他の禮日には、長崎奉行所に伺候を爲すを例規としたり

蘭人の坐禮と脫靴物

(按、蘭國商人の坐禮は如何に當時德川氏が蘭人を威伏せしやを知るに足る者あるが、蘭國使節が同一禮式を將軍の前に屈行したるに至りては、今より幾んと想像の及ばざる者あり、ケムフルの日本史は西曆千六百九十一年三月元祿四年蘭國使節謁見の狀を記して曰く

江戸將軍(原書にはイムペロル)が、和蘭國使節及び其隨行者を待遇するの狀、以前と同じからず、使節等は普通の謁見終りし後、奥まりたる宮殿の中に誘引せられ其席には將軍の臨場あるのみならず、將軍の御臺所、女宮將軍家血統の貴女も臨場し、使節の一行は此等貴人、貴女の歡樂に供用せらるる狀あり、最も謁見の際將軍及び其隨行の貴女は亜簾の中にありて容貌を見るを得ざるも、國務大臣其他の人人は公開の室に出でて威容端嚴なり、使節謁見の禮を終るや否や、將軍は別室へ退かれ我等三人は使節と共に日本の官人に誘はれて、長廊を經て別室に入り、此に待つこと約十五分、夫より又長廊を經て、他の廣濶なる一室に誘導せられ此室内に坐せよとの差圖を受けたり、室内に入れば、半頭剃髪の官人、侍醫僧侶等交、來り吾人の名を問ひ、年齢を問ひ、其他無數の應答煩に堪へざるものあり、謁見室は第百二十四圖(是には略して載せず)に示すが如く、許多の部室を以て組織せられ、何れも中央廣間に向てあり、其中幾部は開放せられ他の幾部は亜簾にて區畫せらる、或る室は十六疊他の室は十八疊之れに坐する者位階に順じて上下あり、室又高低あり、中央部は敷物なく、總て板間にて、其板は美麗なる漆塗にて粉粧

せられ、他の室に比して一段低く、此場所に我等の一行坐せよと命せらる、將軍及び御臺所は亜簾の中にあり、將軍の命により我(ケムフル)の舞蹈する時我は亜簾の隙間より御臺所を二回見るの機會ありたり、其顔面蒼色にして麗はしく、齢三十六、七歳と思はれたり、將軍の坐席は薄暗き所にあり、若し彼にして亜簾中、聲を發するなかりせば、其の在不在は幾んど知れ難し、加ふるに音調低微なれば、此陰所に隠伏するかと思はるる程なり、吾人一行の正面簾中に、將軍血統の貴族、御臺所及貴女坐席を取れり、亜簾の模樣より察するに、此中に約三十人列坐せりと思はる、閣老備後は、吾人の正面開放せられし一室に端坐す、吾人の左方なる一室には第一流、第二流の政務官羅列し、背後の廊下は將軍家の重臣及び後宮の侍從を以て充されたり、斯く坐席定るの後、外國事務委員は、吾人を謁見室の前面なる廊下に案内し、此に第二流の政務官出で來り、中央廣間に案内し、吾人に命ずるに日本の風俗に從ひ、屈膝の坐法を爲し、平身低頭すべきを命じたり、主坐の通譯官が席の前面に坐するは、通譯上の便宜の爲にして、吾人は此通譯の左方に坐したり普通の拜禮終る時、閣老備後は將軍に代はりて、吾人に挨拶し終りて、使節は其君

國使に直接の應答を許さず

主の名を以て謝辭を述べ、德川將軍が特に和蘭國に、貿易の自由を許したる、厚遇を拜謝するの意を述ぶ、主坐譯官例によりて、席上に伏拜稽首し、特に大聲にて之を通譯す、是れ將軍の耳に達し易からしむるが爲めなり、將軍の答辭は使節直接に之を聞くを得ず、閣老備後の口を經て、之を譯官に通じ、譯官之を使節一行に通譯す、元來一國帝王の使臣たる者、外邦に使すれば、對手國帝王の口より出づる言語は、直接に使臣の耳に達して可なるべきに、日本將軍の口より出づる聲は、使臣に直達することを許さず、備後をして傳達の勞を執らしむること、無益の手數なれども、將軍の口より出づる聲を、外國使臣の耳に直達するは、彼の神聖を汚すと云ふの意に出でたるなりと云ふ、相互好意の交換は、斯の如くにして終れり、次は如何なる儀式の出づるやと云ふに、日本人の吾人に對する、千問百疑にして、其疑問は何れも兒戲に類する者なり、例せば第一問は吾人一行各自の年齡にて、次は各自の姓名なり、其姓名も言語にては彼等滿足せず、彼等は歐洲風の墨池を持ち來り、一一筆記せよと命じ、其筆記は之を閣老備後に渡し、備後は之を將軍に奉呈するなり、次に國使(日本人は彼を呼んで加比丹(カピタン)と云へり)に對し、備後の質問はバタビア、和蘭間の距離、長崎バタビア間の距離如何、蘭王と印度商會の總指揮者(ゲイレヴトルビヂラカ)と何れか、勢力强大なるやと云ふにあり、又余の受けし質問は左の如し、曰く內部の病と外部の病と治療の難易如何、支那人は數百年前、不老不死の藥品を東瀛に搜索せしめしことあるが、歐洲人は未だ此搜索を爲せしことなきか、若しあらば此搜索上幾許の進步を爲せしか、歐洲人の發見したる長壽法は如何にあるかと、余は答ふ歐洲醫界にては、長壽に資する藥品及人類の健康を永續せしむる法を、發見せんと苦慮すること久し、目下歐洲にて最も有名なる藥種はサルヴオラチルオレオソム、シルヴイーと云ふ、余此藥名を呼びし時、簾裏の將軍は之を筆記したるにや、數回此藥名の呼上げを命せらる(問)此藥種の發見者は誰ぞ(答)シルヴイウス博士なり(問)足下是を調劑し得るか(答)調劑し得るも、此地にて卽座に爲すを得ずバタビアに行かば之を調劑し得ん、時に簾內より命あり、曰く汝宜しく次期の便船にて之を送附せよと、此時迄將軍は貴女の群中にありしに、今は座を移し余の左方なる簾中に來れり、是れ余の言語を仔細に聞んが爲めなるべし、又命あり曰く、汝の合羽(外套)を脫し直立せよ、曰く步行せよ、曰く佇立せよ、曰く舞踏せよ、曰

く日本語を話せ、曰く唱歌、曰く蘭文朗讀、曰く繪畫と、命令百出余は力の能ふ限り命令を遵奉し、將軍及列席貴顯の視聽に供し、中にも余の舞踏には、高尙なる日耳曼愛戀の歌を吟唱す、其擧動眞に陋劣の極なれども、之を爲さざれば將軍及び其朝官に滿足を與ふるを得ざるなり、然れども使節のみは、此道づべき命令を受くるを免れたり、蓋し彼は一國の君主を代表する者なれば、其面目を害する如き命令を出すことを躊躇したるなるべし、余は此等の命令に應じ、吟唱、踏舞其他の技を演ずること約二時間漸くにして半頭剃髮の日本侍從官來り、我等の座前に日本の膳部を羅列す、其膳部にはナイフ、フオークの代りに象牙製の二本の棒箸あり、日本食に慣れざる我等は、極少量の食事を爲し、老主座譯官は膳部の幾物を一束して旅館に持ち歸るべしと命ぜらる、是に於て我等は其服したる外套を脫し別辭を述べて退場を許さる、此謁見や余は胸中無量の感慨ありたり

蘭人が出島に蟄居を命ぜらるるの初、支那人即ち所謂る唐人のみは寬待せられ、雜居を許されたり、其理由は支那は舊交ある國にて、宗教も我と同一なれば、彼等に雜居を許すも我風教を害するの恐なしと云ふにあり、何ぞ圖ん彼等の著書中に歷歷

天主教を說く者多く、長崎の漢學者中之を知る者ありて、幕府に上申したり、幕府愕きて之を檢閱せしめたるに果して天主教を說き、若くは之れに關係ある書ありたれば貞享四年天主實義、天主實義續篇、靈言蠡勺、聖記百言等の書類は輸入を禁じ、又內地にある者は悉く沒收して之を燒捨て、禁書の種類三十八なりと云ふ是より唐人も天主教を傳播するの恐ありとなし、元祿元年小島鄕の一區を畫して、之れに蟄居を命じたり、卽ち唐人屋敷なる者是なり、屋敷は纔すに小竹柵を以てし其中に住宅を造り、同二年市中に止宿せる唐人を盡く此中に移し、地代借家料を拂はしめ其出入の嚴なること蘭人と大差なし

元祿以前支那は通商條約許可の國なりとし別に勘合信牌の事なかりしに、元祿元年唐人屋敷設定せられしより、長崎奉行は彼等に信牌を附與し之を所持せざる者は入津貿易を許さざることと定めたり、當初唐船商賈の荷主は、范十二家にてありしが後范より玉に玉より錢等へ荷主を引繼ぎたれば、其商船の出帆に臨みて、奉行より信牌を附與し之を翌年渡來の證としたり、是則ち蘭船に用ふる祕密旗と、同一趣意に出でたるなり

長崎は蘭人
平戸は英人

長崎に次で貿易港となりしは平戸なり、當時長崎は大村の領地に屬し平戸は松浦の所領長崎は前文記せし如く、元龜二年に開市せられ平戸は天正八年の開市なり西學年表に依るに、同年の夏英吉利人始て肥前平戸に來る、松浦隆信之れと通商貿易を約す、之より年年貨物を齎し來ると故に長崎は葡人平戸は英人に開かれ而して平戸及び長崎にて最も多くの利を占めたるは英人にあらずして蘭人なり蘭人が平戸に始て來りしは、ケムプルの日本史其他の記錄に依るに、西曆千六百十一年とあり、卽ち我慶長十六年に當る、元龜天正以後九州沿岸にして貿易場となりし者少からざるに、何故に長崎平戸の貿易が最も盛なりしやと云ふに、元和二年家康薨去の頃は、天主教排斥說盛んに行はれ、同年八月幕府は左の命令を諸大名に發布したり

急度申入候伴天連門徒の儀堅く御停止の旨先年相國樣家康仰せ出され候上は下下百姓以下に至るまで彼宗門無之樣に念入れらるべく候將又黑船いぎりす船の儀は右の宗體に候間御領分に著岸候とも長崎平戶へ遣はさるべく御領內に商賣不仕樣尤に候、此旨上意に依り如此候恐恐

249821

元和二年八月二十日　　老中連署

追て唐船の儀は何方へ著候とも船主次第賣買可仕旨被仰出候

斯の如くして葡萄牙、西班牙、和蘭、英吉利四箇國の貿易は、長崎平戶の兩港に限られ（支那商船を除き其他の諸港は事實に於て閉鎖せられ、此長平二港のみ益繁昌するに至りしなり後平戶も閉鎖されし理由は長崎港の部にあり）

浦賀は關東唯一の貿易港

浦賀の津は家康の頃關東唯一の貿易港たりしなり、慶長十三年浦賀津の制札に曰く

三浦の內　浦賀津

對呂宋商船狼藉之儀堅令停止之訖若於違背之輩者速可處嚴科之旨被仰下知如件

慶長十三年七月　　對馬
大炊

尤も浦賀港は、ブイリッピン島とメキシコ國アカプルコ港との間を往復する呂宋船を寄港せしむるにあり、同十三年家康が呂宋の太守に與へたる書にも相州浦川津とあり、其書は

日本國源家康報章呂宋國大守足下芳書落手、卷舒主復、如書面、從伊須波二屋、爲呂宋國守護渡海珍重至禱、如前前不可有疎意也、然而今歲被著船於相州浦川津、°°°°°傾悅不淺云云

慶長十三年戊申八月六日

自餘秀忠が呂宋大守に贈りたる書中にも、得順風不日到著相州浦川津云云とあり當時浦賀は關東唯一の外國貿易港たりし事知るべし

第五章　本邦蠶業の發達

蠶絲製造は神代に始る

有史以前のことは知るに由なきも、天照太神の時既に蠶絲の事ありしが如し

天の八千千姫命は桑葉を天の香山に植ゑて蠶を養ひ、其絲を以て神衣を織り供進す云云

とあり應神天皇の朝秦の功滿王の男融通王と稱するもの、百二十七縣の民を率ゐて歸化し、百濟の使主、冶工なるもの卓素呉服、西素を從へて來朝し後漢の靈帝の後裔と云へる、阿知使主と都加使主は、呉國に入りて其國主より貢せる、工女兄媛、弟媛、呉織、穴織の四女を將て筑紫に來り、兄媛を胸形太神に奉り、他の三女を朝廷に獻せり、彼等は何れも養蠶製絲機織の道を我國民に授けたるものにして絹織物は、應神天皇の朝に始まれり、次で仁德天皇、允恭天皇何れも蠶絲の事に心を寄せ給ひ、雄略天皇の時に至りては、皇妃自ら蠶種を養ひ給ひしと傳へらる、又彼の歸化人秦酒公に命じて、其種族一萬八千六百餘人をして、蠶業に從はしめ、其の一大發達を致したるも同帝の御宇にして、孝德天皇の大化二年には、戸戸を按檢して、農桑を課植し、非違を禁察し、賦役を催驅せしめたり、當時桑は園田に植ゑて、林の如く繁茂せしめ、建久の頃に至るも變ること勿りしに、戰國に入りてより、養蠶の業忽ちに衰へ僅かに田畑の畔などに植ゑて、之れを保ちしが、享保元文の頃より、漸次復古の勢を得て、桑林を造り始め、嘉永、安政年間に至り、再び其の盛大を見ることとなれり

開港以前に於る蠶業の盛衰

絹織物は、其の始め貢租の料と爲したるに過ぎざりしが、漸次國內に普及して、民間需用の目的に使用せらるるに至る、朱雀天皇の朝、平將門の反亂あり、崇德天皇以後國內亂れて保元平治の亂起り、源平の確執相次で顯はれ、殖產興業は起らんとして、幾度も蹉躓せられ、鎌倉北條の時に及び、稍恢復の期を得たるも、後醍醐天皇の朝よ

り、又又亂世の古に復し、足利氏の統一に至りて、舊態に復せんとしたるも、應仁の亂次で起り、德川氏治世の始に至るまでは、我國の蠶業は、發達するの機會を得ざりしなり、爾來泰平二百有餘年、諸種の業、漸く進歩發達せしが、蠶業は上流者の需用を充すのみにに十分發達を見るに至らざりしが、幕末の通商條約實に之れが大發展を促がしたるなり

蠶業地の區畫

延喜式中に載する所の、千有餘年以前の蠶業地は左の如し

上絲國　伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波
中絲國　伊賀、尾張、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播磨、長門、讃岐
　　土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向
下絲國　駿河、甲斐、相模、武藏、下總、常陸、信濃、上野、下野
文化年中に著はせる蠶飼絹篩中に、奏蠶國と稱するもの左の如し
東山道八國　近江、美濃、飛驒、信濃、上野、下野、陸奥、出羽
北陸道三國　若狹、越前、加賀
東海道二國　武藏、甲斐

生絲改良の端緒

山陰道三國　丹波、丹後、但馬
而して現下蠶業隆盛の地は
信濃、上野、甲斐、岩代、武藏
等の諸國たり

開港當時は、生絲改良に心を寄するものなく、諸藩に於て從來仕來りの製法に依りて、製したる生絲を横濱に出荷し、諸店に陳列して賣り捌くのみなりしが、明治元年上州前橋藩には、速水堅曹を横濱に出張せしめ、生絲賣買の實況を視察したるに速水は神奈川裁判所知事寺島陶藏並に同地の醫師松山不苦庵等の意見を聞き、歸藩後改良の生絲を、横濱に賣捌かん爲、店舗を設くべき趣意を以て、商人に說諭したり當時横濱に出荷する生絲は、前橋最も多く、陸羽之れに亞ぎ、他は數ふるに足らざりき

次で明治三年前橋藩は速水堅曹の議を容れ同人監督の下に英國人シーベル、瑞西人ミウラルの二名を雇入れ、前橋町細ヶ澤武藏屋方にて、撚絲洋式機械三臺を備へ、工女三名をして提絲若干を製せしめたり、是れを本邦機械製絲の嚆矢とす、爾後七

八箇月を經て、同地大渡村に、十二人繰製絲所を建設し、更に進んで同岩神村に、木製製絲機械を据ゑ付け、機械製絲の業を繼續したり

小野組と古河市兵衛

明治三年の頃、小野組の代人古河市兵衛は、襄に前橋藩にて解雇したる、ミウラルを雇入れ、東京築地入船町に六十人繰機械製絲所を建設し、古河自ら主任となり、三春人夾屋周藏を、支配人として業務を處理し、後九十六人繰に增加し、明治六年廢業したるが、其間同組の注入したる資本金は、莫大にして營業期間短かかりしも、斯業に與へたる小野組の功績は沒すべからざるものあり

工部省の製絲試驗所

明治五年正月、工部省に於て、製絲試驗所なるものを設けたり、所長は勸業寮員佐佐木忠淳にして、瑞西人ミウラルを雇入れ、九十六人繰の規模を以てせり、同七年八月之れを加賀藩士上田富藏等に貸し下げ、後橫濱商人橋本彌平の所有と爲れり、此の外勸業寮は上州岩神村製絲場を群馬縣廳より、小野組に拂下げたるもの、更らに引繼ぎ、暫時維持したるに、同八年に至り、前橋商人勝山宗三郎に拂ひ下げ、次で同十年勸業寮其物も廢止し、事務を勸農局に引繼ぐこととなれり

宮岡製絲所

橫濱居留地八番館に、蘭人カイセン、ハイメルなるものあり、俗に蘭八と云ふ、彼れ曾て伊藤博文に說くに、日本國内に一の機械製絲所を設置し、以て製絲の模範を示さば、彼我の利益なるべしとの趣意を以てし、其設立の許可を得んことを乞ふ然れども其の事、條約文に牴觸する所あればとて、之れに應せざりしに、右蘭八は自身に資金を供給して、日本政府の監督に任ずるは、條約に戻る所勿るべしと、强て請ひたれば、博文其の有利にして、刻下の急務たるを信じ、官設の一大製絲所を設んとの議を大藏、民部兩省に致たるに、議は容るる所と爲り、其實行に著手したるは、明治三年二月なりき、同十月政府は地理權正杉浦讓及庶務少佑尾高惇忠を上州富岡に派して地を相せしめ、次で佛人ブリユナを雇ひ入れ、尾高忠淳專任として、二箇年の星霜と二十八萬圓の資金を費し、富岡製絲所は是に落成したり、此建築中、政府はブリユナを本國に派遣し、檢査人二名、機械方一名、銅工一名、土木圖畫師一名、女工四名を雇入れしめ、五年六月建築工事を竣へたれば、國内製絲教師養成の爲め、女工四百名を募集し、爾來精巧なる機械に依りて、良品を製出し、國内製絲家をして、漸次之れに模倣するに至らしめ、工女を養成する事數千人の多きに達し、速水堅曹も後所長として盡瘁し、斯業界に新生面を開きたりしが、其設立の趣旨たる利益を目的としたるも

のにあらざるを以て、收支償ふ能はず、加之時勢の進歩は官業たるを許さず、二十六年十月公賣入札に付し、十二萬四千四百六十圓にて三井高保に拂下げとなれり

蠶絲業の發達は明治初年以來官民一致して、之れが普及と、改良を謀りたるに由るものなれども、中にも皇后陛下の斯業御奬勵こそ、我國蠶絲業の今日あるを致したる基たるなれ、明治四年三月陛下には岩鼻縣田島武平に仰せ付けられ蠶婦島田タカ外數名を宮中に召させられ、繭の御茶屋に近き一室に於て蠶種を掃き立て、飼育せしめ給ひしに、四十餘日にして良好の結果を得たりしかば、陛下は其成繭を伊勢の大廟に奉獻し、餘繭は、天皇、皇后兩陛下の御衣の料とし給へりと云へり

明治五年三月、皇后陛下より熊谷縣に御沙汰ありて、養蠶の御試驗を行はせ給へり、種子掃タカ外十一名を召させられ、吹上の御茶屋に養蠶の御試驗を行はせ給へり、種子掃下しより生繭採揚まで、凡七十日を經たりと云ふ、成繭六石四升は、熊谷縣工女中澤テル外十名に仰付られ、新井鼎作監督の下に、之れを製絲し綸子、羽二重を織らしめ給ひしに、精良無比の上品を得たりと云ふ

明治六年四月下旬、皇后陛下には、上野國蠶婦田島マセ外四名と、世話方由島某を召

させられ、西丸城宮内省中に蠶室を設け給ひ、初眠に就かんとするに際し、五月五日夜宮中御廊下邊より出火し、折悪しく西北風烈しくして、殘らず烏有に歸したるが陛下の御熱心なる、之れに阻み給はず、同年引續き別に接近の場所に於て養蠶遊ばされ、次で十二年には皇太后、皇后兩陛下大養蠶の御事あり、同年四月佐佐木長淳を青山御所養蠶御用係に仰付けられ、上野國農田島彌平夫婦を蠶師とし、永井サダ外數名を蠶婦として、青山御所に召させられ、御園内に規模廣大なる蠶館の御建築ありて蠶桑の事を慣はせ給ひ、次で二十一年にも亦大養蠶の御事ありたるが、是れ畢竟華族の子女をして自營の心を生ぜしめ、且つは全國の人民をして斯業に就かしむるの模範を垂れ給ふの聖旨に外ならず、爾來皇太后、皇后兩陛下は絕えず御心を蠶絲の上に注がせられつつあり

明治五年の頃、福島縣令安場保和は、大久保内務卿の旨を受けて、管下に機械製絲場を設置せんと計畫し、六年三月地を同縣下二本松城趾に決定し、前橋人速水堅曹を迎へて中屬に任じ、工場建築機械据付等悉皆を委任し、同七月落成せり、是より先き四月速水堅曹は、官業の不可なるを説き、民間に於て大會社を起さんとしたるに、安

新町紡績所

場縣令も之れに同意し、自ら管內を巡回して、之れを勸誘したるに、人員三千人、資本二萬圓は立ろに集りたれとも、畢竟其多くは、趣旨をも解得せず利害を打算せずして、加盟したるものなるべく、斯くては後日發達を來す事期し難ければとて、更らに其損益を示し、隨意に脫會するを許せしに殘るもの七名となり、資金は減じて七百圓を餘せしのみ、遂に此七名結合して、二本松城趾の拂下を受け、一大會社を成立し、同年八月製絲を橫濱に竇出したるに機械絲百斤七百七十五兩手繰上等同六百二十兩にして、該所は事業漸く緒に就きたるのみにして、工女の未熟なるに拘らず、高價に賣行きたるには、地方人一驚を喫したりしと、九年六月奧羽御巡幸の際、車駕二本松に到り製絲會社を徽覽ありて、社員の功勞を賞し、金幣の御下付ありたり由來本邦に在て、屑絲は紬絲眞綿に製するの外利用の途を知らず、下等品に至りては、棄て顧みざるものなりしが、工部省勸業寮員佐佐木長悌は、曾て伊國に在りて之れが利用の術を習得し來り、廢物利用を以て、國富を增すべきを說きたれば木戶孝允、大久保利通等其の可なるを認めて、政府に建議し、八年四月佐佐木をして工場設置の地を相せしめ、鏑川支流溫井川の水便ある、上州新町に決定し、民有地一町四

反餘を買收し、建築費凡十三萬九千圓と豫定して、建築師獨逸人グレーヴェンを雇ひ機械を英獨瑞の三國に注文し、十年六月工事竣成し、十月開業式を擧げ機械技師には獨逸人マルチン、紡績技師には瑞西人ヘールを雇ひ、事業に著手したるが、從來本邦人の棄てて顧みざりし屑絲の製絲と成るや、機業界に一大變遷の時機を與へ、外人も亦一斤の高價を以て、屑絲を購入するに至れり

上毛製絲改良會社

上毛製絲改良會社は十三年十二月、星野長太郎等の發起に係るものにして、其目的は製絲の改良と、直輸貿易の奬勵にありて、斯業に貢獻したる效績大なれども困難に遭遇したる事甚だしく、直輸に於て大頓挫を來したるは別項に記する如くなるが十六年に至り、政府の保護を得て、氣運を回復したり

製絲場の勃興

斯くて、明治五六年の頃より、製絲改良の聲四方に起り、且其有利なるを知るに至るや、製絲場は勃如として起れり、其中主なるものを擧ぐれば

明治六年には

福島縣に岩淵兵右衞門、小荒井小四郎、三重縣に伊藤小左衞門、長野縣に山岸清一郎、新潟縣に五泉製絲會社、靜岡縣に生產會社

明治七年には
群馬縣に水沼製絲所、長野縣に平澤長造、石川縣に大塚志良、岡山縣に殖產商社、山形縣に板垣蒸五郎、京都に鴨川製絲所

同八年には
長野縣に長谷川範七、中山社、秋田縣に佐藤政忠、山形縣に板垣蒸五郎

同九年には
群馬縣に韮塚直次郎、石川縣に河崎晉平、埼玉縣に清水宗德

の諸製絲場起りたるが、同年より政府は勸業資金として製絲家に資本を貸與するの道を開きたり、其官貸を受けたる者左の如し

明治九年
金一萬圓　佈磨縣

同　十年
金一萬五千圓　山梨縣製絲所

同十一年
金二萬四千二百四十二圓　山形縣民

同　年
金二萬圓　金澤製絲會社

同十二年
金五萬圓　秋田縣羽生氏熟等

同十三年
金四萬圓　滋賀縣士族

同　年
金七萬圓　舊佐賀藩士族鍋島直晶等

同十四年
土地四百町歩　栃木縣西山貞太郎等

同　年
金三萬圓　熊本縣產業會社

同十五年

金一萬五千圓　群馬縣士族
明治十五年
金二萬圓　山形縣舊大泉藩士
同　年
金一萬圓　山陽製絲會社
同十七年
金一萬四千五百餘圓　長崎縣對馬國士族
同十八年
金六萬三千圓　福島縣士族

自餘一萬圓以下の官貸金を仰ぎたるもの拙しとせず、此數年間に起れる蠶絲業者は如何なる運命に遭遇したるか、狂熱の爲に勃興せるものは、社會の風浪に抗するの力なく、其經濟事情は、生存競爭を促がし、優者を生かし劣者を殺すに躊躇せず、十二三年の頃一時勃興せし蠶業は十四年の末期より、十五六年に至り、通貨の變動より、大不景氣に遭遇し、十二三年の頃、工場を增築し十分の仕入れを爲したる當業者

は十五年に至りて製品堆積し、從來の擴張諸費は、利子だも償ふを得ず、職工は續續解雇して、遂には破產するものさへ生ずるに至りき、然れども此大打擊は却て當業者を警戒し、今日穩健の發達を見るに至れる原因と爲りたり

福井藩士佐佐木長淳は、明治五年佐野常民の推薦に依りて、工部省に奉職したるが彼れは慶應三年四月藩命を帶びて、米國に渡航したる事あり、明治六年一月墺國博覽會事務官を命ぜられて、同地に渡航の後、更らに歐洲蠶業取調の命を受け、同國コルッ府養蠶試驗場に於て蠶學を修め、歸途歐洲を巡回し、養蠶術製絲法、屑絲紡績法等を研究し、同年十二月歸朝したるが、是れ卽ち我邦蠶學の嚆矢なり

明治七年、政府は、內務省中に、勸業寮を設け內藤新宿試驗場內に養蠶科を置き、蠶業に關する試驗を行ひ、進んで蠶事學校をも設立せんとしたれども、十一年試驗場の廢止と共に、此計畫も消滅したるが、十四、五年の頃、歐洲に蠶病流行し、一兩年を經て本邦へも病毒傳播せんとするの徵を現はしたれば、十七年四月農商務省は、東京府麴町區內山下町に蠶病試驗所を設け、微粒子病に關する試驗を行ひ、豫防の第一著手となし、十九年蠶種檢查規則を發布したり、此檢查には、專門の智識を有する人物

必要なるが故に、同年十月東京府北豐島郡西ヶ原なる蠶病試驗所の規模を擴張して蠶業試驗所と改め各府縣に傳習生を募り、毎年四月より七月に至る間微粒子檢査法を教授し、三年にして七百餘名の習得者を得たるも、尚ほ其の不足を感じ、二十一年には晉て養蠶試驗場に於て檢査法を習得したるものに就き檢定試驗を行ひて四十餘名の及第者を得たり、當時蠶絲業は、旭日昇天の勢を以て發達したれば其需用を充たさん爲蠶業試驗所は傳習の程度を高め、益生徒の養成に勉めたるに二十三年前記の員數を合して、一千名以上の習得生を見るに至りき、斯くして習得生は或は蠶種檢査員となり、或は養蠶巡回教師となり蠶業の改良に貢獻する所あるに至れるも蠶業の發達は尚ほ駸駸として進み、幾多の教師あるも、益之れが需用を增加する勢となり、爰に蠶業講習所設置の建議は、第八議會に提出せられ、直ちに可決して第九議會に經費の協賛を得、二十九年四月より實施せらるる事と成り東西兩京に講習所を設置し、東京は西ヶ原蠶業試驗所を、使用する事と成れり、次で各府縣には縣郡市町村費を以て蠶業に關する學校傳習所を設け或は巡回教師を置きて講話を開き、學校傳習所の數は、今や二百を以て數ふるに至れり

發明品の續出

蠶絲に關する學術進歩の結果は、發明品の續出となれり、明治十八年七月專賣特許條例施行せられし以來、同四十年十二月に至るまで、邦人の發明品にして專賣特許を得たるもの、養蠶用具に於て百八十種、製絲器に於て百五十一種の多きに達し、爾來益增加しつつあり

桑畑設別

製絲業發達すれば、桑畑設別の增加は固より免るべからず、明治二十二年より各五年表を示せば左の如し、但桑園外諸多の地域にある桑樹をも、併せ見積りたるものと知るべし

明治二十二年	二一七、九一一町
同　二十五年	二三一、四〇〇
同　三十年	二九八、五九六
同　三十五年	三一六、六一七
同　四十年	三九〇、八三八

蔟、玉蔟、出殼屑蔟を計量して、明治十一年以後毎五年の產額左の如し

調產額

明治十一年	九四二、一九八瓦

生絲產額

吾邦生絲の產額左の如し

明治十一年	一、三二八、〇三五	石
同　十五年	一、一一九、〇六〇	
同　二十年	一、四八〇、七〇五	
同　二十五年	二、二三四、二三八	
同　三十年	二、五四九、二二四	
同　三十五年	二、九七〇、二〇五	
同　四十年	二、二六六、一九四	斤
同　十五年	三、〇九五、三四四	
同　二十年	五、〇三二、三三八、一	
同　二十五年	六、八五〇、五五〇	
同　三十年	九、六〇九、七五六	
同　三十五年	一一、二〇五、八〇〇	
同　四十年	一四、六一三、四六三	

家康が英人に與へたる貿易免許

斯業の發達原料製品增加の趨勢依て以て知るを得べし

第六章　德川氏對外政策の變遷

世人往往外人排斥を以て、將軍家康の意志に出でたるなりと思ふものあり、然れども內外の諸記錄にして當時の事情を記する者悉く之れに反する事實を見る家康、は斥攘說の人にあらざるのみならず秀吉にも超過したる開門主義の人なり慶長十八年彼が英王ジェームス一世の使節サリスを待遇したること、英王に懇切なる親書を與へしこと、彼が英人に八箇條の貿易特許を與へしこと、彼が外人を忌避せざりしを證するに足る其特許書中の要部を摘譯すれば左の如し

第一條　我は英國の臣民に、今後日本と貿易するの特許を與ふ、卽ち東印度の大守及東印度會社の商人は其船舶其商品を日本國內何れの港へも出入するを得ること、世界各國の慣例に從ひ、日本人と商品賣買契約を爲すを得ること、英人が我國內に居留すると、退去するとは英人自身の隨意たる事

第二條　我帝國內に商品を輸入する英人は其商品を外國諸港に輸送すること

妨なし

第三條　英船の難破する場合には、日本人をして彼等を救助せしむるは勿論其救はれたる船舶及貨物は之を船長に返還せしむべし英人は我帝國内何れの場所にても家屋を建築すること隨意たるべし又退去の場合には之を賣却すること隨意たるべし

第四條　日本在留の英國商人死する時、其財産は之を在留英國商人の首長に引渡し、隨意に處分せしむべし彼等の中に犯罪者を生ずる時英國法律を以て之を處分し、日本の法律は之れに干らざるべし

（中略）

第八條　旅行券を携へずして英人は蝦夷若くば日本國内何れの地へも出立すること

家康が英國王に與へたる書翰

又家康より英王ジエームス一世に贈りたる書は左の如し

大英國王陛下我は陛下の臣ジョン、サリスを國使として贈られたる、友愛なる書を辱ふす、我の欣喜無窮、我は我國に未だ見ず又外國人よりも未だ嘗て贈らざる珍奇の贈物を厚く領收す我は今後長く陛下の親懇を辱せんを望む陛下にして其臣民が我領地内に來らんを望ませらるるならば何れの地も何れの港も之を歡迎せん陛下の臣民は航海の術に達し遠洋萬里の國を發見し有要の發明を爲すものなれば我國に益する所少からず不肖の禮物陛下の臣民に託して贈呈す陛下幸に領收あらんことを陸下の臣民は日本にて貿易の特許を得我領内に商館を設んことを希望するが故に我は彼等の希望を許したるのみならず我印章を署して此特許の確實なるを證す

駿河城に於て我内裏の十八年慶長第九月第四日

日本最上命令官源家康

英人アダムスの優遇

此書は水師提督ペルリの東洋紀行に載せる所と又駿府記に載する所と大意略ぼ同一なり又西人の著書に據るに、ジョン、サリスが江戸に向ひ平戸に出立せし時同勢數十人、平戸の大守は彼を送るに、樓五十艘を列ねたる御座船の一に一行を載せ、其行を盛にしたりとあり

當時家康の信任を得たる二人の歐人あり、一は英人ウィリヤム、アダムスと云ひ（日

本人は之をアンジンと呼ぶ他の一は蘭人ヤンヨースと云ふアダムスは英國の航海者にして亦造船の術に長ず慶長五年(千六百年)日本に到著し江戸に住居すること二十年元和六年江戸に死去したり彼の數學造船學の技倆は自然に家康の歡心を引き英國に歸らんとするも家康之を許さず厚遇寛待至らざるなく相模國逸見(横須賀)に領地を與へたり彼は鄉國に妻子あるも歸國の許可なきより日本の女を娶り其間に一男一女を生む死に臨み彼遺言して云ふ逸見村は山水明媚我墳墓の地たるに足る我及我妻死せば此地に葬るべしと邦人其遺言に從ひ此地に埋葬せり詳細は下卷アダムスの傳に記す

蘭人ヤンヨースの優遇

ヤンヨースもアダムスと共に西曆千五百九十八年和蘭ロッテルダムを發し艦隊五艘の一なるヘヤリチー號に乘り組み泉州堺浦に漂著したるなり家康命じて彼を江戸に呼ばしむ浦賀より陸路江戸に來り家康に謁見しアダムスと同樣に邸宅を給せり今の八重洲河岸はヤンヨース邸宅のありし跡にて安針町はアダムスの住せる所なりと云ふ

(按外交史稿に慶長五年春異國船一隻堺浦に來る堺奉行之を江戸に報ず德川家康命じて江戸に到らしむ海上風に逢ひ破船して浦賀に漂著す既にして家康其頭目二人を招見す卽ち蘭人ヤンヨース英人アンジンと云ふ二人曰く衆願通商にあり請ふ渡海公許を得年年來て商貿せんと之を許す然るに船舶の歸國に充つべきものなし留る數年時時招見して外國の事情を諮問す邸宅を江戸に賜ふ今の八重洲河岸は卽ちヤンヨース安針町は卽ちアンジンの住居せし地なり同十三年蘭船平戸に來りて、ヤンヨースの存亡を問ふに舍し歸國を命ずと雖ども請ふて尙止り寛永中に至り將に歸らんとし臺灣洋中に於て破船溺死すと云ふとあり我國に到著せしは慶長五年にして歸國の途に上りしは寛永中とあり彼が日本國に長生活を爲せしこと知るべし

日本は英國人民の保身所

ランドール日本帝國記は記して曰く

歐洲各國人に對し日本政府(德川氏)の待遇たる歐洲各國人相互間の交際に於けるよりも寧ろ寛大なり西班牙葡萄牙兩國が和蘭人を目するに西班牙の叛民なりと云ふを以てし又英人アダムスを排斥せんとしたる場合の如き德川家康は之れに答へて曰く外國人は外國人に對する日

本國の政策を指圖する理由なし、此國に於ては歐洲に於ける各國の關係を斟酌する必要なし、外人にして此國の掟に服從し、若も我國民に利益あらば、何國の人民たるを問ふの要なし、又西班牙人嘗て和蘭人を伐つの兵を發するに當り、壯丁を召集せるの必要あり依て西人の日本にある者に退去を命せんことを請ひ來りしに、家康儼然之れに答へて曰く、日本は萬國人民の保身所なり、日本に隱匿し日本の安寧を害せざる限り、其意に反して此國を去らしむるを得ず、但し本人自から去るに於ては敢て問ふ處にあらず

又英國政府年報（カレンダー、オブ、ステート、ペーパーズ）は記して曰く

元和元年ジヤワに於て英、蘭二國人の間に戰鬪あり、其六年英國商船の平戸に至るや蘭人敵を殄滅せしめんとし賞を懸けて船長コックス以下を捕殺せんとす英人依て之を日本政府に訴へしに、日本政府は之れに告げて云ふ、日本領土以內に於て、外人の爲せる所業には關係せずと雖とも、此領土內に於て起れる事件は之を處分すべしと、蘭人は其捕へたる英人が日本に逃匿したる時之れを以て自家の奴隸なりと主張し、平戸の領主（松浦氏）に其引渡を請求す、而るに領主は之れに應せざりし、此時蘭人は多數を頼み英人の商館に闖入し殺掠を恣にしたるに日本人之を見るに忍びず、英人を助けたれとも蘭人は之を如何ともする能はざりし云云

夫れ斯くの如し家康は外人を排斥せざるのみならず是れと同時に我國權を毀損するを許さざりしを知るべし、慶長十三年呂宋大守より家康秀忠に贈りたる書及び彼に與へたる答書左の如し

家康に贈りし書（家康を大御所と呼びし時と知るべし）

本國伊須波（イスパニヤ）二屋之帝王當國呂宋爲守護拙夫被仰付今般致渡海候然者前前守護人御懇意之段令承知候到我等無御異儀候樣可參候縱雖隔雲山萬里候心中者非其儀候歟可申談候次又拙夫此國參著之砌當所數年逗留之日本人從者共候て處々騷に罷成候間當年は一人も不相殘歸國之儀申付候雖然毎年渡海之商客何れも乞隙意人等候之間致馳走候向後別儀有間敷候如例年今年も里船差渡候則到關東可乘入之旨安子申付候海路不任雅意候へば同域中者皆以御國之儀候間何

呂宋大守日本商船の制限を認む

處へ成共風吹次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中之者共御馳走奉仰候兼又貴國住居之フラテ儀如前前被加御衷憐候樣、是又奉仰候

慶長十三年五月二十七日　ドンロチリコラヒヘイロ 朱印

謹上

日本國　主大御所樣

將軍秀忠に贈りし書

當國呂宋爲守護、從本國伊須波二屋、今夏令渡海候之處、先年之至守護人、御貴殿御懇情之段承知仕大慶不斜候、於拙夫御同意可忝候、向後彌彌爲可申談里船一艘相渡候、卽爲我等代官御見舞爲可申上候、則船之儀者關東へ可乘入之由、加飛丹申付候、雖然海路之儀候間、同域中者何所成共、風次第可入津之由申付候、彼加飛丹同船中之者共、御馳走之儀奉仰候、將又貴國商船每年四艘而已相渡候之樣に被仰付候者可目出候、貴國住居のフラテ伴天連、是又被加御衷憐之樣奉仰候、少進物以目錄申上候〇寸志而已、恐惶謹言(目錄略之)

慶長十三年五月二十七日　ドンロチリコラヒヘイロ 朱印

家康の返書

秀忠の返書

進上

征夷將軍源秀忠殿下

家康の返書

呂宋國大守足下

芳書幾千、卷舒來復、如書面從伊須波二屋、爲呂宋國守護渡海、珍重至祝、如前前不可有疎意、然而今歲被著船相州浦川津、傾悅不淺、抑如貴國者、上下安寧人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度正禮儀、故無惡逆賊徒、雖然本邦者、於其地致無道者、悉可被誅戮也、次渡海加飛丹船中者心安申付也、貴邦方物如目錄納受、厚意難報、又信物雖薄物以別紙獻之、維遺餘期後音、不備

慶長十三戊申八月六日(別紙目錄略之)

將軍秀忠の返答

呂宋國主麾下

朶翰來復披閱抑里船一隻、海上無其煩渴順風不日至著相州浦川津、至悅至恭、吾邦風俗以直道爲心、若有不直者、則戒之刑之、以故市易相博、公平之外無他、莫勞思慮、先

年之來船亦海路風靜、而歸著於本邦之示諭珍珍重重、從今以往彌不可有疎志、商舶年年來往不絕、則自國他邦幸之又幸也、方物如目錄領納厚志不淺、次菲薄之土宜、其別幅贈進之、聊酬嘉祝、萬乙者也、委悉付干加飛丹舌頭、心事束高閣焉、維時珍嗇

慶長戊申仲秋念四日

慶長中家康が外人を優待したる例證

家康が外客を優遇し、貿易に便利を與へし例證を擧げんに慶長九年正月松前志摩守へ與へたる、蝦夷地法度の朱印に

一諸國より松前へ出入の者共、志摩守へ相斷らず、夷人と直商賣仕候儀は、曲事たるべき事

夷人の儀は何方へ行くとも夷人次第たるべき事

一夷人へ對し、非分申立る者、堅く停止の事

右條違背の輩に於ては、嚴科に處すべき者也

とあり又慶長十五年五月朝鮮國王への返翰中に左の如く記せり

我國の貴國に於ける隣盟を結ぶ者、從て來る所太だ久し、今や舊交を修んと要む弊邦も亦何ぞ疎意を存せんや、勢利の交は古人の羞づる所、只宜しく信義を以て意と爲すべき也云云

又慶長十五年明國廣東の商船に與へたる朱印

廣東府の商船日本に到著せば、何の國國、島島、浦浦と雖ども、商主の心に任せ交易賣買の利を得べし、姦謀の輩兇暴不義の者の如きは、商主の訴に從ひ、忽に斬罪に處すべし、日本の諸人等宜しく承知すべし、敢て違失する勿れ(原書漢文)

又同年十二月、明人周性如に與へし朱印

應天府の周性如商船日本に來る時は、何れの浦浦、津津に到著すと雖ども守護を加へ、長崎に達すべし、諸人宜く承知すべし、若し此旨に背き不義に及ぶ者は、罪科に處すべき者也

慶長十五年庚戌十二月十六日

又同年本多上野介に命じ、福建總督に贈らしめたる書

日本國主源家康、闔國を一統し、諸島を撫育し、其威の及ぶ所朝鮮入貢し、琉球臣と稱し、安南、交趾、占城、暹羅、呂宋、西洋、柬埔寨等蠻夷の君長、酋帥各書を上り、寶を輸せざるなし、是に由りて中華を慕ひ、平和を求むるの意切なり、今茲應天府周性如と

云へる者、適、五島に來り、乃ち上國に詣る、明歲福建商船我國に來らば、期するに長崎を以て泊の所となし、彼商主の意に從ひ、有無を交易し、大關市を開くは、豈二國の利にあらずや、期する所は是にある耳、其來る比大明天子の旨を承け、以て勘合の符を賜らば、則ち必ず我國より使船を遣はし、以て來秋の番風にて其帆を西にせば、何の疑あらん、哉符來るに及べば、我は只使船一隻耳を遣はして、信を明にせんなり、若し餘船の我の印書なくして到る者は、我遣る所にあらざるなり、乃ち是れ寇賊姦寇島嶼に伏竄して、中華の地境を亂すの類なり、若又我商船の諸蠻に往還する者、風浪の難に依りて、中華の海面に繫纜する者あらば、薪水の惠何の賜か之れに如かん哉

歲舍庚戌季冬十六日

（朱印）

日本國臣上野介藤原正純呈書

福建道總督軍務都察院都御史所

又慶長十六年九月媽港政廳の請ひに依り與へたる朱印

日本人天川の津媽港を云ふへ寄船するに就き其處迷惑の由尤に候、其儀に於ては堅く停止せしめ了ぬ、若此旨に背くに於ては、其地の法度の如く成敗すべき者也

同年同月五和臥亞に與へたる朱印

黑船來朝の儀異議あるべからず、貿買法度以下前規の如く相違なかるべき者也

又慶長十七年家康より和蘭へ與へたる朱印

阿蘭陀船日本へ渡海の時、何の浦浦に著岸すと雖とも、相違あるべからず候、向後此旨を守り、異議なく往來致すべし、聊か疎意ある間敷也

慶長十七年七月二十五日

徳川幕府の建設者家康は當時西來の耶蘇教僧徒及其信者には、之れに臨むに刑罰を以てしたるも、西教信仰の一事の外は、外人を忌避せざるのみならず、外國使臣を待遇するに相當の禮儀を以てし、日本を以て萬國人民の保身所なりと明言したり其相續人秀忠も、西教を惡んで、西人を惡まざること家康と大差なし、教と人とを併せ惡み、西洋貿易品の輸入を禁じたるは、三代將軍家光なり、家康は日本建國以來偉人の一人たるに

相違なきも彼素と三河岡崎の一城主のみ豐臣氏亡び天下の權勢彼の一身に歸する後も前田の如き名族は之を遇するに客禮を以てするの不便ありたり秀忠は無事祖業を相續するに止り其治世中國の大事は大抵家康の指揮を奉じたり家光は然らず彼れ性質の祖父に酷似する上に天下の諸侯德川氏に畏伏すること數十年島津一族の强大を以てするも幕府に抗するの無益たるを知り正室を質として江戸に住居せしむるの新例を開くに至りたり寛永元年自餘の大小名凡を望んで畏伏せしを知るべし彼れ今は內顧の憂なし是に於て內地に振ひたる威力を外政に及ぼし四圍の海港を封鎖することとなせり卽ち新西班牙（メキシコ）より來朝したる國使の謁見を拒絕し寛永元年西教信者を密告したる者に賞銀を與るの令を發し耶蘇の像を土足にて履むの新法を布き犯す者は處するに火刑磔刑至殘至酷の法を以てし橫文書籍の輸入を禁じ寛永十三年外人の日本に來るを拒むは勿論日本人にして海外に行く者は處するに死罪を以てし積量五百石以上の船は之を破壞すると同時に新たに建造することを禁じ是に於て天文地理醫術築城諸般の學術擧て擯斥せらるる通航一覽昔者秦皇儒を坑にし詩書を焚く

後世之を以て人類未聞の暴斷となす然れとも彼を以て家光に比するに其暴斷は彼尙ほ遜色あり何となれば彼の暴斷を以てするも尙ほ學術及技藝を尊重するの念を存し醫藥卜筮種樹の書は例外としたればなり家光の如き獨り西教西人を敵としたるのみならず世界の學術世界の智識を敵としたるなり彼が發したる寬永十三年の鎖國令は左の如し

一異國へ日本の船を遣はし候儀は堅く停止の事

一日本人を異國へ遣はすべからず候條忍びて乘り渡る者あるに於ては其身は死罪船主共は其船共留置言上すべき事

一異國へ渡り住居仕る日本人來り候はば死罪申付けらるべき事

一切支丹宗旨の所は兩人兩寄行を云ふ穿鑿せらるべき事

一切支丹訴人褒美の事

伴天連の訴人は其品に依り或は三百枚或は二百枚たるべし其外は此以前の如く相計可申事

一異國船申分之れありて江戸へ言上の間番船の事は此以前よりの如く大村へ

可申付事

一伴天連の法を廣め候南蠻人其外惡名の者之れある時は、前前の如く大村の牢へ入るべき事

一伴天連の儀船中の吟まで入念可申付事

一南蠻人の子孫を殘し置かざる樣堅く可申付事、若し違背せしめ殘し置く族あるに於ては、其者は死罪、一類の者は科の輕重に依り可申付事

一南蠻人長崎に持候子並に右の子供を、養子に仕る族の父母等は、悉く死罪たり と雖とも、身命を助け南蠻へ遣はされ候間、自然彼者共の內に日本へ來る歟又は書通あるに於ては本人は勿論死罪親類以下迄罪の輕重に從ひて可申付事

一武士の面面長崎に於て異國船の荷物を唐人所より、直に買取り候儀停止の事

一異國船に積來り候白絲生絲は、直段を立て候て殘らず五箇所其外書附の所へ割附遣はすべき事

一絲の外諸色の儀は絲の直段極り候ての上、相對次第商賣可仕、但唐船は小船の事に候間見計可申付事

附荷物の儀は、直段を立て候ての上、二十日切たるべき事

一異國船戻りは九月二十日切若し遲く來る船は著し候も五十日切唐船は見計ひ南蠻船より少し後に出船可申付事

一異國船賣殘りの荷物を預け置候儀も、又預り候儀も停止の事

一五箇所惣代の者長崎へ參著は七月五日たるべし、夫より遲く參り候はば割符を外し可申事

一平戶へ著候船も長崎にて直段立ち候はぬ以前は賣買停止の事

寬永十三年五月十五日（閣老連署）

柳原飛驒守殿

馬場三郎右衞門殿

此時葡人にして、長崎に住居せし者男女二百八十七人、悉く媽港に放逐せられ、それにて海外渡航は全く廢絕となりたり

家光の禁令は外人を禁じ、外物を禁じ、外國の智識を禁じたるのみならず、親戚朋友の情交をも禁じたり、長崎夜話草には左の悲哀なる一節あり、盲盲斷腸の思あらし

む

蠻人(西班牙葡萄牙人之子孫遠流之事

寛永十三丙子の年とかよ、蠻人の子孫長崎にありしを、公より吟味ありて、二百八十七人阿媽(アカ)港に遠流せらる、血脈父を本とし、母にはかまひなし、たとへば母日本の種にて、父蠻人の血脈なれば勿論なり、父日本にて母蠻人の血脈なれば則ち母のみつかはして子は留む、或は父放されて子は留る、兄行て弟留り、弟行て兄止る夫妻相分れ、姉妹相離るる有樣、町町戸戸の悲しみいかなるひくつけき輿も袖しぼらぬはなし、かりそめの旅路の別れをだに、石となりし歎きもあるに、今を限りの分れ路夜もすがら手を取りかはし顏さしあてて、物をも云ひあへず、まして船に引き乘せらるるときは夢かうつつか我か人かと、そぞろごと聞えて、中中絶えも果てなんとする者あれど、命だにあらば、又公けの許しもあらんも、定めなき世を頼みてよと、人人のいさむるに、又たとる心地にて、船底に伏ししづみて、折から風だにつれなき追手にて、島かくれ行きしてそあはれなりし

紅毛人蘭人を云ふ子孫遠流之事に付ジヤガタラ文

又寛永十六年己卯の事にや、紅毛國も蠻國に類ひせし水土なれば、其種子日本の種子に混種すべからずとて、則ち平戸、長崎にありし紅毛血脈のともがら、十一人咬噜吧(ジヤカタラ)へ放流せらる、此十一人は皆長崎より歸帆の紅毛船に乘て放ちつかはさる、是は蠻人の種子とは遠ひ、紅毛船は日本へ停止にもあらねば、年毎に來れる紅毛船又は唐船も、往來ある故に古郷(フルサト)の親しき程あるひは友だちなどへ文つかはし、送りものなど品品ありし、其中に長崎町の女人、父は紅毛人にて母かたのよしみあるが、此年十四歳なるを、咬噜吧へ流されたり、此女顏かたちいとうるはしく手習常に草紙など習らひて、さかしき心ばえなりしが、斯る所に放されて故郷へ歸らんことを神に佛に祈りつつ年月を送りしが、斯くて獨りありはてぬべきよすがなければ、命の露のよるべもとめて、もろこし人の妻となりてぞありける

ちやがたら文

千はやふる神無月とようらめしの嵐や、まだ宵月(ヒガ)の空も心もうちくもり、時雨(レイ)と共に古里を出し、其日を限りとなし、又文も見じあし原の浦路はるかに隔れとかよふ心のおくれねば

おもひやるやまとの道のはるけきも
　夢にましかくこゑぬ夜ぞなき

御ゆかしさのまま、腰をれかき付ゟ前業とは申ながら、かかるうき世に、かひなき命、ながらへ申さんよりは、ただ世になき身となり候はば、いかにうれしからましを、たま〳〵花の世界に生れきて、此身となれる年月を、かぞふれば十とせ餘り四とせが程とこそ覺え候に、斯くうらめしき遠き夷の島に流されつつ、きのふけふと思ひながら、はや三年の春もすぎ、今日は卯月朔日、まだ東雲にあすは出船と人の聞えつるに、せめて筆のあとしてもとそんじ、涙ながら硯にむかひゟいまだ夜ふかき程にて、いたふくらければ、ともしびすで〳〵とかかげつつ、思ひ出す事共かきつたへるに、此文のうら山しくも古里に歸るよと思へば、我文ながらありしよりげにものかなしくて

水くきのあとは涙にかきくれて
　むかしをいかに人の見ましや

はづかしながら筆にまかせゟ、そこもとよりの御文、殊に御いんしんとどきまゐらせ候、まづ〳〵御つつがなく御ざなされ候よし、さて〳〵そこもとの御文くりかへし見ゟへば、ひとしほ〳〵御なつかしさ、御すゐもじなされくださるべく候、わが身はいまもつれなき命にて、ながらへゟ、いつの時日にか、日本を出でゟや、今はさたかにもわきまへがたう、こなたの年月にはなぞらへがたく、ただ夜ひるとなく、古里のこと、つかの間も忘れやらず、思ひなぐさむひまも御ざなく候、たま〳〵古郷にて見申したるに、同じきものとては、月日の光りばかりこそ、そこもとにかはらず候ゆゑ、ひるは日の出るかたをながめ、夜は月の出るかたを打ちながめ、袖のかはく間も御ざなく候、斯る憂き世にながらへて、返へらぬ昔を、こひしやとのみ思はんより、只此世になき身ともかなとこそ祈りゟ左りながら、又うち返し思ひ返へせば、世をも人をもうらむべきにては御ざなく候幾萬の人が、此世に生れきたる中に、我身異國の人の子と生れ出でたる事も、先きの世のむくいありてこそと思ひゟ、しからば今さら、世をも人をもうらみ申まじき事にて御ざ候、もに棲む蟲のわれからと、ねをこそながめ世をば恨みじと、二條の后もつらねさせ給ひしと、承り候へば、いささか世をも、人をも恨み申さ

ず、我からとなくより外は御ざなく候

(中略)なつかしや古郷(フルサト)を出でしは、いつの時日にやと思へば、袖のかわく間も御ざなく候、いやしき夷の島に棲み[illegible]とても、御思ひすて下され間じく候、我身の露は、秋の田の穂の上照すいなづまの光りの間も忘れ申さず候、(中略)細細申し入れたき事濱の砂のかず〳〵に候へども、あまり〳〵心亂れ、後と先き分ちかね候ままあらまし申[illegible]、助右衛門樣、九郎樣、同じことに申[illegible]、又ぞやこうせん町お方樣へ文まゐらせたく候へども、出船急ぎ候まま、そへ筆申[illegible]、おたつ樣へ申入候、何とて御文こま〴〵と遊ばし下されず候や、心もとなく[illegible]、必必此船のかへさには、御文くはしくあそばし下さるべく候

一松かさ　この手がしはのたね　杉のたね　はうきぐさのたね　御いんしんたのみ[illegible]、なみだにくれてかきまゐらせ候へば、しどろ、もどろにて、讀めかね申つらまく、はや〳〵夏の蟲たのみ入候、我身事今までは、異國の衣しやう一日もいたし申さず、異國に流され候とも、何しにあらゐびすとはなれ申すべしや、あら日本戀しや、ゆかしや、見たや〳〵〳〵

じやがたら

はるより

日本にて

おたつ樣

まゐる

此女人年たけて後、唐人に嫁して子などありて、日本へたび〳〵文おこせたり、元祿九年の頃までながらへ、七十六、七歳にて死せし由、便りに聞え侍りぬ、其後子なるが文おこせしかど公けより止めさせ給ひてより後は如何なり行きけんしらず

以上は長崎夜話草の載せる所、以て當時海門封鎖の如何に嚴酷なりしやを知る

(按)文化元年和蘭商館主幹交替の時、婦人上陸問題起り、一時彼我の間を騷したり事の次第は出島の和蘭商館主幹ドーフは、本國より歸國を命せられプロムホーフ其後任として、長崎に來る、彼は妙齡の婦人と近頃擧げたる孩兒及び一名のジヤワ乳母を同伴し來りしに、此事一時大に長崎の官民を驚動せしむることとな

りたり、長崎奉行は海舶プロムホフが婦人等を上陸せしめんとするを認めず是れ日本の國法に違反する者なりと痛く之を難詰す、元來出島商館の主館は、長きは約二十年間(ドーフの如き)短きも數年間在職する者、プロムホフが婦人兒女を携帯するは、人情の自然なり、而るに長崎奉行は婦女の上陸を難詰す、蘭館主任の一家族を、驚動せしめたること知るべし、一は人情の自然に從ふて、婦女を携帯せんと云ひ、一は人爲の國法に依りて之を禁止せんとす、自然と人爲の衝突も、此に至りては極點に達せり、加之婦人の身體隈なく日本官吏が檢査せんとしたる事、最も彼等を驚したる一事なるべし、ドーフは後任主幹の此窮厄に遇ふを見て默過する能はず、懇に救濟の勞を執りたり、彼は日本官吏と左の問答を爲せり

(ドーフ千六百六十二年(寛文二年)支那海賊國性爺が、蘭領フオルモサを奪へる際、日本に逃れ來れる多數の婦女子、悉く出島に入るを許されし前例あり、今日も同一の恩典に與りたし

(奉行時宜均しからず、卿が引用せる時に當りて、女子は居るに家屋なく、已を得ず來りしなり、然るに今や更らに來る者にあらずや、第一の場合に於て、日本は

交際國人の來りて難を避くるを拒むを得ず、第二の場合は全く之れと異れり然れども事情愍諒すべき者あれば、卿の請願を幕府に致し、其引證として前例を擧ぐべし、

是に於てプロムホフの婦人は、其子及婢と出島に假上陸を許され、江戸の回答を待つ事となりしが、此に亦一難事あり、卽ち婦女の身體檢査是なり、當時の國法、凡て日本の地に足を上る者は、獨り出島蘭商主幹を除くの外、其身體全部の檢査を受けざるを得ず、而して奉行には之を免除するの權限なし、此國法に依らば、新主幹の夫人も、身體全部の檢査を受けざるを得ざるし、幸に檢査の局に當る者はドーフと、日本の出張員たる監察番士たりしを以て、此檢査は儀式のみにて止みたり、

奉行は新主幹の妻子を、出島に留むるの許可を請ひしに、二箇月を經て、江戸より指令漸く來れり、而して其指令は妻子を出島に留むるの許可不相成と云ふにあり、主幹の失望落膽知るべし、ドーフは百方此指令の變更を試みしも更に其效なく、十二月二日新主幹は、最愛の妻子と離別せざるを得ざる事となり、軍艦ウロ

アガタ號に其妻子及乳母を導き離別の涙を注で相別れ、舊主幹ドーフも、之れに同乘せり

家光極端の斥攘主義を取りしより、西人の來往幾んど跡を絶ち、僅かに長崎出島の蘭人に命じて、泰西諸國の消息を通せしめたるも、出島蘭人容易に島外に出づるを許されず、從て蘭人の通信容易に幕吏の耳に達せず、日本は全く世界の桃源鄉となり、世上空知古有秦、山中豈料今爲晉、歐洲政海如何に怒濤鯨波の天地を震撼せしむる者あるも、日本人の鼓膜には幾んど波動をも與へざりし

五代將軍綱吉

家光の斥攘主義より云はば、西方大陸より吹き來る風も、人力の及ぶ者ならは、之を禁遏せんことを望みしなるべし、彼れは西人の出入を禁じ、其智識、其技術も其信書も我が版圖内に入るを禁じたり、然れども彼は歐亞大陸より吹き來る風と、大西、太平二洋の流潮を禁ずる能はざるなり、家光死し、家綱死し、代は綱吉の治世となりて西學東漸の端は開けたり、五代將軍綱吉は外教を惡むは先代に異る所なかりしも西洋學術東漸の端を開きしは實に彼の治世にあり、長崎人小林義信の說を信じ、從來本邦の用ふる天文推步術の取るに足らざるを發見し、曆數は西洋の法を採用したること(天和三年)蘭人二名を營中に召致し、醫官瀨尾某をして、藥法、療法を質問せしめたること(貞享二年)長崎人楢林豐重を採用して大通詞となし、西洋醫學を講究せしめたること、蘭醫西玄甫を拔摘して官醫としたること、皆寛永鎖國令の堅鎖を緩めたるものなり

新井君美と羅馬人

寶永五年八月、外船一隻大隅國屋久島に著し、一人を上陸せしめて去る、上陸の異人日本服を著し、日本刀を帶ぶと雖も、言語通せず、島人之を鹿兒島に訴ふ、藩吏之を護衛して長崎に送る、長崎鎭臺は蘭人を通詞とし、其本國履歷を糺すに、是れ伊太利羅馬の人にしてヨハン、バッティス、タレロウテと云ふ者なり、是より先き六年彼は羅馬法皇の命を受け、傳教の爲めに日本語を學び、三年前同宗の僧テトルノンなる者を伴ひ、商船に搭じて羅馬府を發し、後テトルノンは北京に行き、ヨハンは日本に志し、遂に屋久島に上陸したるの事實分明となり、鎭臺長井直充は彼を江戸に送りたり、若し彼にして家光の時代に來らば、直ちに追放を命ぜらるるは必然なれども、綱吉は彼に相應の待遇を爲し、小日向の切支丹邸に居らしめ、新井君美に命じ其由來を究めしめたり、君美が西學の必要を感じ、西洋紀聞を著したるは此時にあるなり

將軍吉宗の西學採用

八代將軍吉宗は世に紀州將軍と呼ばれ紀州より入りて家繼七代將軍の相續人となりし者なり、彼は德川氏二百七十年間比類少き名主たり政治には德川氏の積弊を矯め驕奢を禁じ文學には新井君美室鳩巢荻生徂徠伊藤東涯等を採用して足れりとせず廣く智識を世界に求むるの壯擧を爲したり、卽ち享保三年西川如見を長崎より召び寄せ天文曆數の學を講せしめたること、同六年蘭人を呼んで吹上苑に砲術を試驗せしめたること、同九年桂川甫筑をして和蘭貢使と對話せしめたること、其世子に命じ西洋馬術を學ばしめたること、青木昆陽野呂玄丈に命じて天文地理を講習せしめたること、是れ皆前代の將軍も做お能はざりし所とす、家光が西人西書を嚴禁してより此に約八十年將に絕んとしたる西洋の文學技術が九死の中に一生を得じは吉宗の功と評して不可なからん、吉宗死し家重九代將軍家治十代將軍の治世は四海平穩外交上別に記すべきものなし將軍家齊十一代の治世寬政年間に至り內外多事の端を開き、外國の船舶我沿海に出沒する者多く、時の政府は內治よりは邊海の防備に意を用ふることとなりたり寬政以前我國沿海警備を論ずる者ありしも幕府を初め世間之れに耳を傾くる者稀なりし然るに寬政の頃より、北年露國船北海道宗谷、エトロフ方面に出沒し世人漸く海防の必要を感ずると同時に、松平定信幕府の政權を握るに至りしかば、彼は力を海防に用ふるに至れり、乃ち寬政四年十二月定信は沿海巡視の令を豆相房總の領主代官等に命じ、五年正月勘定奉行久世丹波守、目付中川勘三郎等を遣り武相豆駿房總常の沿海を巡視せしめ、又定信自身も將軍家齊の命に依り豆相沿海の要地を巡視し、彼れ實見の結果此等の地方に土著の警備兵を置んとしたれども、定信の辭職に依りて此事實行するに至らざりし

寬政三年の兵議令

德川氏執權中、日本の外國に對する態度を大別せば寬永元祿の頃迄は我は彼を輕蔑し享保の頃は上下共に泰平の時運に醉ふて外國の恐るべきを知らず寬政の頃に至り漸く外國の恐るべきを知り內部の警戒より外部防禦の急なるを自覺するに至りしなり、寬政三年九月異國船取扱の達書に云ふ

異國船漂流候はば何れも手當致置き、先づ船具取上置長崎表へ送遣し候儀、夫々相伺はるべき事に候、以來異國船を見掛け候はば早早手當の手數等を差配り、見掛りは事なき樣に致し筆談役或は見分の者共を出し、樣子相試し可申、若し拒み

侯趣に侯はば船をも人をも打碎き順著なき筋に侯間彼の船へ乘り移り迅速に働き打捨にも致し召捕へ候儀も最も可相成侯勿論大筒火矢なども用ひ侯も勝手次第の事に侯筆談等も相調ひ又は見分等をも拒まざる趣に侯はば成る丈け穩かに取計右船をば計策を以てなりとも繋ぎ置船具等をも取上置人をば上陸一致させ番人を附け置立歸致さざる樣に致し早く相伺はるべく侯云云

此達書は寛永元祿の頃にてあらば實行し得られしなるべし然れども日本が外國に對し不禮不作法を行ふて我に曲從せしむるの時代は已に過ぎ去りたり日本は百年の泰平に醉ふて武備を怠りしも海外諸國は最早魯下の舊阿蒙にあらず一旦覺を開くあらば我の海防は彼の銳利なる武器に敵すること難し是に於て寛政九年十二月幕府は更に左の命を發し前令寛政三年の令より生ずるの危險を避けたり世に云ふ寛政令なる者是なり

所謂寛政令

異國船漂著の節の取計は委細相達置候得共若し心得違ひ候て此方より事を好み手荒なる働を致候ては宜しからず候先方より重重不法の次第と相決し止を得ざる事に立至り候節は格別の儀先は成るべく丈け計策を以てなりとも繋ぎ留注進可有之候凡て異國船は漂著候ても海上へ向ひ候ては石火矢を打ち候なども一は寛永の鎖國令にも讓らざる語氣に出で一は文字の間に隱然外國の輕蔑すべからざる意味を包含したるらはしの趣に相聞え候得ば事なきに乘じ卒爾なる取計を此方より仕出候儀は無之樣に念入れらるべく候云云

此の二令は僅僅五六年前後して發したる者なれども一は寛永の鎖國令にも讓は一目瞭然たり是れ外船の我沿海に往來する者年を追ふて增加すると我睡眠社會が睡眠朦朧の間にも外國に對する智覺力の增加せし者あるに由る

松平越中守定信所聞樂翁は德川氏治世中の名相と呼ばるる者彼が資船に題せる國歌に云ふ此船のよるてうてとを夢の間も忘れぬは世の寶なりけり彼は外國交通の到底禁遏すべからざることを知るに由る當時歐洲大陸には拿破烈翁一世の勃興して世界各國の地圖に一變動を與へんとするの擧あり英國亦盛んに印度の經營を始む日本獨り東洋に蟄居して人間界に幾多の秦漢起伏するを知らざる仙鄉たる能はざるなり松平定信鎖港の國法に制せられて未だ大に門戶開放の活動を爲す能はざるも我國蘭學流行の新時代を開きしは彼が執樞の時代にあり犬規